

北海道水產稅史

〔北海道租稅史〕

西野 敏雄
〔前研究部長〕

目 次

はじめに.....	五
第一章 松前藩の租税・財政制度.....	六
(一) 松前藩の形成.....	六
(二) 松前藩と石高制.....	九
(三) 鷹・木材・砂金.....	三
(四) 商場知行制.....	三
(五) 場所請負制.....	五
(六) 第一次幕領と場所請負制度.....	六
(七) 開港期と場所請負制度.....	三
(八) まとめ.....	七
注(一)	七
第二章 海產税・北海道物産税.....	七
(一) 場所請負制の廃止と漁場持.....	九
(二) 海產税から北海道物産税への整備.....	六
(三) 北海道物産税の名称.....	四
(四) 北海道物産税の徵収機関と納期.....	四
(五) まとめ.....	五
注(1)	五
第三章 北海道水產税.....	六
(一) 北海道庁の上申とその背景.....	六
(二) 大蔵省からの請議.....	九
(三) 内閣での審議.....	七
(四) 元老院での審議と法制局での再修正.....	七
(五) 課稅物品.....	七
(六) 納稅義務者.....	七
(七) 水產物營業人組合・収稅委員.....	九
(八) 課稅標準・納期.....	八
(九) 北海道水產税の地方稅移管.....	六
(十) まとめ.....	八
注(11)	九
第四章 地方稅時代の水產稅.....	九
(一) 地方移管後の水產稅.....	九

(二) 大正十一年北海道庁令三十号以後	100
(二) その後の拓殖計画	104
注(四)	104
第五章 北海道諸産物出港税・船税	110
注(五)	118
おわりに	120
参考文献	126
表目次	128
表	134
年表	140
〔補遺〕樺太の租税制度	146

はじめに

わが国は所得税を、先進国の中でも早期に導入したが、その理由の一つとして、北海道物産税の減税が広くあげられている。しかし、全国的視野から眺めると、北海道物産税の比重はそれほど高くない。

一方、北海道物産税は、北海道の物産に対し賦課され、他藩の正租に等しく、松前藩時代の運上金に源を発し、かつ古い色彩を数多く残している税である。北海道物産税が所得税創設を含む一連の税制改正の中で北海道水産税となつたわけであるが、それでも昔の色彩を多く残している。この北海道水産税も、日清・日露戦争という税制変動期に地方税へとかわる。むしろ、その収入は北海道の開拓に使われていたのであり、本来の姿に戻つたともいいう。こうした流れを通してみると、日本で租税国家がどのようにして建設され、また、租税法律主義が浸透していくかを研究することもできよう。

おりもよく、税務大学校租税資料室には、「北海道水産税」と題する綴り（以下、「税則資料」という。）など、明治期の関係資料が多数収集されてきた。そこで、松前藩時代から北海道水産税が地方税に移管されるまで、税が、いかに変化し、どのように運営されていったか、租税法律主義がどのように浸透されてきたか等を、北海道水産税を通して眺めることにした。

この論稿は、札幌国税局藤枝茂氏、北海道立文書館佐藤京子課長、鈴江英一係長および遠藤龍彦主任、税務大学校札幌研修所の方々、研究部高橋・毛利両教育官及び井上一郎研究調査員の大きな協力を得た。ここに記し、感謝の意を表したい。あわせて、「税則資料」を提供された堀彥久氏に感謝の意を表する。

第一章 松前藩の租税・財政制度

(一) 松前藩の形成

(1) 北海道には、安政六年（一八五九）から慶応四年（一八六八）における奥羽諸藩による蝦夷地分類支配の時代、寛政二年（一七九九）から文政四年（一八二一）および安政元年（一八五四）から安政六年（一八五九）における幕府直轄領の時代とを除き、藩は松前藩しか存在しなかつた。松前藩は形成過程はもちろんのこと、財政構造も内地の藩と異なり特殊であると、言われる。⁽¹⁾

北海道は、若狭湾をかなめとする日本海商圏の北上によって、室町初期より内地の社会と結びついた。両者の商品流通は、海産物に富み天然の良港を持つ箱館方面と岩木川河口の十三湊の結びつきで始まる。そして、道南地方には、一六世紀当初には既に箱館方面と松前方面に二つのアイヌ人の大勢力があつたようである。⁽²⁾

一五世紀には、通商に便利な道南の港に港町が形成され、それぞれに館が築かれた。その中で十三湊を拠点に蝦夷地を支配していた安東氏は、嘉吉二年（一四四二）道南に根拠を移した。安東政季は、康正二年（一四五六）館主を下之国・松前・上之国に三分し、各々に「守護職」を置き、管轄領域での商船から徵稅する権利を認めた（「新羅之記録」）。この收稅は、安東氏の代官が徵收していたものと認められ、後の沖ノロ口銭の原型である。⁽⁴⁾

アイヌとの戦いが激化する中で安東氏は秋田に戻った。その中で、館主の一人武田信広は、アイヌの首長を討ち、これに乗じて蝦夷地に入封し上之国守護職となる。さらに、永正九年（一五一二）から永正一二年（一五一五）にか

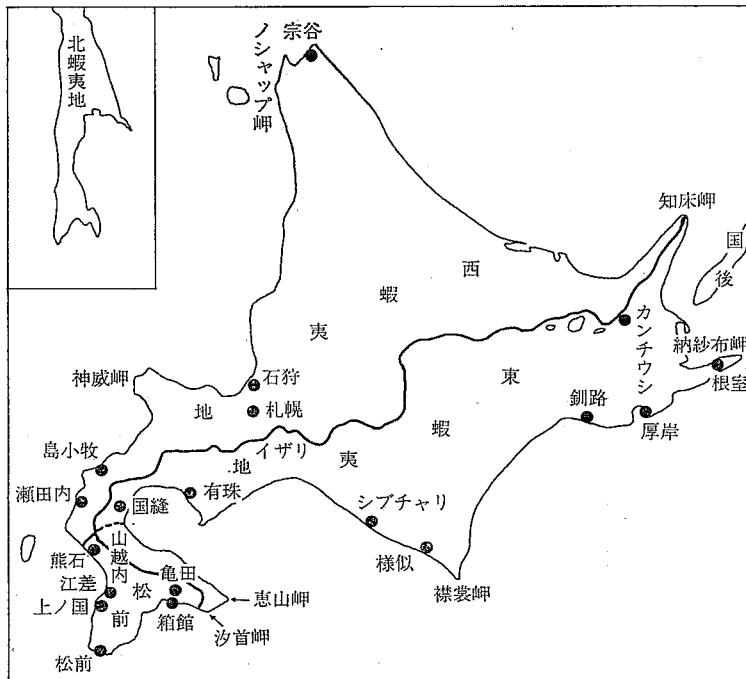
けてのアイヌとの戦いの中で、蠣崎光広は松前之守護職となり、さらには下之国守護職をも服属させた。⁽⁵⁾ こうして、武田信広の子孫は三守護職を一手に納めたものの、必らずしも立場が強いものではなかつたらしく、永正二一年（一五一四）、安東尋季（当時、秋田県能代市内の檜山に拠る）から、大館（現在の松前）に「役職人」を置き、「諸國より来る商船旅人をして年俸を出さしめ、過半を檜山に上る」ことを条件に「狹の嶋を良広に預け賜ひ、宜しく国内を守護すべきの由判形」を認めてもらつたのである（「新羅之記録」）。さらに、天文一九年（一五五〇）、蠣崎季広は、東部・西部両集團の首長と、大館での領主的取り分を毎年献上することを条件に和解した。

この時から、大千軒岳連峰で画された松前半島の西半分（天の川と知内を結ぶ線以南）が和人地と呼ばれるようになる。この地域が通常、松前と呼ばれる地域である。和人地は、和人と少数のアイヌ人から成り、その他の地（蝦夷地）は、ほぼアイヌ人から成つていた。⁽⁶⁾ 和人地に於ては、内地と同様に人別帳作製・宗門改め等が行われていたが、藩財政を支える程度の農業生産は行われていた。

(2) 天正一八年（一五九〇）の豊臣秀吉の関東・東北征服の中で蠣崎慶広は、同年一二月秀吉に謁し、従五位下、民部大輔に任せられ「狹之嶋主」の待遇を受けている。この際は、安東氏の了解のもと、日本海の海運で結びつきの強かった加賀や越前の大名の手づるで、秀吉に謁することができたと言われている。⁽⁷⁾

文禄元年（一五九二）、蠣崎慶広は肥前名護屋へ参陣する。翌二年正月再び秀吉に謁し、朱印状⁽⁸⁾を受け、従来より徵税してきた船役が既得権として保証された。すなわち、交易徵稅権が承認されたのである。重ねて、同年冬、蠣崎盛広も朱印状⁽⁹⁾を受け、蠣崎氏は松前でのアイヌとの交易権を占有することになった。

蠣崎慶広は、徳川家康の意向により慶長四年（一五九九）松前氏に改姓した後、慶長九年（一六〇四）には、商人



出典：榎本守恵「北海道の歴史」

図1 東西蝦夷地の境界

が渡海し蝦夷地で通商行為を行うことをも禁ずる家康黒印状を得ている。家康黒印状は、歴代将軍の松前氏宛の朱印状と同一内容であるが、支配領域が明示されず、石高の表示もない。この形式は、他に対馬藩にしか例がない。⁽¹¹⁾ 松前藩は、蝦夷地交易を独占できることとなつた。

なお、前述の和人地の安全を図るために、松前藩は和人地の拡大を進め、寛永十年（一六三三）に津軽海峡ぞいに亀田まで和人地を拡大して「東在」とする。日本海側では、寛永二十年（一六四三）、藩境は天の川から熊石に北上した（ここまでが「西在」）。この結果、渡島半島の脊梁山脈までが和人地となる。この和人地のあり方は、東蝦夷地が幕領となつた翌年の寛政一二年（一八〇〇）ま

で統く（蝦夷地各部の名称については、図1参照）。

(2) 松前藩と石高制

(1) 寛政一二年（一八〇〇）までの和人地は、ほぼ鳥取県の面積に等しいのにもかかわらず、石高制が定められなかつたのは、漁業・林業・畑作が行われ、水田農業が行われていなかつたからと、する人が多い。たしかに、北海道で水田農業が行われるようになつたのは、はるかに後日のことである。

幕藩体制社会の特質を端的に示すと言われる石高制は、天正一〇年（一五八二）に始まる太閤検地の全国的施行を契機として、日本全土にわたり成立したものである。すなわち太閤検地は、豊臣秀吉より検地奉行に交付された「検地録目」にしたがつて統一的に施行され、全耕地の石高（法定収穫高）が確定された。そして、確定された石高に基づき、大名の所領の所在地および石高が指定され、知行給付されたことは、まちがいないようである。⁽¹²⁾ ただし、石高制は太閤検地以前に既に成立している可能性が指摘されている。⁽¹³⁾

石高制の成立過程をみると、秀吉の天下統一の根拠地である近畿地方とその近国においてまず成立し、天下統一に必要な兵糧を確保するという要請に応じている。また、大量の兵糧米を換金しうる市場としては、京都・大津・奈良・堺といった都市以外には無かつたはずである。上杉・島津ら有力大名が京周辺に在京賄料の地を持つていたのも、十分に換金できる地が国元に少なかつたからである。その結果、石高制は、米・大豆という兵糧手段の確保という、戦時非常的な年貢制を伴つてゐる。そして、関ヶ原役以降も石高制が維持されたのは、兵農分離により家臣団が都市に住むことになった状況下で、当時の都市の農産物需要が米に相当大きな比重をかけ、かつ米の方が換金しやす

かつたことが大きな原因であると指摘⁽¹⁶⁾されている。

そうすると、石高制は、田も畠も米を生産するものと擬制し、法定の米の収穫高を算定し、それによって土地の生産力を把握するものである。⁽¹⁷⁾そして、水田の他にも山林・原野・屋敷地などを含めて、社会の総生産力を石高が示している。それならば、社会の総生産力を他の方法で把握しても、一種の石高制である。

ところで、江戸時代にも江戸・京・大阪等の都市において税を課されなかつた例⁽¹⁸⁾が多数あり、それぞれ法令が出されている。こうした税を課さない例を放置することは租税国家の原則に悖るとして、明治政府は、人及び土地に関する免租の例を廃止させる。⁽¹⁹⁾このことはさておき、布令が出されること自体、課税できるものとの認識があるのであって、それ故に江戸・大阪の町民には、代りに国役、運上冥加を課し、町の会所の経費や自身番の経費を負担させており、江戸時代でも課税は米に限られていない。

(3) こうした石高制に基づく年貢が、地租改正によって近代的な地租に革められ、日本に租税国家が形成される。すなわち、「明治財政史」第六編第一章第三節「地租」が、「明治ノ初メ政權ノ朝廷ニ帰スルヤ從来ノ弊害多キ租税制度ヲ釐革シテ全國均一ノ法則ヲ設クルコトハ庶政中最モ必要ノ事ナリ」の文言で始めているように、租税国家の建設に明治政府は、全力を傾けた。

その中で、集議院判官神田孝平の「田租改革建議」⁽²⁰⁾（明治三年六月）が、租税国家の建設に大いに貢献した。「田租改革建議」は、米納の弊が大変多いが、それは山林田畠等一切米を以て税となす故であり、この弊害を除くために、新たに土地の売買を許し土地所有者に地券を交付し地租は地券記載の地価に応じて金納させるべき旨、強調する。そして、「此法田地ノミナラス畠野山町在人家土蔵、渡場、物揚場等一切地著ノ租税ニ通用スヘシ最モ簡易明白ノ法ナレ

ハ是迄ノ如ク精幹廉直ノ吏ヲ選ムニ及ハス」とし、一切の土地に新しい税法を適用すべきであるとしている。銳意、地租改正が進められて⁽²²⁾、明治六年（一八七三年）地租改正条例が発布される。

地租改正について「明治財政史」は相当多くの頁を割いている。その中で、地価算出の方法について、「先ツ田地一段歩ノ収穫ヲ石代ニヨリテ金錢上換算シ種子肥料、地租及ヒ村費ヲ控除シタル残額ヲ純収益トシ之ヲ一定ノ利率ニヨリテ還元シテ地價ヲ求ム」と要約している。又、地租を課するべき物体につき、「是ヨリ先キ地租ハ土地ノ収穫ヲ標準トシテ之ヲ賦課セシカ改正法ニ於テハ土地ノ價格ニ應シテ課税ス」ともする。⁽²³⁾ すなわち、明治政府は、収穫そのものではなく、土地の價格の背後にある収益に担税力を見出そうと、しているように思われる。そうであれば、耕地であるか否かは關係がなくなる。現に、松前藩が運上を徵していた鯨漁場や昆布場所も、収益が見出される限り地租の課税対象となるのは当然である。そうした場所が地租の課税対象となるのか、当然論議されたはずである。

(4) 明治政府が地租改正においてモデルとした世界各国にも、地租が存在している。そして、そこでの地租の課税標準は、土地の面積・等級・収穫高・地価ないし賃貸價格に求められている。石高制のもとでの年貢や地子も同様の課税標準である。

こうした租税を、個別の収益に着目して課税されるか、資産所有という事実に着目したのかによつて区別するの(24)は、後世の学者の話であるが、為政者は無意識的に担税力を何に見出すか検討したはずである。豊臣秀吉の時代は武力で統一する時代であるから米が基準となり、徳川幕府になつても米が当時の主要産業であり米の換金性が高かつたことから、米が担税力把握の中心であり続けたのである。それを補うべく、各種の雜税が米以外に担税力を見出して課税されたのである。

松前藩は、その成立の経緯からして漁場と通商に担税力を主として見出している。だからこそ松前地方に対しても米によって生産力を推定せず、石高制が施行されていないのではないかと、解される。もつとも、大名である以上、軍役の負担や江戸城での席次に關係があるため、松前藩は、石高制に大変な関心を持ち続けた。⁽²⁵⁾

(三) 鷹・木材・砂金

(1) 松前藩は、水産物だけを課税対象としたわけではない。たとえば、寛文期頃の藩主財政（蔵入分）はアイヌ交易の御手船八～九艘の徳分一～二千両、鷹の代金一～二千両、松前地の沖ノロ・百姓諸役六百両⁽²⁶⁾である。寛文十年頃は、松前地より七百両、鷹の代金二千四～五百両、御手船七～八艘一～一千両である。⁽²⁷⁾

このように、当初は鷹の収入の比率が高く幕府からの恩借米返済として鷹が充てられたこともある。⁽²⁸⁾ 鷹を捕獲するための鳥屋は、約三〇〇ヶ所に達し、約三分の一が藩主やその一族で占められた。⁽²⁹⁾

松前藩の歳入において、鷹が相当の比重を占めていたのは、鷹狩に用いられる大鷹が北海道に於いて盛んにとられたため、また鷹が権力の象徴として価値が高かったためである。将軍への献上が多いのは当然であるが、大名等にも献上された。松前から江戸・京に至る宿場に対し、宿泊及び鷹の餌の馳送を命ずる達しが出されたほどであった。⁽³⁰⁾ 鷹の献上も、綱吉期の生類隣れみの令によりいつたん停止された。生類隣れみの令が復活されても、歳入に占める比重は旧に戻らなかつた。⁽³¹⁾

(2) また松前藩は、砂金等の鉱業を直営していたときもあるが、比重は、それほど高くない。⁽³²⁾
むしろ、林業に力を入れている。元禄四年（一六九一）には既に檜山奉行⁽³³⁾が置かれ、蝦夷地の森林も管理させてい

た。しかし、享保当時、山師の総石役金高は千両あれば上々で⁽³⁴⁾、中期以降には森林の保護育樹に重点を移していた。⁽³⁵⁾

四 商場知行制

(1) 松前藩は、立藩の経緯よりして、商業及び漁業をもって立藩財政の藩是としている。すなわち、北海道の海岸を大小の漁場に区分し、自己所領の外家臣に対し土分の高下に従つて分与した。藩主直轄地を「直領（御直領）」、臣領地を「給所」とい、和人地では一般に采邑を「封」または臣領地の場合はこの外「知行所」ともい、蝦夷地では一般に采邑を「場所」または「商場」という。場所は、和人地に直領が多く、給所は少なく、蝦夷地はその反対である。⁽³⁶⁾慶長・元和期（一五九六～一六二三）には家臣化した一族に商場が宛行われ、元和～寛永期（一六一五～一六四三）には藩主直系の新参家臣に宛行された。寛文期（一六六一～一六七二）までに、商場知行割の基本形態が完成し、元禄四年（一六九一年）頃に確立する。厚岸（東蝦夷地）・湧別（西蝦夷地）には寛文九年（一六六九年）までに到達した。⁽³⁷⁾宝曆四年（一七五四）には国後島に、寛政二年（一七九〇年）には樺太島に到達している。そのほか、商場の給付にかえ、稲米を給付される者（＝切米扶持の武者）が多数存在している。（人數的には後者が多い。ほかに徒士・足輕がいる）。

このように、松前藩は、対アイヌ人交易独占権を知行として藩士に分与したが、それぞれの藩士の交易権の機能しうる範囲が、商場とよばれる。和人地住民に対する雑税の課税・内地より出入の商船並びに旅人に対する課税（沖ノ口口銭）がないではなかったが、商場における産物交易による収益が、主要な部分を占めていた。また、本州各地の邊境後進地帯では農業兼業の武士が多かつたように、松前藩には漁業兼業者がいた。そして、漁民が百姓と呼ばれ、

鯨や昆布などを年貢として上納したとの記録があり、海産物が年貢のかわりをしていたことがうかがわれる。⁽³⁸⁾

知行の内容は交易に限られ、交易船数も制限され、一商場に派遣できる商船（三五〇石程度の船）は夏の一艘に限り、蝦夷の生産活動を阻害しないように心がけていた。船には役人（足輕クラスが大半）が一人乗り、藩主の名代として儀礼を伴った交易をしていた。他方、砂金・伐木、著しき鮭場・鱈場は藩主支配で、獵虎・熊胆なども贋物と唱え、領主の収納となるべきものであった。このような条件のもとで、藩士は城下で購入した本州産商品を船積してアイヌ人と交易して、入手した生産物を城下で商人に売つて利潤を得た。⁽³⁹⁾

享保二年（一七一七年）当時の交易品は、「松前蝦夷記」によれば、概略、表1の通りである。⁽⁴⁰⁾

なお、留意すべきことは、まず、アイヌ人に対する課税せず、交易する利益の中に含めて徵収している。第二に、昆布取税などの雜税も課せられはじめているらしいことである。⁽⁴¹⁾ 第三に、双務的交易である以上、取引は本来対等である。和人商品の価格を強引に引上げれば、相手に不満をいだかせることになる。⁽⁴²⁾

(2) こうした過程の中で、内地の本店の支店として誕生した松前の問屋は、船手より移入または船手に渡されるべき貨物を沖の口番所に届けて検査を受け、沖ノロ口銭その他の諸役金を取り立て番所に納めた。蝦夷地に往来する船舶に対する手続も代行している。また、難破船の救助や禁制品の取締りも担当した。これらの義務を果す代償として、船手と人民の間に立つて貨物の売買を仲介し、規定の問屋口銭を保障された（捷書の古いものとしては、「松前福山諸捷」に記されている元禄二年一二月の達がある）。⁽⁴³⁾ この問屋口銭は、関税ではなく保障されたマージンである点で、沖ノロ口銭と異なるが、時に混同されることがある。

こうした商人の中心となり、松前と上方との商品流通の中心となつたのが、近江商人である。近江商人は、両浜組

という組織をつくり、両浜組は松前藩から多くの特権が与えられている。⁽⁴⁴⁾

四 場所請負制

(1) 知行主は、自ら又は代理人によつて蝦夷地と交易を行なつてきた。しかし、交易に要する物品の仕入れはもとより、交易された産物の売捌にいたるまで、問屋に依存し、⁽⁴⁵⁾ 交易の船も制約されていた。

貨幣経済が盛んになるにつれて藩も含めた知行主の経済は苦しくなり、借財も重んできた。そのため延宝・元禄年間（一六七三～一七〇三）頃から、松前藩は夏商船一艘の原則を崩し、蝦夷地への交易船を増船することを認める。

さらに、享保二年（一七一七）頃から、商人よりの債務の弁済に苦しむ者、日用品の年中の総支払のための差引計算の方法として、あるいは商人に托した方が有利と判断した者等が、一定期間一定の運上金や附加貢租の負担を条件に、場所の交易権を譲渡する例が出現する。これが場所請負制である。

すなわち、運上金上納の引当てとして、知行地經營権を商人に委ね、生産力の低下で収益の激減した商場から定収入を確保せんとする。そして、希望する「場所」を「松前の町人ともその地頭へ願い出で、蝦夷を介抱いたし運上金若干を献せん」と言いその場所の広狭富乏によつて運上金を定め、是を請負といふ（略）領主、家臣ともに其の領地を町人の請負のもの共に渡し運上金を取揚て是を租税とす」ようになったのである（「蝦夷草紙」⁽⁴⁶⁾）。

(2) 一方、場所請負を「松前蝦夷記」は、「商人船に運上を取り其の場所を相渡す」と表現している。すなわち、知行主が和人であれば運上金に相当する交易の一宗利益（松前藩は、蝦夷よりは租税の形では徴収しない方針を、一貫してとつている。）の収納を、商人に請負わせるものであり、運上さえ上納すれば残余は請負人のものである。そこか

ら交易する建物を、運上を収納する家という意味で「運上屋」と呼び、準藩庁ともよぶ機能をもつに至っている。運上屋のある地に、今の税務署が多数あるのも何かの縁であろう。また、残余を最大にすることを請負人が考え、大網の使用等の漁獲方法の改善、加工品の種類の増加や改良を行ない、蝦夷住民の使役の強化を考えるようになるのは、自然の流れである。⁽⁴⁷⁾ 場所の蝦夷が困窮しないよう義務づけられていたが、空文になりがちであったようである。⁽⁴⁸⁾

要するに、場所請負制度は、交易による一定利益の収納を自己に代つて商売人に請負わせるもので、実質的には租税請負制度である。⁽⁴⁹⁾ 日本でも、鎌倉初期、地頭が定額年納を上納することを条件に莊園の支配権を本家より委任されていた。北海道水産税が、水産物営業人組合を活用するのも、この方式を参考にしたのかもしれない。もつとも、本州各地で年貢を商人に請負わせた例があるので、松前藩だけが例外ではないが、主要部分をしめる点で、かなり異例である。

(3) 場所請負制度は、享保二年（一七一七）頃始まり、元文二年（一七三八）頃までに確立し、全藩領で実施された。⁽⁵⁰⁾ 当時、瀬戸内・近畿地方では、油・藍・綿などが、干鰯を肥料として、元禄より盛んになっていた。ところが、享保頃には干鰯が不足気味になり、安価で肥料としても優秀な蝦夷地産魚肥が要求されるようになっていた。⁽⁵¹⁾ さらに、西回り航路が整備され、千石船が北前船の主力となり、享保の初頭には蝦夷地産品が大阪市場と結びつくようになっていた。

また、元文五年（一七四〇）には、幕命により煎海風、白干鮑、昆布などの蝦夷地産品が長崎俵物となり、中国貿易の中で重要な比重をしめるようになってきた。はじめは近江商人（実質的には両浜組）が一手に買い集め長崎に送つたが、やがて長崎商人の直買となつた。後には、俵物買入れを幕府直営とし、箱館に会所を設けて直買するまでに

なる。天明五年（一七八五）のことである。⁽⁵³⁾ こうした中で、場所請負制に転換した。

なお、一般和人の蝦夷地入りは、鯨漁においても長らく禁じられていたが、その後不漁のため臨時に年々納税して蝦夷地に出漁することが、次第に許可されるようになる。その際、請負人の下に企業家として参加する場合は漁獲物の二割を請負人に貢納し、残りの八割を自分の所得とした。これが二八取りといわれるものであるが、場所によって率が異なっている。この方法は、開港期になるにつれて増加するが、藩（ときには幕府も）は許可料を別に徴収している。漁夫として雇雇される者も多かった。⁽⁵⁴⁾

(3) 海保嶺夫氏の研究によれば、契約期間は三年、運上額は各場所五〇～一〇〇両である。⁽⁵⁵⁾ また、南鉄藏氏の研究によれば、運上金は二十両くらいより四百両くらいまでが普通のようで、運上金の外に「給地ヨリ出ル所ノ昆布・鮭・鱈・魚油ナト好ミニ応シテ其ノ主人（知行主）取揚」て、更に冥加金も附加徴収されている。請負人は一人で一場所のほか数十ヶ場所を兼営し、期間は五年、七年、あるいはそれより長いものもあり、満期になれば更に契約を更新し同一人又は他の商人と交代している。請負人は当初は指名により請負った。⁽⁵⁶⁾

場所請負制へ転換する時期に、昆布浜役・薪役・穀物役・鱈取役・出油役・入酒役などが増徴された。⁽⁵⁷⁾ 享保四年（一七一九）には収納量が固定していた鯨役（西在で干鯨一四丸、東在で七丸）が自家消費分を除き一率に一五分一役に増税された。⁽⁵⁸⁾ 享保二十年（一七三五）には沖口入後役を設ける（その後一時廃止したが復活）とともに、松前・江差・箱館の三港問屋に株仲間を結成させ、商品流通に伴う税収を確実なものとした。⁽⁵⁹⁾

こうして、享保五年（一七二〇）の藩主交代時には藩庫には一〇〇〇両余しかなかつたが、寛保三年（一七四三）⁽⁶⁰⁾ の藩主交代時には一万両以上の蓄財となつたと言われる。この背景にも西回り航路の発展およびそれに伴う漁業の発

展があげられる。

(六) 第一次幕領と場所請負制度

(1) 場所請負制が成立した元文四年（一七三九年）頃、既にロシアはカムチャツカを一六九九年に征服し、この地のコリヤーク族にヤサーケ（毛皮税）（現存する税である。）を賦課するとともに南下していた。一七六八年、ロシア人は択捉島のアイヌ人にヤサーケを課したが、一七七一年アイヌの抵抗を受け、中止した。安永七年（一七七八年）には、ヤクーツク商人が、松前藩に対日通商を求めている。

こうした中で、安永三年（一七七四）、飛驒屋久兵衛は、藩に対する貸付金とひきかえに、厚岸・霧多布・国後の各場所の請負権を得たが、翌年（一七七五）アイヌの首長の抵抗を受けたため、数年間、国後場所の經營ができなかつた。⁽⁶¹⁾

天明五年（一七八五年）、幕府により蝦夷地の調査が行われたあと、飛驒屋は、天明八年（一七八八年）は國後島で魚肥生産を開始する。しかし、國後島と目梨（知床半島）の飛驒屋の施設がアイヌ人によって襲われる事態が発生する（一七八九年）。征夷大將軍といふ名前の本質に抵触する問題として、事態を重視した幕府は、直ちに津軽・秋田・南部三藩に松前藩を支援するよう命じると共に、厚岸以東と宗谷地方に於て「御救交易（幕府の場所直営）」を行ない、アイヌ人に対する取扱いを是正しようとした。なお、天明六年（一七八六）の請負制度については、白山友正氏の研究がある。⁽⁶²⁾

ラックスマンが一七九二年に来航した他にも、他の外国人が北海道周辺に出没したので、幕府は寛政十一年（一七

九九年）一月、東蝦夷地と東在を仮直轄し箱館を拠点とする。ついで、享和二年（一八〇二年）東蝦夷地、東在が永久上知となり、代償として武藏国内に五千石の給知が松前藩に与えられている。さらに、文化四年（一八〇七年）三月、幕府は、西蝦夷地、西在も収公し、松前藩を陸奥国伊達郡（福島県）梁川へ転封している。⁽⁶³⁾こうした動きの背景には、田沼時代に極に達した財政窮乏がある。それゆえ、綿密な蝦夷地の調査や再三にわたる蝦夷交易が行われ、田沼以後の政権にも繼承された。⁽⁶⁴⁾

(2) 東蝦夷地において、場所請負制を廃止し、各場所において請負人が魚肥生産のために設けた運上屋を接収し、評価の上賠償を行なつたうえで、会所と改め、それを拠点に幕府自身が經營にあたつた。幕府は江戸会所を設けて総元締めとし、広汎に配備された取扱機関を通じ直捌全場所への仕込みの買付けをなさしめるとともに、直捌地よりの総出產物を完捌かしめた。交易比率も蝦夷に有利に改め、貯蓄心をも起させしめ、交易物資も潤沢に仕入れ、漁法も教え、漁業を奨励したし、官船も建造し大規模な輸送も始まり、箱館からは東へ行く道路を開削した。さらに、場所の取締りも厳重になされた。こうして、東蝦夷地の生産高は、從来西蝦夷地の半分であったものが、ほぼ匹敵するまでになつた。

西蝦夷地では、場所は從来通り場所請負人に託し、蝦夷に対し不正が行われぬように官吏をして監督した。請負人の力が強く、幕府が直捌をするまでの利益が見込めなかつたのであろう。⁽⁶⁵⁾

こうした直捌により、四〇万両余が幕府の益金になつたと言われる（「蝦夷地御用金取調」文政六年（一八二二年））。しかし、國庫支出金の利子及び松前氏の転封で給付した領土からの物成の減少を考えると、幕府にとってそれほどの利益は上つていないのである。⁽⁶⁶⁾

箱館売捌の場合、これまで沖ノ口口銭は箱館及び福山の二カ所で納付しなければならなかつたが、箱館が幕府の直轄となつたので、箱館側は箱館沖ノ口だけで済むことになつた。その反面、松前藩としては箱館で沖ノ口口銭を収納しえなくなり大減収となつた。松前藩は、儉約令を施くとともに、沖ノ口諸役を強化するのに追いつまれた。

- (3) 単純民営に比し直捌の利益が予測したほどでなく、交易により得た産物を商人の手を経て売却する等の手間も要したことから、幕府は、文化七年（一八一〇）開発に功績のあつた高田屋嘉兵衛に押捉島の請負を命じ、直捌廃止の第一歩を踏みだす。ついで、同九年（一八〇三）九月、松前役所において合理的な入札請負が開始され、翌一〇年一月実施にうつされた。山越内より三ヶ名までは小場所であるため一人で二、三カ所を請負い得るが、その他は一人一カ所を原則とされた。さらに、西蝦夷地は從来福山の商人に限つて入札せしめていたが、今後は東蝦夷地とも福山箱館の者も隨時に入札すべしとされた。その運上金の納入役所は、松前・箱館いずれでも便宜の箇所でよいとされるなど多くの改良が加えられた。⁶⁸⁾ その結果、東西蝦夷地の運上金は約二万二百両、北蝦夷地約一千両と、寛政十一年の約六倍となつた。⁶⁹⁾

なお、直捌により、藩士に知行として分与する必要がなくなつたことを契機に、場所の統廝合が行われている。千歳川添のユウフツ場所一五カ場所は寛政一二年に一場所に、石狩川流域一三カ場所は文化八年三人請負、更に文政四年には一人請負となつてゐる。このほかにも併合された場所も多い。文政年間の場所請負の状況については表2参考照。

- (4) ロシアとの紛争もおちつき、蝦夷地からの直捌の成果もある程度立つた頃、松前藩側の運動もあり、文政四年（一八二一）一二月、全島あげて松前藩に返還される。引継の際、幕府は直捌を遺失なく相守るべき旨を命じると

もに、達書に「松前蝦夷地一円」が松前藩領であると、始めて明記した。

松前藩は、これを受けて、全藩領を直領化して請負商人との契約権を藩主の専権とし、場所請負の選定を入札制とすることを引継いだ。安政元年には、運上金は約一万九千両となつた。あわせて、文政六年（一八二三）、百石＝二〇両の換算で、半分を貨幣で支給する擬制的な石高制を導入し、内地の藩の体制に準じる体制が施かれた。

（七）開港期と場所請負制度

(1) 文化一〇年（一八一三）には、先年の千島列島等測量の際、わが国に拘囚されていたロシア艦長ゴローニン及び、彼の救出に箱館に来た副艦長は、帰国に際し、国境の確定と修好条約締結について日本側の回答を約束して帰国した後、日露関係はしばらくおちついていた。しかし、嘉永七年（一八五四）七月、プチャーチンが長崎に来航し、国境確定と通商交易を要求したが、それまでの慣例通り日本は通商を拒否している。嘉永六年（一八五三）六月には、アメリカのペリー提督が浦賀に来航した。この結果、下田及び箱館を開港し、米国船に入用の品を売り渡すこと、箱館では薪・水・食糧を請うのみとされ嘉永七年（一八五四）三月、十二の和親条約を締結した。この内容は、イギリス・ロシア・オランダにも及ぶ。さらに安政五年（一八五八）七月、米国との間に修好通商条約が締結（前年六月に合意している）。され、イギリスその他とも締結し、二港のほか神奈川・長崎・新潟・兵庫の四港が開港された。

幕府は、箱館開港に伴つて起る外国人に関する事件を処理すべく、安政元年（一八五四）六月松前藩領の箱館およびその付近を管轄し、箱館奉行を設置する。ついで、安政二年二月、松前藩をして、東部木古内村以東、西部乙部村

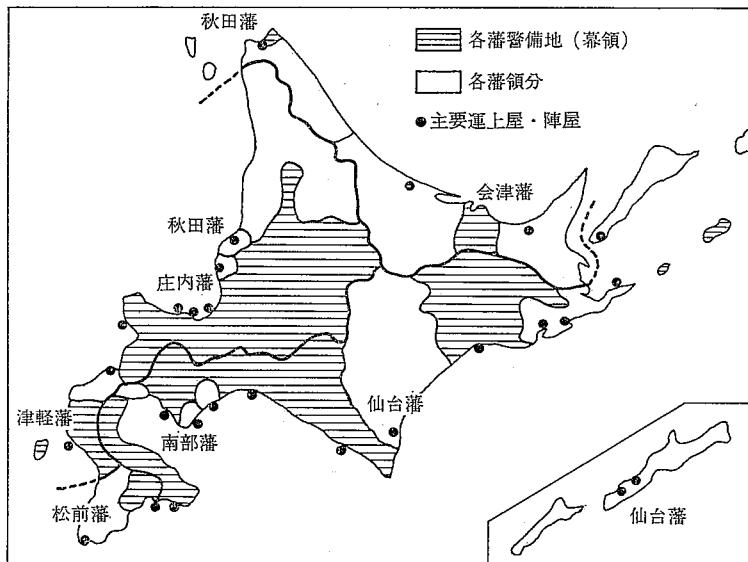


図2 東北6藩の蝦夷地領有（万延元年当時）（北蝦夷地を除く）

以北のほか東西蝦夷地島々までを上知させ、北海道は再び大半、直轄となり、松前藩は松前半島のみを領地とすることになる。当然大減収となつた松前藩は代償として、一万石格から三万石への増加と年金一万八千両の支給を受けたにすぎない。⁽⁶⁹⁾

ところで、箱館奉行は、安政二年（一八五五）、仙台・津軽・南部・秋田の四藩に蝦夷地の警備を命じていたが、同六年（一八五九）一一月、右四藩と庄内藩・会津藩に、蝦夷地を分知し、周辺の幕領を警備させた（図2）。これによって、東北諸藩は請負金・増運上を得たものの、開拓等に多くの物的・人的出費を強いられている。⁽⁷⁰⁾

(2) 以後、幕府は、カラフトを中心として摩擦が生じていたことから西蝦夷地の經營を拓殖重点に行う。それを受け箱館奉行は、移住者の奨励、洋式農場の經營、主要交通事業の完成など、殖産興業等を盛んに行っている。⁽⁷¹⁾また、文久元年（一八六一）には蝦夷地と和人地との関

所が廃止され、往来が自由になった。

幕府は、直轄にあたり、安政二年（一八五五）一〇月、四民の蝦夷地移住により開発に当たるべき方針を布告した。それによれば、開拓を主眼とし、士族農工商民の移住等により農業その他諸産業の開発に当たらしめ、農業に厚く保護⁽⁷²⁾を加えた。たとえば、箱館奉行所では、申請に対し、安政六年より資金を貸付け、十ヵ年賦で返納せしめる事とし、五ヵ年間は鍼下として免租するが年賦金を返納させ、六ヵ年目より取箇附⁽⁷³⁾とし残金の返納を免ずることとし、農地の所有権を附与することに定めた例があり、この方式による開墾は二六〇町歩に達した。この方式における免稅は、開墾地における各種の免租の始めであると同様に、北海道における地租の初めの一つであると解することができる（松前地方には、地租の先駆けである雜稅が存するが、統計上は地稅とされていない）。「開拓使事業報告」第五篇別表1に明治初期に地稅が計上されている。こうした開拓および函館などの市街地の地稅が大半を占めていると、考えられる。このことは、「開拓使事業報告」第五篇四二三～四頁には、「明治二年」九月函館地子永等は旧規に依り徵収し田畠貢納など諸稅が昨年以来兵難のため本年限り免除されたこと、又龜田、上磯二郡田租檢見取の際の率が明治三年から五ヵ年間二分五厘とされたことが、記されていることからも、うかがうことができる。

(3) この時期、幕府は、農業に重点を置いて北海道を經營したが、北海道の經濟が漁業によって支えられていたことは変りがない。

場所請負制はそのまま続いた。ただ、前述のとおり石狩十三カ場所は、一手請負人が手元不如意となつたことから、安政五年（一八五八）直削とした。そして、出稼の希望者に漁場を割渡し網数を増加したところ、同年の収納高は請負人の運上高の倍に達した。⁽⁷⁴⁾漁業者の工夫と豊漁が影響しているほか、當時盛んになつてきた大網の使用が左右

したのであろう。

この場所請負人等が多くの利益を得たのに對し、幕府及び各藩は増運上を命じている。たとえば、幕府は東蝦夷地幕領勇払以東九場所に対し、元治元年（一八六四）三月合計約九千二百両余の増運上を命じたほか、各藩も増運上を主として慶応年間に命じている。このほか、文久元年（一八六一）より慶応元年（一八六五）まで請負人等幕命により合計三千俵を献納させ、さらに、慶応二年（一八六六）三月蝦夷地開拓資金として西蝦夷地の請負人等に冥加金一万七千両余を上納させている。⁽⁷⁵⁾ このように請負人の担税力は、すばらしいものとみなされていた。

(4) 寛政一一年（一七九九）～文政四年（一八二一）における幕領時代でも、東蝦夷地との流通は箱館奉行に、西蝦夷地との流通は松前藩に一元的に掌握されていたが、分領を得た各藩は、所領間の流通は個別知行権に属するとして、和人地での沖ノ口役を納入しない「直觸」を各藩の分領と東北の本領の間で行い始める。このことは、蝦夷地経営費の多くを沖ノ口役の収納に依存していた箱館奉行所以上に、松前藩に大きな影響を与えた。⁽⁷⁶⁾ もっとも、東北諸藩は戊辰戦役の激化により東北に引上げたが、明治後の開拓において、それぞれの藩の出身者が分領に出てくるきっかけになつた。

この沖ノ口役錢は、沖ノ口口錢が問屋口錢と混同されることから、万延元年（一八六〇）三月改称されたものである。箱館の沖ノ口口錢は、安政二年（一八五五）は一部減税されたが、福山・江差港での沖ノ口は、松前藩の財政困難もあって減税されていない。⁽⁷⁷⁾ また、翌安政三年（一八五六）九月、沖ノ口での取締りを箱館奉行は厳しくしたが、一方で、売買価格より一割下げの価格で沖ノ口口錢を算定している。その結果、出入貨物の増加により収入が増加した。⁽⁷⁸⁾ こうした幕府の減税は、開拓を促進し、産業・商業を振興奨励しようというものであった。

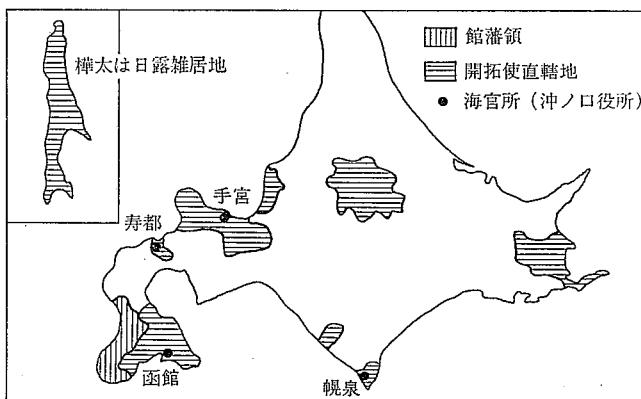


図3 館藩領と開拓使直轄地（明治2年末）

(5) こうして、松前藩はこれまでの基盤を次第に失いつつある中で、西在の内陸部に館城を建設し、明治二年に館藩と改称する。この明治二年末には、既に北海道（東西蝦夷地一円を二年八月に改称）は、開拓使（明治二年七月設置）のほか、一省一府二六藩八士族二寺院に分知される。⁷⁹⁾（図3）

このとき、松前藩は渡島國の四郡を管轄したにすぎない。明治二年六月の收入は正租一一万六八一両余（うち沖ノ口収納九万一七五二両、梁川本途見取米一九五三石余）および御丁載金一万七三〇〇両である。⁸⁰⁾

(6) 当時、開拓を推し進めようとする開拓使にとって館藩による沖ノ口役の徵収は障害であった。そこで、明治二年九月、松前港での船運上の取立が廃止され、幌泉・寿都・手宮（以上は蝦夷地）および函館で沖ノ口役が徵収されることとなつた。三年一月松前港でも海関所（沖ノ口役所が二年十月に改称したもの。）が設けられたが、徵税権は開拓使にあつた。⁸¹⁾三年一二月、いったん館藩は「福山江差両港輸出入諸品並諸品税」の徵税権を回復するものの、早くも四年三月、収納金を開拓使に通納させられてしまい、館藩は徵収機關に転落する。⁸²⁾こうして、館藩は蝦夷地との通商権および沖ノ口徵収権を失ったのち、明治四年七月館県となり（廢藩置県）、四年九月弘前県（同一一月に青森県に改組）に編入され、東北地方の雑

税が松前地方に導入されることになる。⁽⁸³⁾ 松前地方が北海道に戻るのは、明治五年九月である。⁽⁸⁴⁾

⁽⁸⁵⁾

こうして、松前地方の商人は特権を失い、海産物に対しても他の地域と同様に課せられることになった。旧松前藩当時には、松前地方の漁民に対し一五分の一の鰯税が課せられていたが、幕末以来、着業資金の貸付け等を見返りに一〇分の一に増額されている。青森県管轄の時代になって、二〇分の一の魚税および問屋口銭（半額）のほかに、四五種の雑税が課せられるようになつた。開拓使移管後は、魚税・問屋口銭が廃止されたが、松前地方も全道一般の例により海産税が課されることとなつた（さらに、雑税が存置された）。このことは、松前地方の漁民の抵抗を招いている。⁽⁸⁶⁾

(八) ま と め

江戸時代、内地においては、農業が支配的産業であり、これを通じて経済も発展した。それを土台にして典型的な封建制度ができあがり、そこでは采邑も農地及び年貢であった。

これに対し、北海道では、住民の大勢が漁獵に依存している一方で、内地との交換経済に入りつつあった。そして、松前藩では、采邑は「場所」とよばれた漁場であつた。すなわち、蝦夷相手の交易の独占であり、漁業であった。当初こそ、知行主が自ら交易を行う商場知行制であったが、経済の発展につれ場所請負人の力が強くなり、場所請負制へ移行していくのは自然の流れであった。そうして、場所請負人からの運上金と、沖ノ口での沖ノ口銭に依存する財政構造が形成された。この中で、蝦夷住民には直接課税せず、交易利益の中から知行主から請負人を通じて納めさせる租税請負制度ができるが、請負場所も拡大していくが、一部統合されるところもあって、寛政頃からは全

体としては変化はない。その間、漁業の改善および入札制の導入によって、運上金は大幅に増加している。

松前藩の後期に至り、蝦夷地が幕府による直轄あるいは東北諸藩による分類支配となる。その中で、松前藩は立藩の基礎を次第に失っていくが、場所請負人からの運上金・冥加金が北海道全体の租税収入に占める比重の高さは変わらなかつた。開港期になつて徐々に地税が出現するが、その比重は小さいままであつた。

〔注1〕

(1) たとえば、菊池勇夫著「幕藩体制と蝦夷地」(雄山閣) (以下、「菊池」という。) および海保嶺夫著「近世の北海道」(教育社「歴史新書」九八号) (以下、「海保」という。)。

(2) 「海保」二一頁。後日、蝦夷地を東・西に分ける契機ともなる。

(3) 正保元年松前景広の書で、現存最古の松前藩史。

(4) 南鉄藏「改訂北海道総合経済史」(国書刊行会) (以下、「南・総合」という。) 五四～五五頁。

(5) 「海保」二六～三〇頁。

(6) 「海保」五八～六〇頁。

(7) 「海保」四〇頁。

(8) 於松前、從諸方來船頭商人等、對夷人、同地下人、非分義不可申懸。並船役之事、自前々如有來可取之。自然此旨於相背族在之者、急度可言上速可被加御誅罰者也。

文禄二年正月五日 朱印
『福山秘府』

なお、「福山秘府」は、安永九年に脱稿した松前藩史で、松前広長の編纂になる。

(9) 「商売船之事、最前モ如レ被仰出、夷江直不<レ可<レ>相付<レ>候。於<レ>松前<レ>可<レ>逐商売<レ>候」(『福山秘府』)

(10) 定

一、從諸國松前へ出入ノ者共、志摩守不<レ相断<レ>而、夷仁ト直商賣仕候儀可<レ>為<レ>曲事<レ>事。

一、志摩守仁無_レ断而令_二渡海_一売買仕候者、急度可_レ致_二言上_一事。付、夷之儀者、何方江往行候共、可_レ為夷次第一事。
一、対_二夷仁_一非分申懸者、堅停止事。

右条々若於「違背之輩」者、可_レ處_二嚴科_一者也。仍如_レ件。

慶長九年正月二十日 御黒印

松前志摩守とのへ

(『福山秘府』)

(11) 対馬藩は、本知は二万石で対朝鮮外交遂行上の便法で十万石格とされたと、通常理解されている。松前藩の場合、極めて長期にわたり、石高が示されていない。「海保」四九頁、及び七一～七四頁。

(12) 安良城盛昭「太閤檢地と石高制」日本放送出版協会（以下「安良城」という。）一九六頁。

(13) 「安良城」二〇一頁。

(14) たとえば、「為在京賄料」として、島津義久には摂津國中能勢郡内および豊島郡内が、上杉景勝には近江国内の地が、それぞれ一万石給与されている。「安良城」二二二頁。

(15) 「安良城」二一三頁。

(16) 「安良城」二一五頁。

(17) 「安良城」二〇一～二〇二頁。

(18) たとえば、京都（洛中）に対し信長や秀吉が免租の布告を出し、徳川幕府も同様の布告を出している。また、東京市街地に課税されるようになったのは、明治四年十月に地子免除の扱いが廃止され、翌年正月に地券発行地租収納規則が公布されてからである。

(19) 明治四年八月二十八日、総多非人の称が廃止され、これに伴いこれらの所有地にも地租を賦課する旨布告された。さらに、同年十月八日、旧來の由緒による郷士百姓町人の地子免除が廃止された。福島正夫「地租改正の研究」（増訂版）「有斐閣（以下、「福島」という。）」の「地租改正年表」参照。

(20) 佐藤進「税制史こぼれ話」(19)～(26)旬刊国税解説。

(21) 「明治財政史」第五卷三一五～三二〇頁。

(22) 地租改正の経緯については、文献が多い。たとえば、「明治財政史」第六篇第一章、林健久「日本における租税国家の成

- 立」（東京大学出版会）。福島。
- (23) 「明治財政史」第五卷三三六頁。
- (24) 金子宏代表編集「税務百科大辞典」一卷四一～四三頁、三卷三四〇頁。
- (25) 「海保」四五～五〇頁。
- (26) 「新北海道史」第七卷（資料一）一六六～一六七頁——「津軽一統史」
- (27) 「菊池」二七頁。
- (28) 榎本守恵・君尹彦「北海道の歴史」（以下、「歴史一」という。）五九頁。菊池二七頁。
- (29) 海保領夫「幕藩制国家と北海道」（以下、「海保II」という。）八九～九一頁。なお、宗谷・斜里・樺太の三カ所は常に藩主直支配として重要視されていた。
- (30) 「菊池」四〇～四一頁。
- (31) 「菊池」四四頁。
- (32) 「南・総合」八五～九〇頁、一二七五～一七八頁。
- (33) 上之国におかれていた官府を、ひのき材を大規模に伐採するため木材の搬出に便利な江差港に移して松山奉行と改称したもので、後に江差奉行となる。もともと、ひのきといつても、アスナロ（羅漢柏、別名ヒバ）のことである。南・総合九二頁。
- (34) 「南・総合」九一～九八頁。
- (35) 「南・総合」二七三～二七四頁、三九一～三九四頁。
- (36) 「南・総合」六三～六四頁。
- (37) 「海保II」一一〇頁。
- (38) 「歴史一」五六頁。
- (39) 「海保」八七～八八頁。
- (40) 「海保」九二頁。

(41) 南鉄藏「明治維新前の北海道租税制度志要——北海道綜合經濟史研究過程に於ける財政的資料」北大法經会論叢第三輯。

(以下「南Ⅱ」という。)

(42) 「海保」九六〇一〇八頁。「南・総合」七一〇七三頁。寛文九年に始まり、十二年に鎮定されたシャクシャインの戦いが、その代表である。

(43) 間屋口錢の内容については、南・総合一二一頁参照。

(44) 榎本守恵「北海道の歴史」(以下「歴史Ⅱ」という。)九九〇一〇四頁。

(45) 「南・総合」一二〇一二一頁。

(46) 「南・総合」一四一頁。

(47) 「南・総合」一五一〇六一頁、一六七〇一六九頁。

(48) たとえば、「歴史Ⅱ」一二一八頁。

(49) 「南・総合」一五一〇六一頁、一六七〇一六九頁。

なお、徵稅請負制度は、イギリス・フランスなどにもみられる。フランスについては、森恒夫「フランス資本主義と租税」東京大学出版会(一九六七)、イギリスについては、酒井重喜「近代イギリス財政史研究」ミネルバ書房(一九八九年)参照。

(50) 「歴史Ⅰ」六七頁。

(51) 寛政頃の場所請負制度の場所は、次の六ヵ所である。場所請負制度が発展する前は六ヵ所であった。南鉄藏「前

松前藩時代に於ける場所請負制度」社会經濟史学第三卷第五号四八五頁(以下、「南Ⅲ」という。)参照。

西蝦夷地 (41) 久遠・太田・奥尻・大檜・瀬棚・糸木・島小牧・齧都・歌葉・磯谷・岩内・古宇・積丹・美國・古平・上

余市・忍路・高島・小樽内・石狩十三箇場所・厚田・浜益・増毛・留萌・苦前・天塩・宗谷・網走

東蝦夷地 (22) 山越内・虻田・有珠・室蘭・幌別・白老・勇拂・沙流・新冠・静内・三石・浦河・様似・幌泉・十勝・白

糠・釧路・厚岸・霧多布・斜里・國後・樺太

また、この頃の場所別の運上金は、南・総合一五〇一五一頁に詳しい。いじでも、稅務署が後に設置される所が多く見

られる。

榎本教授も寛政年間の運上金を調査している。「歴史Ⅱ」一〇七~一一一頁。

「海保」一一九~一二一頁、「南・総合」一七四~一八六頁。

「歴史Ⅲ」一二〇~一二三頁、一七三頁。

「南・総合」一六四頁及一七四~一八六頁。

「海保」一一五頁。

「南・総合」一四一頁。

「歴史Ⅱ」九八頁。

「海保」一六頁。

「歴史Ⅱ」九八頁。

「歴史Ⅱ」一八九~一九四頁。

「海保」一一三~一一五頁、「歴史Ⅱ」九八~九九頁。

「歴史Ⅱ」一一三~一一八頁。

「歴史Ⅰ」九八~七〇頁。

これによれば、飛弾屋久兵衛は、六二〇両の運上金を納めているが、合計五五一〇両のうち

割強を占め、比重は高い。

(63) 蛭夷地幕領の時代については、「海保」一二三四~一四七頁、「歴史Ⅰ」八八~一〇一頁、「歴史Ⅱ」一四〇~一五八頁、

「南・総合」二四三~二四六および一六七~一六九頁。

(64) 「南・総合」二四六頁、二六三~二六四頁及「海保」一四一頁。

(65) 「南・総合」一六五頁。

(66) 「南・総合」一六五頁。

(67) 「南・総合」一六五頁。

(68) 「南・総合」二九〇~二九三頁。

〔文政年間場所請負人、請負期間、運上金〕〔「南・総合」二九五~三〇六頁〕。この内容は表2に要約した。
なお、二分積金とは、文化十年以降、幕府が東西各場所の請負人に對し運上高の1%を毎年松前奉行所に出さしめたもの

である。当初は、これをもつて箱館市中備米を購入しあつ米倉番等の費用にあて、市在人民に年一割で貸付けた。備米の制は文化二三年官米貸付に変更したが、二分積金の制は引き続き存続している。

(69) 「南・総合」三四八一三五一頁、海保一六一頁。

(70) 「南・総合」三五一・三五六頁。

(71) 「南・総合」三五三頁。

(72) 「南・総合」三七一頁、「北海道史」一八〇七頁。そのほか、各藩および民間の手により盛んに開墾が行われた。

(73) 「南・総合」三七三頁。

(74) 「南・総合」三五一・三五三頁。

(75) 「南・総合」三五四・五頁。それだけ漁利が巨額であったわけであるが、請負人は代償として場所の長期化をのぞみ、場所が私有化しはじめる契機となる。

(76) 「海保」一七一頁。

(77) 「南・総合」四一四頁。

(78) 「南・総合」四一八一四一九頁。

(79) 「海保」一八一頁。「歴史II」、一九一・一九三頁。

(80) 北海道への改称に伴って、北蝦夷地は樺太に改められる。樺太は、明治三年一月から四年八月まで樺太開拓使が設けられたのを除き、八年八月の樺太久里留交換条約により樺太がロシア領になるまで、開拓使に属する。

(81) 朝倉治彦編「明治官制辞典」(昭和四四年)三八一頁。「海保」一八三頁。

(82) 「開拓使事業報告」第五篇四八八一四八九頁。「北海道志」卷二十一、一八丁。「法規分類大全」(以下、「大全」といいう)「雜稅」一四二五頁。

(83) 「大全」「雜稅」一四五四頁。

(84) 青森県内の藩においては、江戸時代、石高制が施行されていたものの、気象条件もあり実収が伴なつていなかつた(菊池、第四部)ほか、實高制の地域も残されていた。そのため、津軽・南部地方には多くの雜稅が存在している。たとえば、

北海道水産税と同質の雑税が津軽・南部地方に広範に存在している。しかし、それは、整備されたものではなく、請負に対する御札金と役金という形式のものとが、混在している。また、湊の出入りに対し多くの湊で課税されている。「青森縣組税志」前編青森縣文化財保護協会、昭和三六～三八年刊参照。

館県の租税制度と津軽・南部地方の租税制度は、まったく異質ではない。建前上、年貢を基幹税とするか、運上金及び沖ノロ口銀を基幹税とするかの相違にすぎず、個々の税については、かなり共通する面が、兩地域の租税制度にみられる。館県の地域に津軽・南部地方の租税制度が導入されても、それほど大きな抵抗はなかつたはずであった。

(84)

「明治官制辞典」三八一～三八二頁。

(85)

「新北海道史」第三卷通説二の五四一～五四二頁。

(86)

明治六年（一八七三）四月から六月にかけ、こうした動きに不満を持っていた住民、士族によって、桧山騒動が発生した。これにより、開拓使は課税を一部撤回したが、警備力の不足を痛感した開拓使は、屯田兵の導入に踏み切る。海保一八五頁。

桧山騒動に関する資料が多い。たとえば、「開拓使事業報告」第五篇四二五～四二七頁、「明治六年開拓使公文鈔錄」三六一～四〇〇頁、明治六年開拓使布令録一〇一～一〇八頁、「新北海道史」第三卷通説二の五四一～五四三頁。「熊石町史」四一九～四三三頁。北海道立文書館所蔵資料。

なお、瀬棚地方にも桧山騒動が影響を及ぼした。瀬棚郡の川辺は従前無税であったが郡民投票して同年より三年間定稅金七十九円九九銭九厘九毛金納とした旨、「北海道志」卷二十一の一二丁は記す。他に類例がない記事であり、單なる入札とは考えられない。

第二章 海產稅・北海道物產稅

(一) 場所請負制の廢止と漁場持

(1) 松前藩は、場所請負人からの運上金と沖ノ口口銭とを主要財源としてきた。当初、知行主が直接、蝦夷交易を行つてきただが、知行主の要請によつて知行主に代つて一定の運上金と期間とを契約してその交易を請負い、これより生ずる一切の交易利益を独占する場所請負人が発生し、さらにこれが制度化され、北海道の經濟發展の運命を左右するまでになつたのである。この事實が封建時代の必要性から生じたものである以上、明治維新ともなれば、場所請負制も変化を迎えることは自然の流れである。

場所請負人は、漁業・商業を大發展させ、内地の經濟にも大いに寄与した。道路を開き、北海道一円にわたる重要交通路を初めて完成したもの、ほとんど請負人の負担に於いて實現し得たといつても過言ではない。しかし、新政府は、場所請負人を認めなかつた。

そもそも、新政府は「租稅國家」を建設し、同時にそれを裏づけるための近代的な産業の成長を必要としていた。したがつて、新政府は維新の經費を賄い、多くの新機構を創出し、近代産業を育成した。そうした活動を行うためには、租稅を資本主義的生產關係にふさわしいものとし、その収納を確保すること、すなわち「租稅國家」を形成することが不可欠であった。⁽⁸⁷⁾ それは、幕府以下の封建領主が分有していた財政權を中央政府に集中し、近代的・統一的な租稅体系を築き収納を確保することであった。「明治財政史」第六編第一章第三節地租（一一三頁）も、次の文言で

始めている。(一部を現字体にかえる)

明治ノ初メ政權ノ朝廷ニ歸スルヤ從来ノ弊害多キ租稅制度ヲ釐革シテ全國均一ノ法則ヲ設クルコトハ庶政中最モ必要ノ事ナリシト雖モ朝綱未タ全ク張ラス人心尚未タ鎮撫セサルニ當リ遽ニ稅法ヲ改ムルトキハ却テ民情ニ悖ルノ虞アルラ以テ一両年間ハ舊慣ニ仍リ唯苛法弊習又ハ已ムヲ得サル事由アラハ會計官ニ稟議ノ上処置スヘク舊幕摩下ノ采色ヲ沒収セシモノニ付テハ最寄ノ府県竝ニ藩ニ於テ管轄シ其未タ処置ノ終ラサルモノ亦姑ク之ニ準シテ租稅ヲ收入シ會計官ニ届出シムル為メ太政官ハ明治元年八月七日左ノ如ク布告セリ

この布告は「稅法姑ク舊慣ニ仍ル」と題され、第一項目が租稅制度は「一両年ハ旧慣ニ仍リ可申」となつて ⁽⁸⁸⁾ いる。

それは、積極的に旧慣を維持しようといふものではなく、地方官にある程度裁量の余地を与えて、中央に伺を出させて審査する形で、統一し公平を保とうとするものであった。⁽⁸⁹⁾ その後、各県のいろいろのケースが審査を受けてい ⁽⁹⁰⁾ る。その際、運上・冥加の徵収は、ほとんど旧來の株仲間組織においていたとされるのも、當時の状況を考えると、故なしとしない。⁽⁹¹⁾

(2) 場所請負制に基づく運上金は、まさに特定地域の旧税（金額も多く、他藩の正租と同様の地位にある。）であり、しかも所属場所の支配権をも事実上持つに至っていた。さらに、請負人は、農業等をはじめ他産業の発達を阻止圧迫してまでも従来の仕組に固執していた。このことは、租稅国家の理念に反するだけでなく北海道の開拓に大いなる支障となることは必定であった。

蝦夷地を北海道と命名した松浦武四郎でさえ、場所請負人等権利のみを希い、その為には士民を苛酷に遇する。今に於てこれを排除しなければ北海道の開拓は何時の日にか到来すると論じている。さらに、明治二年九月の開拓使蝦

夷地開拓會議の席上でも、松浦武四郎は、「噴唾霏々受負人之弊害ヲ論シ余力ヲ遺サス」と痛論している。⁽⁹²⁾ 北海道の事情をよく知る松浦武四郎さえ非難するほど、場所請負人に對する非難が高まつていつたのである。

そこで明治二年九月二八日、開拓使は布達をもつて、商人の身分を以て土地人民と其地産業を支配することは名分上よろしくないので廢するが、実施は漸を以て処置するとした。⁽⁹³⁾ 寛政十一年の幕府直轄期には直捌が西蝦夷地に於て行われなかつたのは、請負人の勢力の強さと漁民への影響を考えてのことであり、場所請負の廢止も漸々に実施することになつたと考えられる。⁽⁹⁴⁾

これに対し、請負人は、(1)西蝦夷地の三年間の仕込は注文済であること、(2)場所内漁民はその年限りの雇人で前金渡済であること等をあげ、繼續を嘆願した。⁽⁹⁵⁾ これを受け、同年十月開拓使は、「漁場持と相唱可申、其余ノ義ハ從前ノ通り」とした。⁽⁹⁶⁾

(3) 分類支配が行われていたことから、漁場持への改称は全道いっせいに行われたわけではない。⁽⁹⁷⁾ 明治二年十一月開拓使は増毛等西部十三郡の請負人に對し、官による直捌の方針を示した。⁽⁹⁸⁾ そこでは請負人の使用人は官へ吸収され、仕込物品も買上げられ、運上家は本陣と改称された。そして、二八役の収納権も旧請負人からとりあげられた。古平場所では、請負人は官捌の補助機関であり特權を失つてゐるのに對し、歌乘場所では旧請負人は大きな役割を演じている。⁽⁹⁹⁾ さらに東部の開拓使直轄地である三石・浦河・様似・幌泉においては二年十月および三年一月に純官捌制を施行している。⁽¹⁰⁰⁾ 明治三年十一月には「開拓使東地御親料規則」⁽¹⁰¹⁾ が定められ、海產税は現品上納、一切の諸產物は当分函館相場の三割下げで買い上げ、場所入用品は函館買入値段で貸し付けることとしたほか、開墾地免稅などの農事に關する規定も設けている。このように、「開拓使東地御親料規則」は、租稅徵收、產物一手買上げ、漁具から日用雜

貨の仕込まで、漁場經營の一切を官が掌握運営することをめざしている。この純官捌はうまくいかず、明治五年に三石は漁場持に委任され、同八年には他の三郡は一般漁民に割渡されている。このほか、根室・花咲二郡は開拓使直管地ではあるものの、東部四郡とは異なる漁場の運営がされている。なおさら、諸藩管轄地での運営方法はさまざまで、当時の漁場の運営方法は統一されていなかつた。⁽¹²⁾

明治四年八月、館県（四年九月には弘前県に編入される。）所管の四郡を除き、開拓使が北海道の全部を支配することになり。館県も明治五年九月に開拓使の所管となつた。そこで、開拓使は、自営漁民の少ない地域を中心に、旧場所請負人等の有力者を漁場持に任命し、旧分類地の管理と開拓を期待したが、漁場持にとって厳しかつたようである。⁽¹³⁾

漁場持には、税品の売却、用度品・準備米の仕込、雜稅の徵収、告諭の布達、駅逓業務、土人のぶ育などが委託され、かつ周辺の開拓が期待された。しかし、開拓が進むほど自営漁民が創出され漁場持の足元を搖がした。さらに、漁場持は担当地域について、請負制時代の二八役の税種と税率を引継いでいる海產稅を徵収分を換金して徵収する。しかし、生産力の低い地域が多いという地域の性格から漁場持自身の直営漁で負担するものが、その地域の大半を占めることになる。現に、「新北海道史」は、たとえば、増毛場所について、二年の運上金六九六七両余が八年には一万三一八六円余を収税金として納めていると、記している。まさに、開拓使は漁場持を過程的なものとしか考えていいなかつたようである。⁽¹⁴⁾

(4) 明治九年頃になると、開拓使の事業も順調となり、五年十月の「北海道土地売貸規則」（太政官布告三〇四号）によつて漁場の私有制度も確立したので、九年九月二一日乙二十号布達を以て、漁場持等の不当をきめつけたうえ「從来ノ一切相廃シ、都テ上地申付」くることとした。けれども、十一月までの一連の布令により、大漁場占有者に対

し、一般漁民への漁場割渡の際特別の優遇をなすと附言している。⁽¹⁵⁾ このことは、彼らが、財政上いかに重要な立場にあつたかを示している。

そうした請負人が比較的スムースにその地位を譲つていったのには、流通の発展の影響が大きい。労働力として蝦夷地に出かけた和人や自前の漁民も流通の発展によつて、請負人以外から融資を受けられるようになるとともに、別の商人に売ることができるようになつた。さらに、買入商人も進出した。こうして場所の独占が失われていったといえる。⁽¹⁶⁾

(二) 海產税から北海道物産税への整備

(1) 請負人が明治二年九月、一応廃止されたが、これまで場所からの収税を請負つてきた請負人に対応する必要に迫られた開拓使は、明治三年正月、「当分ノ内漁獵税五分一現品ニテ相納ヘシ」と布達した。⁽¹⁷⁾ このことを、「大日本租税志」は、「漁獲ノ額ト品種ノ別トニ隨テ現品ヲ收入スルノ税率ヲ処定セリ。」⁽¹⁸⁾ とし、「明治財政史」は「非常ノ苛税タルノミナラス地方ニヨリ其税率ヲ異ニシ負担ノ輕重一ナラサルノ嫌アリシヲ以テ」この扱いを定めたのは「物産税トシテ全道一定ノ税率ノ行ハレタル初メナリ」と表現している。⁽¹⁹⁾ これにより、全道の税率が一応統一され、水産物に対する税は、請負人が金納するのではなく、一般漁民が直接納稅するものになつた。

その後、「當時維新草創新令ノ行ハルルコト甚タ困難ナルノ事情アリシヲ以テ」、明治三年四月朔日開拓使は、「一此度御慈惠ノ御詮議ヲ以從前ノ通諸税御取立相成候付愈以出石高精密取調孰レモ現品ヲ以其場所役所へ為相納可申萬一於濱方不正ノ取計於有之ハ篤ト吟味ノ上嚴重可及処置事」と布達した。⁽²⁰⁾ この布達により、本税は各地の習慣に

依ることとなり、現品を各場所に納付させ、その収納したものは諸場所廻船に適宜売渡し、その代金は、小樽役所に回送することとなった。このことを「大日本租税志」は、「五分一收稅ヲ止メ舊請負人各自ノ習慣ニ仍ルナリ故ニ税率各郡異同アリ」と評している。^(III)

こうして、前述の漁場持への対応、直轄地での扱いとの関係、換金市場の未発達もあって、海產物に対する税率、課稅物品の範囲は種々雑多とならざるをえなかつた。「法規分類大全」雜稅二の「北海道水產稅」の項には、多くの稅則^(IV)が収録されている。たとえば、「開拓使歩役規則」(三年四月三日)、「開拓使東地御親料規則」(三年一月二十日)、「開拓使野付郡漁業収稅方」(四年三月)、「開拓使浦河支庁管内鮭鰯等収稅方」(五年五月二十七日)など、地域別・場所別さらには品目別に達が多数発せられている。その率の中には、二割あるいは三割といった高率のもの、金納のものが散見する。平均すれば一割五分ないし二割といふところがあるので、三年正月の開拓使の布達が五分一(すなわち一〇%)を採用したとも考えられる。雜稅や通商司の存在を考えると、実質的に差はないと考えられる。^(III)

(2) 北海道だけでもこのように地域により課稅物件が違ひ、税率も違うとなると、近代的な租稅と断言しにくいだけではなく、公平均一を目指とした租稅とも言い難く、租稅國家を建設しようという明治政府の方針にも反する。

そこで、大藏省は、明治七年五月、租稅は公平均一を主とし、簡便にして上下の煩労を避けるべきところであるところ、「税法は国政的一大権衡であり、其基礎が定まらないのでは将来の目的に着手する順序も定まらず、かといって一般の政典の推移と併行しないのでは弊害が生じ遂には不測の事態となるので、眞の平準なる権衡を得せしめるためには税を輕々に興廢すべきでない。地租改正、印稅の施行等もあり、逐次順序に循い賦課の権衡を軒輊し平準を向るべきである」として、松方正義租稅頭の建言にそつた税法の興廢更正を求めている。^(IV)そこでは、免除すべきもの(た

とえば、(イ)名称制度とも旧藩より引継ぎ不統一な雜税、(ロ)絞油税、(ハ)国役金)、新興すべきもの(煙草税)、更正すべきもの(僕婢馬車人力車駕籠乗馬遊船諸税、酒造類諸税)にわけて、上申している。⁽¹⁵⁾

これをうけて、八年二月、布告二三号～二七号が出された。このうち、同二三号は、「從来雜税ト称スルハ旧慣ニ因リ区々ノ收稅ニテ輕重有無不平均ニ付、別紙稅目ノ分本年一月一日ヨリ相廢シ候尤右ノ内追テ一般ニ課稅スヘキ分モ可有之候得共差向收稅無之テハ營業差支候類ハ當分地方ニ於テ改テ收稅ノ筈ニ候」として、雜税を全面的に廃止することとして、廃止する税目を示している。同二四号～二七号は、絞油税、国役金等対象となつた税法を廃止し、それに代わるべき新税を定めている。これによつて、封建時代に比し統一的な税制に近づき、地域的な不公平が当時の状況下で可能な限り是正されることとなつた。⁽¹⁶⁾

この当時北海道において課されていた海産税は、松前藩以来の運上金に由來し、稅種・稅率も、このように種々であつたので、それならば、八年二月の布告第二三号に掲げられている税目に抵触する可能性が高い。たとえば、煎海鼠、生海鼠、鮭、鱈、串海鼠、和布、干魚、海草、干鮑などは、その可能性が高かつた。

そこで、開拓使は、九年二月、北海道の海産税は他藩の正租に等しいものであり、たまたま一、二の稅目等が廢稅目に適合する故に廃止すれば他の数種の漁税に影響し課稅上却つて当を失するので、當分従前の通り据置き収納したい旨、伺いを出した。⁽¹⁷⁾この伺いは翌三月聞き届けられた。他の雜税に対する伺いに対する回答と違い、「本来全国の経費にあてるべき税ではあるものの地方限りの入費にあてるための付加も認める」という指示がない。⁽¹⁸⁾大蔵省も開拓使の管轄は他府県と同一にはみなし難いことを理由に同意している。⁽¹⁹⁾海産税が北海道の正租であり、北海道の經營の主要な財源であったことも考慮し、こうした表現になつたものと思われる。

こうして、海産物に対する租税は雑税として廃止されることを免れた。それ以後、本税の税率及び納稅方法については各地に区々の規定があり、別個に発達した。比較的まとまつたものとしては、「開拓使函館支庁管内海産物収稅方」(十一年三月)、「北見州斜里外三郡海產物現品稅則」(十年五月)⁽¹²⁾、「開拓使根室支庁拾昆布煎海鼠布海苔ニ稅ヲ課ス」(十一年四月)⁽¹³⁾、「開拓使根室支庁生鮭稅則」(十三年十一月)⁽¹⁴⁾、「開拓使根室支庁海豹獵稅規則」(十五年二月)⁽¹⁵⁾などがある。根室支庁については法の整備が遅れている。

(3) これらを統一しようと試みたものとして「開拓使管内海產稅則」(十一年四月、札幌本府達乙第二七号)がある。
「開拓使管内海產稅則」は、「管下海產稅ノ内從前區々異同ノ分モ有之候ニ付實地ノ景況ヲ斟酌シ各其平準ヲ取改正案別表ノ通ニ候処猶地方ノ衆議ヲ尽シ公平盡一信然疑ナキヲ俟テ施行可致ニ付篤ト實際ヲ徵考シ意見有無可申出此旨相達候事」とする。この文言から、実際の状況を斟酌し平準をとろうとしたことがうかがえる。この案は、「明治財政史」に登載されていないものの、反面として当時の海產稅の状況を示している。さらに、明治一二年八月、札幌本府では、海產物の有稅・無稅を区別し、一般の收穫高を調査し統一の準備を進めていた。⁽¹⁶⁾また、十年から十二年頃にかけて北海道各地で無稅品が新たに課稅され、海產稅が定められている。

「開拓使管内海產稅則」の課稅品目と稅率の定め方を国別に分類したものが、表3である。その課稅品目は四四品目に達するが、全道に共通して課稅されるものがない。多くの郡において課稅されるものとして、「鮭」「鱈」「イリコ」「昆布」があり、鮭の各製品も日本海側（旧の西蝦夷地）で多く課稅されている。反対に、ごく少数の郡で課稅されたものとして、「銀杏草」「海馬」「賄」「乾鱈」がある。そこには課稅されるだけの担稅力があった。また、それまで非課稅であったのが課稅されるようになつたものもあるが、担稅力が認識されるようになったのであろう。

なお、「開拓使事業報告」第五篇の各郡の税率沿革等によれば、鮭・鱈は何らかの形で全道において課税されている。しかし、生や塩の区別が不明瞭なところがある（表5参照）。

税率にいたっては、さらに多くの形態がある。大別して、(1)現品比例方式（たとえば、鮭メ粕の一割（岩内郡））、(2)現品定額方式（たとえば、千鰯の船一隻に付四十束（高島郡））、(3)定額金納方式（たとえば、余市郡の差網鑑札税同差網は一鑑札につき三円）、(4)現品と金額を併用する方式（たとえば、礼文郡の乾鮑は、十三円一割）、(5)現品の定額及び比例の併用（たとえば、古平郡の乾鮒は、船一隻には六十四尾二割⁽¹²⁾）、その他にわけられる。このうち、現品比例方式が多く採用されているのは、金融機関が整備されておらず金錢で納付することが困難であったこと、豊凶があり定額も困難であったこと、これらにより一般漁民にとって水産製品を貨幣化することが困難であったこと等によるものと考えられる。⁽¹³⁾

一方、煎海鼠や乾鮑に金納の例があることは長崎儀物の歴史に由来する。石狩国地方の差網に金納があることは、金納の習慣が浸透しつつある一例である。⁽¹⁴⁾しかし、差網鑑札税鉤曳税について、余市郡が「投票ヲ以税額ヲ定」とし、古宇郡が「該營業ノ多少ニヨリ税額ヲ定ム」とは理解に苦しむ。⁽¹⁵⁾いざれも実行できるとすれば、入札による運上金の請負が残っていた場合である。「開拓使事業報告」第五篇三八八頁の余市・古宇郡の記事も、「從前漁場每一ヶ所年度税額投票ヲ以テ貸与ス故ニ其額ノ一定セス」と記している。

なお、表4は、「法規分類大全」雑税二にもとづき、明治一一年頃の函館支庁管内の海產稅則の状況をまとめたものである。しかし、前述の「開拓使管内海產稅則」や、檜山騒動の際の明治六年六月の開拓使布達⁽¹⁶⁾と、一部不整合があるが、状況の変化によるようと思われる。

(4) このようだ、現品で納付することが原則となつてゐることから、現品の検査の手続を整備する必要がある。明治六年十月「開拓使産物其他収税皆済帳進達方」⁽¹³⁾が出されたが、この際は、春夏出產物明細帳、御収税其外取立一村限取調帳、郡所轄御収税其外取調帳、小物成明細帳の様式を定め、収納の都度差し出すよう求めてゐる。さらに明治九年九月、「開拓使海產物検査並収税規則」(案)を開拓使は作成し、実施上差し支えないと尋ねた。⁽¹³⁾ 十年六月、開拓使本庁達丙八十六号でもつて収税帳が整備された際、海產収税帳を、(a)出来高歩割税ノ部(b)現品定税ノ部(c)鑑札金納税ノ部にわけて記載するよう求めている。⁽¹³⁾

明治十一年六月になり、「開拓使海產物検査例」(開拓使本庁達丙一六号)⁽¹³⁾が出された。それによれば、掛鮭(身欠鮭胴鮭外割鮭)や乾鰯等の魚類の場合一定数毎に束ね懸乾場に整頓し、戸長総代等の立会いのもと官員の検査を受けれる。魚粕は絞筒より抜きとつてならべて検査を受ける。鮭や塩切り用の鱈鱈は日々漁獲の場所で検査され、鑑札定税あるいは金納のものは現品検査を要しないとされている。しかし、函館・根室支庁では別の検査例が、相互に参照しつつ定められ、全道統一のものとされていない。⁽¹³⁾ その他各地域でも検査例が、逐次整備された。⁽¹³⁾

明治一五年六月、大蔵省庶第四〇九号達⁽¹⁰⁾でもつて、「北海道物産税納付順序」が定められた。税品の回送現品は租税局箱崎出張所より差回された船に積み込まれ、地拂すべき税品は県庁に預け置き時機を見計り該地に於て売却するか、租税局箱崎出張所より売却の時機が通知されることもあるとされている。また、税品回送の分は受取人引渡まで、地払の分は代金送納済まで、必要な費用は県庁の経費でまかなうものとされた。そのほか、各種の様式も整備されている。

こうして、大蔵省側の対応が整備されていつても、なお、時勢の変化にそぐわない点もあり、本支庁の海產物検査

収税順序が順次整備される。たとえば、明治一五年六月根室縣達乙三十一号「海產物検査収税順序」⁽¹⁾では、収税官吏は持区内を定め凡そ一週間毎に各干場を巡回すべしとし、乾場巡回の際に各営業人に対し取獲の多寡を概計帳記し積算収税の日には總石を対照し参考の用に供すべしとしている。これは、記帳義務を定めたものと考えられる。また、同達は、產物徵稅のときは各出產人をして最寄稅庫へ現品を運搬せしめ検査証に照し不都合なきときに収納すると、税品は各製品現品の等位に従い區別し相当の税石を徵收すべき等、納税者、吏員の双方に義務を負わせる等、相当詳細な定めをしている。經濟の複雑化に伴ない検査の手続も詳細になるのは、租稅の近代化にとって必要であり、自然の流れであろう。その後も、大蔵省・開拓使本支庁とも手続の整備につとめる。

その結果、徵收手續について全道統一の規定となつたのは、明治一九年七月北海道府達己第七一号「北海道物產稅取納順序」⁽²⁾であり、物產稅（海產稅）が北海道水產稅となる直前であった。この達は、現金を以て納稅するものは徵收・取納についてすべて普通の内國稅と同じ手續により、物品をもつて納稅すべき場合のうち產地払は原則として本府において公売することとしている。また、昆布のうち清國輸出適當品は、大蔵省備荒儲蓄課払であつて、毎年七月より十一月迄の間に八カ所において広業商會に引渡されることとし、その際の手續も整備されている。

なお、こうした一連の過程の中で、海產物の納稅を免れるため検査前に売却する場合の措置、あるいは、海產物稅を完全に納めない場合の措置等、納稅を完全にするための規定の整備も行われている。

（三）北海道物產稅の名称

（1） 北海道水產稅則は明治二十年に制定されるが、明治時代以後の北海道水產稅の前身の租稅を、「明治財政史」第

6編は、「北海道水産税の第一期」として記載している。⁽⁴⁾「法規分類大全」も「北海道水産税」の中に一括して掲載している。

しかし、「北海道志」巻二十は、「海産税」の名称のもとに明治一七年頃まで記述している。他方、「開拓使事業報告」第五篇三四一頁以下は、明治二年十月から「北海道物産税」として集計を行っているし、主税局等の統計も同様である。⁽¹⁵⁾さらに「北海道漁業志稿」一四一頁は、「本税（＝物産税）は從前運上金と唱ふる者、明治二年開拓使創置の時海産税と改称す。…十三年…七月海産税を北海道物産税と改称す。」とする。「大日本租税志」巻二十一は、さまざまの用語を使用している（表6）。」のように、「（北海道）物産税」「海産税」「水産税」が、資料により、時により、混同して使用されているのが現実である。⁽¹⁶⁾

なお、所得税の創設理由の一つに、「明治財政史」第六卷一頁は北海道物産税の軽減をあげているが、人によっては北海道水産税の減税を挙げることもあり、若干の混同が見られる。⁽¹⁷⁾

(2) 明治三年正月の開拓使布達⁽¹⁸⁾は、「法規分類大全」雜稅二の北海道水産税の項の最初に収録されているが、「漁獵稅」という用語を使用している。この用語は、その後使用されていない。

類似の使用例として、明治四年二月開拓使達「開拓使札幌郡中漁業税等徵收方」⁽¹⁹⁾があるが、本文では「鮭鱈等ハ漁業無税ニシテ」として使用されている。また、明治六年六月開拓使布達の二件は、文中で「魚稅三分金納」「魚稅ノ義」という言葉を使用している。さらに、明治五年三月の根室支庁布達⁽²⁰⁾及び六年九月の根室支庁達⁽²¹⁾に「法規分類大全」は、「開拓使根室支庁春秋漁稅納期」という標題を付しているが、本文にはそうした言葉は使用されていない。明治七年十月の根室支庁達「開拓使漁業稅延納者処分方」も、本文の最初において「漁業取獲稅期日通可相納」と

あるのみである。いずれにしても、『漁業』ないし『魚』に対する税という意味で使用されている。

(3) 「海産税額ヲ改ム」という標題は、「法規分類大全」雜税二に於いて、明治三年四月に始めて出現するが、本文では「海産税」という用語は使用されていない。明治六年六月開拓使布達「開拓使管内海産税額ヲ定ム」は、本文の中で「海産税都テ一割ニ相定」としている。「海産税」の使用例の始めである。

その後、明治八年五月開拓使本府達一七九号（浦河出張所あて⁽¹⁵²⁾）、明治十年六月開拓使本府達内八六号⁽¹⁵³⁾と順次採用されていき、明治十年九月開拓使達丙百三号⁽¹⁵⁴⁾で「十勝国海産税則」と本題に出現する。明治十一年三月の「開拓使函館支庁管内海産物収税方改正⁽¹⁵⁵⁾」では、「海産税則ノ内改正調」「從前無税海産課税調」が附せられ、詳細に定めている。それを参考に、明治十一年四月開拓使本府達乙二七号⁽¹⁵⁶⁾「開拓使管内海産税則」がだされている。

一方、明治八年五月開拓使達二六五号⁽¹⁵⁷⁾は、「陸産税鹿皮ノ義」も海産税と「同様ノ義」としている。海の產物と陸の產物を同視して課税物品とする傾向があつたことを示している。北海道諸產物出港税においても、海產物だけではなく陸產物も同一線上で課税物品となつてゐる時期である。

この頃になつて、日本もようやく、近代国家の財政運営に必要な会計年度制度が完備し、予算概計の方法も整備された⁽¹⁵⁸⁾。また、お雇外国人V・E・グラガが、大蔵省職員に複式簿記を講義し官庁簿記制度を立案するなど複式簿記制度の導入が進められていた⁽¹⁵⁹⁾。こうした流れの中で、明治九年九月に大蔵省出納条例が定められた。その条例は、複式簿記制度を正式に導入するとともに、「北海道物産税」を正式に税目と認めた。しかし、明治十年五月、開拓使は、「北海道諸税科目八年分ヨリ別記ノ通相定但出港税处分ハ從前ノ通」とし、國稅科目の中に「海産税」を掲げている。要するに、明治二年に「海産税」と改められたとするのは言い過ぎであり、明治六年頃から一般的に使用され

じめたものである。明治九年九月大蔵省は、「海產稅」という名称を改め「北海道物產稅」という名称を使用し始めたが、開拓使は「海產稅」という名称を以然として使用しつづけている。

(4) 明治十三年一月大蔵省達乙七号は、租稅科目を定め⁽¹⁶⁾、予算帳書式を改正した。この時から、海產稅は、北海道でも北海道物產稅と正式に改称されたと「開拓使事業報告」は扱う。明治一八年三月に会計検査院が「開拓使收支統計」を上申する際、海產稅をも北海道物產稅として表示するのは、稅の性格も同一であり、稅の歴史からみても極めて当然なことである。また、海產物の検査収稅順序を整備統一すべく大蔵省が明治一五年六月にだした通達⁽¹⁷⁾が、「北海道物產稅納付順序」とするのも当然である。この通達が開拓使の出先まで浸透するのにしばらく時間がかかったので「海產物取稅検査例則」「水產物検査並收稅例則」といった名称がしばらく残るとともに、「函館県物產稅検査徵収例則」⁽¹⁸⁾というように各県が“物產稅”的名を付した規則をつくったと思われる。

四 北海道物產稅の徵収機關と納期

(1) 明治二年七月開拓使が設置されて以来、開拓使が北海道における諸稅徵収の事務の所管者となつた。開拓使は、その管轄区域も広く、数多い地方的慣例が残るという惡条件の中で、稅制の整理に努力したが、課稅客体はなお複雑であった。そうした事務の中心となつたのは、民事局租稅課（明治八年一二月に会計局租稅課となる）であつた⁽¹⁹⁾。

その出先として明治五年九月、各郡に郡出張所（八年一月に郡分署と改称）が設置され、支庁と共に物產稅の徵収にあつた。そして、明治一二年（一八七九）七月、それまでの稅制整理を背景に郡区町村編成法が公布され、翌一三年開拓使の本支庁郡区役所の編成がなされた。この時、郡区役所（札幌本庁は一一、函館支庁八、根室支庁

四) が設けられたが、その半数が、かつて場所があつたところである。以後、この郡区戸長が収稅の事務のまとめるにあたるとともに、租稅官吏が各地に派出して検査収納にあつた。それまで、分署あてに稅制の達が出されていたのが、戸長あてに出されるように改められた。他方、北海道諸產物出港税は、海官所（のち、海關、船改所と改称される。）が担当した。

明治一一年一二月、國稅金額領取順序が定められ、全國二八カ所に収稅委員出張所（のちに租稅局出張所と改称）が、また百九カ所に稅金預所が設けられた。ここに租稅局員が派遣され、稅金預切符の受領と徵收事務の監視にあたっている。北海道では函館⁽¹³⁾に出張所が置かれるが、設置されたのは本州各地より遅く、一五年二月の開拓使府廃止後、札幌・函館・根室⁽¹⁴⁾の三原が設置された後の明治一六年二月であった。三県が一般行政を担当し、北海道事業管理局が開拓事業及官營事業を担当したが、意思のそ通が十分ではなく、具体的な開拓政策がなかつたこともあって、開拓の成績もあがらなかつたと、いわれる。

三県では、租稅課（一七年六月に収稅課と称された。）が、租稅に關する事務を行つてゐる。函館県・札幌県⁽¹⁵⁾の場合、盛んに組織の整備が図られた。

明治一七年五月函館出張所が廢止された後も、明治一八年四月まで北海道物產稅品の価格査定及び収入金を整理するため、特に主稅官吏が派遣されてゐる。この間、郡区戸長が租稅に關する事務を分担してゐることにも變りがなかつた。

なお、十年五月、布達四号により北海道諸稅科目は八年分に遡つて決められた。⁽¹⁶⁾これによれば國稅は一九、地方稅は九である。明治一五年六月一七日の「北海道三県地方稅目」では三県の地方稅目がのせられているが、共通したも

のは少なく、多数の税目が認められる。

(2) 明治一九年一月、三県が廢止され道内を統一して北海道庁が設置、函館・根室に支庁が設置された。明治一七年六月に三県の租税課は収税課と改称されていたが、本州各府県の収税課が明治一九年収税部に昇格したのと異なり、北海道の租税は道庁租税課（十九年十二月には会計課、さらに、明治二十四年七月からは財務部）で取り扱うこととなつた。すなわち、北海道物産税は、県庁内収税課又は道庁内租税課（のち会計課・財務部）において専ら徵收事務を管理しており、租税官吏を各地に派出して検査収税の事を掌らしめるのもかわりがない。また、諸産物出港税は、船改所や船改派出所が掌理していた。

この北海道物産税の収入は、開拓事業によりむけられた。明治四年八月の開拓使十年計画に基づく。その十年間の国費は二千万円余に達しているが、明治五年から十四年度までの物産税は計五二九万円余、諸産物出港税は計一五七万円余で、重要な部分を占めている。⁽¹⁵⁾ しかし、純粹の事業費は四割にとどまっている。

(3) 海產税の当時は現品で納めることが、納付の原則であつたので、納期は原則として定められていない。官員が出售張し荷物の員数を相改め何程という証書を差し出さないうちは積出すことを認めず（明治三年四月「開拓使歩役規則」）、検査を受けない前に窃に売却し又は売却せんと謀るものは処断された（明治十一年九月「開拓使海產物脱税者处分方」）ので、納期を定める必要がなかつた。⁽¹⁶⁾

ただし、現品納税の場合でも納期（納付方法を含む。）を定めた例がある。すなわち、

①六年七月函館支庁達一六号は、魚税のうち半分を当年上納し、残りの五分を七年より二ヵ年で上納するとする。ただし、檜山騒動に伴う達である。

④五年三月根室支庁布達は、春漁は七月中旬、秋漁は十月上旬を納期とする。六年九月根室支庁布達は、六年分の春漁も十月を納期とする。ただし、七年十月根室支庁布達は、従来金納のところ不融通にて税納期限に差しつかえ難渋しているので現品納税を認めるとともに、昆布について取揚中税品は九月までの両度に取り立てるとする。しかし、一方では現品税を金納にしてもよいとしているので、金納と物納の中間形態ともいえる。

⑤十年七月の根室支庁達は、釧路州の昆布について納期を定める。七月より八月上旬まで取獲のものは八月中旬、八月中旬より九月上旬まで取獲のものは九月中旬、九月中旬以降取獲のものは刈取済にて収納するとする。

⑥明治七年一〇月根室支庁達は鮭税の分割納付（全部、半分、三分の一のいずれか）を認める。

納期が定められているのは根室支庁が多く、また昆布が多い。これは、他に比し取獲時期が事実上制約され、また、交通が必ずしも便利とは言い難いこともあり、取獲昆布の検査のための官員出張が事実上限られているためである。

もっとも、「開拓使事業報告」第五篇には、各支庁別に、各郡税率沿革等の表があり、納期欄が設けられている。しかし、「納期ハ收稅ノ時々達スル慣例ニシテ今掲ル納期トハ概々徵收末ヲ示スノミ必モ拘々スヘカラス」とあり、同旨と解せられる。

⑦これに対し、金納の場合は、当然納期を定める必要がある。たとえば、明治四年三月開拓使達「野付郡規則」は、絞粕・塩切鱈・塩切鮭を函館の相場で十月に納めることを定めている。また、明治六年七月の浦河支庁布達は、鹿皮角・魚粕・魚油・煎海鼠・昆布・秋味に応じてそれぞれ納期を定めている。これらの制度は、その後、現品で納めるよう改められ短期間で終了している。ただし、當業鑑札一件あたりで物産税を納付する場合は、当然鑑札を納める際に一定額を納めたはずである。

(四) ま と め

松前藩治下の場所請負制に基づく運上金及び沖ノロ口銭・問屋口銭は、封建制度に基づくものとして、早晚廢止を免れなかつた。場所請負制は、しばらく場所持制として残つたものの次第に特權を失つていき、明治九年九月に場所制度は完全に廢止される。それでも、旧場所請負人（および場所持）は地方の漁業の荷い手として財政上も重要な役割を演じる。また運上屋の所在地は後の税務機関の所在地へ変化した例も多い。

租税国家の建設を明治政府はめざし、明治八年二月雑税整理を行う。しかし、北海道（開拓使）にとって、海産物に対する租税は、雑税目に一部が該当しようとも他藩（県）の正租と同様の地位を占め沿革も古かつたので、陳情の結果、廢止を免れた。

開拓使及び後の北海道庁は、海産物等に対する多くの税の整理統一に全力を傾注する。しかし、地域が広く、行政機構も複雑であり、課税すべき品目も地域により種々異つた状況下では、税制の整理は容易ではなかつた。大蔵省が税制統一、会計制度の統一など租税国家の統一をめざして諸施策をうちだしても、直ちには北海道に浸透しなかつた。北海道物産税につき全道統一の徵収規定が制定されたのは明治一九年七月であつた。しかし、このときでも、地域により、また品目により、税率や納稅方法が異つていた。

あわせて、北海道物産税と共に沖ノロ口銭に源を発する北海道諸產物出港税が課せられており、海産物に対する税は重かつた。地租は改正条例は北海道に対し明治十年分より適用されていて、開墾地が多かつたこともあり、地租の比重は本州各地よりはるかに低く、北海道の租税收入は海産物に対する課税が、あくまでも基幹税であつた。

〔注1〕

(87) 林健久「日本における租税国家の成立」(以下、「林」という) 東京大学出版会(一九六五年) 一~五頁。

(88) 「大全」雜稅二、一頁。

一諸國稅法之儀其土風ヲ篤ト不相弁新法相立候テハ却テ人情ニ戾リ候間先一兩年ハ舊貫ニ仍リ可申若苛法弊習又ハ無余儀事
件等有之候ハ、一應会計官へ伺之上处置可有之事

(89) 「林」一〇五~一〇六頁。

(90) 「林」一〇六~一一四頁。

(91) 「林」一〇六頁。

(92) 南鉄藏「明治維新に於ける場所請負の解体」北海学園大学經濟論集第四号(以下「南IV」という) 一一四頁。

(93) 明治二年開拓使布令錄四十八~四十九頁。

当令版籍返上相成候御時節柄從米商人ノ身トシテ諸場所土地人民ヲ始請負支配致シ居候義名分ニ於テ不宜今般改テ被廢候
乍然撫育米ヲ始漁獵ノ諸品等邊ニ引揚候テハ差支候義モ有之候ニ付現業ノ處ハ年々漸々ニ致變革候様被仰付候條心得違等不
致様下々ノ者共ヘモ懲々可申達候事

(94) 「南IV」一一五頁。

(95) 「南IV」一一六頁。

(96) 「南IV」一一八~一九九頁。

(97) 「歴史II」一九六頁。

(98) 明治二年「開拓使布令錄」五六~五九頁。

(99) 「新北海道史」第三卷通説一、五二~五三頁。

(100) 「新北海道史」第三卷通説一、五三三頁。

(101) 「大全」雜稅一、五七頁。

(102) 「新北海道史」第三卷通説一、五一九~五二五頁。

- (103) 「新北海道史」第三卷通説「五一五～七頁。
- (104) 漁場持の性格について「新北海道史」第二卷通説「五一七～五二八頁。
- (105) 「南N」一二八～一三一頁。「新北海道史」第三卷通説「五一九～五三〇頁。
- (106) 「歴史II」一九六～一九七頁。
- (107) 「大全」雜稅二（北海道水產稅）五一五頁。
- (108) 「大日本租稅志」卷之四十六、三三三一。
- (109) 「明治財政史」第六卷七三六頁。
- (110) 「大全」雜稅一、五一五～五二七頁。
- (111) 「大日本租稅志」卷之四十六、三三三一。
- (112) 「大全」雜稅二、五一七～六八二頁。このほか、「明治前期國稅徵收沿革（參考法令編）」にも収録されている。
- (113) 明治三年一月開拓使は、「北海道生産品は開拓使に一手に任せられてきている。租稅品を諸地へ運送し直撫する際商法の稅はかからないようによくした。商人が買入れた品を売り捌く場合は違つて、諸藩の支配地の正稅で納められた產物を邸内で売り捌く際に課稅されていない例と同様にしてほしい」旨、中央に対し伺つてゐる。これに対し、民部省は、「運漕開拓使直撫の分は四分の稅を納めるには及ばないが、通商司官員見改め方の分については会所その他諸入用のため売捌代の四十分二（五%）を取立てる」よう指令している（「大全」雜稅一、五一五頁）。
- このとき、民部省通商司は、二年一二月北海道產物料理規則を設定し、產物の品種の何たるを論せず總てその價値の四%を徵收する（「明治前期經濟史料集成」第一卷「五一頁」）こととしている。通商司は、外國貿易の一元的掌握を図つた半官半民的なものであった（「國史大辭典」9卷七〇六頁）ので、この五%は問屋口錢に相當するものと考えられる。そうすると、官の実收額はかわらないことになる。なお、通商司は四年七月に廢止された。
- (114) 「大全」雜稅一、五三頁。
- (115) 「林」一〇九～一一四頁に詳しい分析がある。
- (116) 「大全」雜稅一、一二七頁。

- (117) 「林」二一四～二七頁。
- (118) 「大全」雜稅一、五六一頁。
- (119) そうした指示のついた例として「大全」雜稅一、六六頁。および「林」二一四頁の（注）。
- (120) 「大全」雜稅一、五六一頁。
- (121) 「大全」雜稅二、五六九頁。
- (122) 「大全」雜稅一、六二四頁。
- (123) 「大全」雜稅一、六二九頁。
- (124) 「大全」雜稅二、六三九頁。
- (125) 「大全」雜稅一、六四〇頁。
- (126) 「大全」雜稅一、五七五頁。
- (127) 「開拓使事業報告」第五篇三七六頁。
- (128) 「開拓使事業報告」第五篇三八五～三九五、四六二～四七〇、五四三～五四六頁の各郡税率沿革等を参照。
- (129) 「大全」雜稅一、五八一頁。これは、おそらく、二方法の選択を認めようとしたものであり、一定の換算率があったと考えられる。一隻あたり六四尾が定額で後は比例部分とも解しうる余地があるが、高率にすぎない。
- (130) 「明治財政史」第六卷七三七頁。
- (131) たとえば、明治六年七月開拓使浦河支庁は、現品収稅を廃止し金納としようとした（「大全」雜稅一、五三四頁）が、明治八年五月に現品収稅（昆布は二割）となった（「大全」雜稅一、五五一頁）。『海產稅則』においても、浦河支庁管内は金納とされていない。
- (132) 「大全」雜稅一、五七五頁。
- (133) 「大全」雜稅一、五三三頁。
- (134) 「大全」雜稅一、五三五頁。
- (135) 「大全」雜稅一、五五四頁。

(136) 「大全」雜稅「五六」頁。

(137) 「大全」雜稅「五八七頁」。

(138) たとえば、根室支庁達明治十二年達丙「二十号」〔「大全」雜稅「六三一頁」〕、函館支庁布達明治一四年一九号〔「大全」雜稅「六〇九頁」〕。

(139) 「明治財政史」は、根室支庁の布達した検査収稅順序を中心に沿革を述べている。しかし、たとえば、明治一四年四月根室支庁達丙「九号」は、「斯ニ先立チ擔當吏員現地ヲ巡回シ其整否ヲ檢スヘシ」とするのに対し、一四年四月函館支庁布達二九号は、「但時機ニ依リ官員巡回先ニ於テ直ニ検査スルコトアルヘシ」とし、その間に、微妙な差がある。

(140) 「明治財政史」第六卷七四「頁」。

(141) 「大全」雜稅「六四」頁。

(142) 「大全」雜稅「五六六頁」。

(143) たとえば「大全」雜稅「六一六頁及六五六頁」。

(144) 「明治財政史」第六卷七三五「七六一頁」。

(145) 大藏省「各年度決算書」を基に森田右一氏が作成された「明治の租稅收入」（関東学園大學紀要第六号七一「一七六頁」）に

よれば、明治八年度から二五年度までが北海道物產稅であり、明治二六年度からが北海道水產稅としている。

(146) 前述の資料を図示すると、次の通りである。当時の名称は現代の「稅」の名称とは異なる使い方がされている。

33
年度

(147)

「林」二九七頁は、「租税収入の面で、二〇年から北海道水産税を軽減することがきまり、それをうめあわせる財源が、所得税にもとめられたということである。」とする。また、「所得税百年史」(大蔵省主税局編)四頁は、「同時期に北海道物産税の減税が決定され、さなぎだに乏しい財源がいつそう減少せざるをえなかつた。」とする。この部分は、林健久教授が鉛筆された部分と考えられる。

	13年	20年	25年
明治 財政史	水産税(1期)		水産税(2期)
法規分類大全	水 产 稅		
森田 右一	北海道物産税		北海道水産税
北海道 漁業志稿	(2) 海産税 年	北海道物産税	
北海道志	海 产 税		明治17年2月まで
開拓使 事業報告 第5篇	北海道物産税	明治15年1月まで	

(148) 「大全」雜稅一、五一五頁。

(149) 「大全」雜稅一、五三〇頁。

(150) 「大全」雜稅一、五三三頁。一件の布達は、桧山騒動の際に出されたものである。

(151) 「大全」雜稅一、六一七頁。

(152) 「大全」雜稅一、六一〇頁。

(153) 「大全」雜稅一、六〇一頁。

(154) 「大全」雜稅一、五三三頁。本件に統くのが、明治六年七月開拓使函館支庁達一六号（「大全」雜稅一、六〇一頁）である。

(155) 「大全」雜稅一、五五二頁。

(156) 「大全」雜稅一、五六一頁。「海產稅其他諸收稅上計帳」などの様式も定められた。

(157) 「大全」雜稅一、五六九頁。

(158) 「大全」雜稅一、五七五頁。

(159) 「大全」雜稅一、五五四頁。

(160) 「明治財政史」第一卷。

(161) 「一橋大學學制資料」第一卷第五集附錄「商法講習所年表」。

(162) 「布令類聚」下編七〇八頁。

(163) 「大全」帳簿二、一頁。

(164) 「大全」決算報告書三、四五二頁。

(165) たとえば、「大全」雜稅二に収録された函館県布達明治一六年甲四二号（六一二頁）、札幌県明治一六年達（五九二頁）、
根室県布達明治一七年甲一一号（六五六頁）。

(166) 明治八年開拓使分局章程

無号十二月二十五日

第四章 会計局分課章程

第二十一条 租税課

第一 租税及ヒ地券等ノ事ヲ掌ル

第二 管掌スル簿書十六部左ノ如シ

取裁録、本課届録、諸課文移録、規則編冊、地券録、租税收入録、輸出入收稅録、土地売買諸願帳、土地売貸明細帳、開墾地明細表、租稅引渡帳、租稅明細帳、鑑札録、船艦明細帳、船改所出入物品表、罰金徵收簿

第三 租税ノ法旧制弊害アルノ類ハ実地ヲ検シ便宜斟酌シテ之ヲ勧業、地理二課ニ商議ス(下三項之ニ準メ)

第四 地券ヲ製スルハ総テ実地ヲ検シ規則ニ従ヒ之ヲ施行ス

第五 開墾地租ハ土地ノ品位及ヒ収穫ノ多寡ヲ審査シ規則ニ照シテ之ヲ定ム

第六 土地ヲ売買スルハ実地ヲ検シ其ノ品位ヲ査定ス

第七 凡ソ租税ハ收入録ニ記シ其ノ現數ヲ詳載シテ検査課ニ送リ会計局長及ヒ出納課官員連署ノ領証ト交換シテ之ヲ租税引渡帳ニ記ス

この(一)を通じ、「明治財政史」第一巻三八七(三八九頁)、同三九三(三九四頁)、同四一二(四一七頁)及び「国税北海道七十年のあゆみ」(札幌国税局編、昭和四年)第二編「税務機構の変遷」(以下、「七十年のあゆみ」と略す)。

(167) 「明治官制辞典」(二五七~二五八頁)。

(168) 三県一局時代における租税体制は、表7のとおりである。北海道事業管理局は、農商務省に所属したが、北海道庁設置の際に三県とともに廃止された。

(169) 札幌県分課章程

(明治十五年布令全書丙第一号二月十六日)

第五章 租 稅 部

第一条 徵收係

(170)

- 第一条 地券係
 第一 地券ニ関スル事
 第一 諸税收入予算及ヒ決算ノ事
 第三 有税營業ヲ許否シ及ヒ之ヲ管理スル事

- 第二 除税地年季調査ノ事
 第四 地価ヲ査定シ及ヒ改正スル事
 「布令類聚」下編七〇八頁。出港税が別にある。

賞典禄税	官禄税	家禄税	國稅 目(19)						地方稅(9)										
			地税	海稅	船稅	產稅	租稅	同稅	市稅	街稅	地稅	券稅	印稅	鉛稅	獵稅	遊稅	職稅	獵稅	稅
賞	典	家	酒類受	清酒	酒	酒類受	清酒	酒	牛馬壳貿免許	度量衡	牛馬壳貿免許	證券稅	度量衡	牛馬壳貿免許	證券稅	度量衡	牛馬壳貿免許	證券稅	度量衡
典	禄	家	車種印	車種印	車種印	車種印	車種印	車種印	鑑札稅	印紙稅	鑑札稅	訴訟並文通用	印紙稅	鑑札稅	印紙稅	訴訟並文通用	印紙稅	鑑札稅	印紙稅
禄	税	税	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	
税									牛馬壳貿免許	度量衡	牛馬壳貿免許	證券稅	度量衡	牛馬壳貿免許	證券稅	度量衡	牛馬壳貿免許	證券稅	度量衡
									鑑札稅	印紙稅	鑑札稅	訴訟並文通用	印紙稅	鑑札稅	印紙稅	訴訟並文通用	印紙稅	鑑札稅	印紙稅
									稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	
									牛馬壳貿免許	度量衡	牛馬壳貿免許	證券稅	度量衡	牛馬壳貿免許	證券稅	度量衡	牛馬壳貿免許	證券稅	度量衡
									鑑札稅	印紙稅	鑑札稅	訴訟並文通用	印紙稅	鑑札稅	印紙稅	訴訟並文通用	印紙稅	鑑札稅	印紙稅
									稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	
									芸妓放鑑札手數料										
									稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	
									金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	

その後、明治一八年一一月大藏達（「法規分類大全」帳簿）は、その中で次の通り稅目を定めているが、明治一二三年に

比べ若干減少している。

「諸税犯則者処刑報告表取調箇条通覽表」中の税目

酒	地	地	券	證	印	稅	租
醸	自	家	用	料	造	印	稅
麴	營	業	酒	鑑	札	料	稅
草	稅	稅					
銃	會	車	船	訴	訟	用	券
獵	社					印	印
稅	稅	稅	稅			紙	料
菓	醜	度	壳	牛	馬	壳	買
子	油	量	薬	賣	免	許	稅
		衡	稅	稅	稅	稅	稅

(171) 明治一三年大蔵省達乙七号は、租税科目を次の通り定めている〔「大全」、帳簿一、一頁〕。

煙	酒	鉱	地	大科目 (18)
草	類	北海道物産	山	
税	税	税	税	
印 営 酿 受 蘭	市 街 地 券	山 林 原 野 牧 稅	烟 田 郡 村 地 地	小 科 目
紙 業 造 営 業	證 印 稅	地 稅	稅	
税 稅 税 税				
船 代 言 免 許	訴 訟 野 紙 諸 稅	郵 便 稅		大科目 (18)
税 料				
蒸 文 裁 訟 为 私 外 國 郵 便 切 手 押 印 紙 紙 紙 税	通 用 許 用 換 手 税	書 函 便 通 運 送 料 印 下 代 稅	界 印 押 印 稅 稅 税	小 科 目
西洋 氢 氮 船 船 稅	形 風 船 稅	船 稅		
統 諸 車 船	猶 會 社 稅	稅		大科目 (18)
職 橫 横 濱 銀 米 商 會 所 稅	遊 株 式 取 行 人 力 車 馬 車 車 稅	回 蝦 船 船 并 海 川 小 日 本 形 船 稅		小 科 目
獵 取 引 所 稅	獵 獵 所 稅	稅		
税 稅				
版 權 免 許 料	度 量 衡 稅	壳 製 稅	牛 馬 壳 貨 免 許 稅	大科目 (18)
許 手 旅 稅 料	其 他 免			
權 升 尺 受 売 営 業 札 料 稅	衡 量 度 稅 稅 稅			小 科 目

(172) 「大全」地方税一、一一七頁。

(173) 「歴史一」、一三〇～一三八頁。

(174) 「大全」雜稅一、五二七頁。

(175) 「大全」雜稅一、五八八頁。

(176) 「大全」雜稅一、六〇二頁。

(177) 「大全」雜稅一、六一七頁。

(178) 「大全」雜稅一、六一七頁。

(179) 「大全」雜稅一、六一八頁。

(180) 「大全」雜稅一、六一八頁。

(181) 「大全」雜稅一、六一三頁。

(182) 「大全」雜稅一、六一六頁の明治十年八月の根室支庁達六四号は、三期にわたり出張するとする。ただし、明治二五年六

月根室県達乙三一号は、収税官吏は持区内を定め一週間に各干場を巡回すべしとしている。

(183) 「開拓使事業報告」第五篇、三八五～三九六頁（札幌本庁）、四六一～四七〇頁（函館支庁）、五四三～五四六頁（根室支庁）。

(184) 「大全」雜稅一、五三一頁。

(185) 「大全」雜稅一、五三四頁。

(186) 営業鑑札税は、通常、鑑札を受ける際に納めるものと考えられるが、前述の海產稅則中、岩内郡の乾鮓は一鑑札に付夏秋一五斤づつとなっている。これは、登録料と別に納めるケースとも考えられる。「大全」雜稅一、五七八頁参照。

第三章 北海道水産税

(一) 北海道庁の上申とその背景

(1) 明治二十年二月一二日、新設されたばかりの北海道庁は大蔵省に対し、(i)北海道水産税法の制定、(ii)土地収穫税法の制定、(iii)北海道諸産物出港税則並各港船改所規則の廃止、(iv)道厅經濟の改正の四件を、一括して上申した。⁽¹⁸⁷⁾ 四件とも一連のもので、旧松前藩時代に由来する北海道物産税及び北海道諸産物出港税ならびに各港船改所規則を廃止し、北海道にも近代的な税制を樹立しようというものであった。

そもそも、北海道庁発足は、明治一五年の開拓使廃止後の札幌県・根室県・函館県・北海道事業管理局の体制の中で、北海道事業管理局が、開拓政策の欠如から、⁽¹⁸⁸⁾ 県との権限争いを生じ、県との意思の疎通も十分でなく、十分な開拓事業の成果があがらなかつたことにあると、いわれる。そのため開拓のあり方について議論が盛んになされた。

自由主義、経済主義者にして衆議院議員の田口卯吉は、開拓は經濟法則にのつとつて行うべきで、北海道は利益のはつきりしている漁業振興からはじめること、そのためには、高率の水産税や出港税をあらためることを主張する。⁽¹⁸⁹⁾ 元老院參事官安場保和は、三県を廢止して殖民局を創設することを主張した。道内三県令は廢県に反対し、岩村通俊・黒田清隆・月形潔らも意見を述べている。黒田清隆退任後開拓使長官になった西郷従道は、開拓使を廃止して三県を置くこと及び開拓使の諸事業の引継につき、具体策を明治一五年一月建議している。⁽¹⁹⁰⁾ 西郷長官は、その中で、地方費を定額内並に出港税より補給すること、海產物より国税として現品を徵収したもの東京大阪敦賀等にて好機を得

ち払い下げるため、物産取扱所を設けることを提案している。その後、農商務卿西郷従道・内務卿山県有朋は、事業管理局にかえて殖民局を設け、三県は存置する建議を提出している。これは、県庁の政務中、殖民・山林・原野・土木・漁獵の六件を殖民局に附屬せしめようとする。⁽¹⁹⁾ そのほかにも多くの人が改善案を建議している。

(2) 伊藤博文から北海道視察を命じられた大書記官金子堅太郎は、七十日余にわたる巡視の結果、「北海道三県巡視復命書」⁽¹⁹⁾ を提出した。彼は、第一に、三県および管理局を廃止して殖民局を設置し、才学のある人材を長官にすること、第二に殖民監査官を置き、各省から適任者を選んで兼任させ殖民局の施設を監督させることを上申した。さらに、復命書の別冊で、北海道土地売貸規則の改正、道路開削の議、殖民公社設立の議、千島警備、普通教育の改革、移住民の状態と並んで、物産税及び出港税の問題⁽¹⁹⁾ を、論じている。この復命書の中で、物産税と出港税は重要な地位をしめている。

金子堅太郎の物産税と出港税に関する意見を詳しく考察する。すなわち、歐州諸国の植民地では物産に税を課することとは稀であり、後にやむを得ずして課税する場合でも額は極めて軽少にしようとも務めている。しかるに、漁業の隆盛に伴ない、各自の漁場が近接するようになつてきただが、松前藩以来の経緯があり、隣り同士の税率が異なる現状であつた。このことは各県令各郡長が最も処置に苦しむところである。しかも徵収に多額の費用を要している。北海道の人民は、納租を本邦第一に負担しているだけなく、北海道の中でも出産者は他の二倍を負担している。政府の財政が最も窮迫している際であること、物産税の手数とその費用とを減少して官民の便益をはかることを考えると、物産税を廃止し単に出港税となし、その税額は今日の物産税・出港税總高よりさほど減少しない税率に改正すべきである。試算すれば、出港税を四%から一二%まで引上げれば、總高七七万二百円余に比し九万八千円余の不足にとどま

る。この案は北海道巡回中、県庁・郡役所・戸長役場・仲買商・出産者等より異口同音適当なる賛成がある。就中、出産者・仲買商はこの改正を希望しているとする。

金子堅太郎の案は、物産税を廃止し、出港税を引上げて税収をあまり減らさないようにしようというものである。後には、物産税が北海道水産税に改組され、出港税が廃止され、相当の減税となつたわけであるが、漁業者側の要望がそれだけ強かつたことを示している。また、出港税が結果的に廃止されたことは、内国關稅が廃止されるという税の歴史に沿つたものともいえよう。⁽¹⁵⁾

金子堅太郎により、官制が起草され、明治一八年一二月の内閣制度成立の一環として、明治一九年一月北海道庁が新設された。⁽¹⁶⁾三県は廃止されたが、監査官制度はつくられなかつた。また、井上毅の提案で名称は北海道庁とされ、当初は内閣総理大臣専属とされた（明治二三年に内務省所管にかわる）。これらの動きの背後には、薩長閥間の争いがからんでいる。⁽¹⁷⁾

(3) 北海道初代長官となつた岩村通俊は、北海道の事情に通じており、北海道の開発に深い関心を抱き、実情に適した方策を打ち出した。すなわち、(i)行政事務を簡素化し統一することにより行政費の節約を図った。(ii)鉄道・道路の建設に主力を注ぎ、拓殖行政を重視した。(iii)漁業家を直接保護することをやめ、間接的助長に方針を変更するとともに、官貸付金を棄捐し、漁業家の負担を軽減しようとした。これらは、明治二十年五月の施政方針演説において明らかにされているが、⁽¹⁸⁾金子堅太郎の「北海道三県巡視復命書」と、ほぼ軌を一にしている。換言すれば、北海道庁は基盤整備を担当し、資本家が実際の移民開拓を担当しようというものであった。その演説の中でも、北海道が富み、人民を多くするためには沿海漁業者を奨励保護して各自殖産の道を謀らしむるより急なるものではなく、廟議も是に決

し、水産税軽減・出港税廃止の発令がなされたと、述べている。

当時、わが国の経済は資本主義經濟の興隆期にあり、北海道の拓殖も、そうした状況をふまえて面目一新が必要であった。拓殖の舞台である北海道の中心産業は漁業であったから、漁業の面目一新が必要不可欠となっていた。このため、漁業にとって負担となっていた北海道物産税及北海道諸産物出港税の改善は、極めて緊急なものであった。

それゆえにこそ、明治二十年三月に前述の上申が出され、また、そのことが最初に強調されているのである。

なお、明治一九年八月、山縣有朋内相・井上馨外相が根室地方の実情を視察したことが、水産税制定に大いに貢献したこと、看過しえない事実である。⁽¹⁹⁾ 明治二十年の北海道庁の上申も、両相の視察にふれている。同様に、前述した北海道庁創設前の建議者の多くも、長期にわたり視察をしている。

(4) おりから、日本において、税制上、注目すべき税制改正が進められている。まず、租税国家の基幹税となる所得税は、大蔵省を中心に、古くからいろいろの検討が進められている。たとえば、ルードルフが起草した明治七年一月の「収入税法法律案」及「松方氏所蔵の手記」⁽²⁰⁾ 所収の「所得税則」（明治一七年一二月）などである。「一九年度予算調査ノ実況ニ就キ歳入ノ財源ヲ索ムルノ議」⁽²¹⁾ にも所得税採用の意向が示されている。それらの検討のすえ、明治二十年一月、所得税法が大蔵省より請議され、同年一月二二日に法制局を通過し、同年三月三日元老院も通過し、明治二十年三月一九日勅令五号として公布された。

前述の「一九年度予算調査ノ実況ニ就キ歳入ノ財源ヲ索ムルノ議」では、所得税のほかに登記税の賦課と煙草印紙税の賦課が提案されている。一九年八月には登記法が法律一号として公布された。さらには、間接税の増税も検討され、一九年八月勅令六十号でもつて自家用清酒の製造が禁止されている。そのほか、明治一八年七月には太政官布告

一〇号でもって醤油税則が復活され、同一八年菓子税が布告一一号で創設された。十八年十一月には、布告三八号「米商会所並株式取引所收税規則」⁽²²⁾が制定され、それらに關する收税規則も整備された。

当時、日本の基幹税であつた地租についても重要な動きがみられる。⁽²³⁾明治一八年二月大蔵省訓令主秘十号により地押調査が行われている（完了は四年後）。明治二三年三月には、勅令九号土地台帳規則が制定された。これにより地券が廃止され、地租は土地台帳（地租に関する一切の事実が登録される。）に登録された地価により記名者から徵収されることになった。また、北海道地租は従来は地域により、適宜の納期を定め徵収していたが、明治二二年十月の大蔵省令一二号により納期が全道統一された。地租税率の推移については表8参照。

このように、明治二十年当時、一連の税制整備が行われていた中につけて、雜稅的性格を大きく残していた北海道物産税をより近代的な税に改めるべきであるという意向が、関係者に強かつた。それによつて、北海道にも租税国家を明確な形でつくりあげようと関係者は考えていたと、考えられる。

(5) 上申の掲げる理由は、次のとおりである。

(1) 水産税法案……物産税額は請負人からの上納金と請負人の所得とを併せたもので重く、各所の税率も一律ではない。また、現品徵収の方法をとり、吏員が派遣され全てを検査することになつてゐるが、管内が非常に広く、極めて煩雑で費用がかかりすぎ、場合によつては収税額を上回ることもあるなど、弊害が多い。道民が売却の機を失いかねない状況に追いつまっている等、物産税の重きに苦しんでゐる。こうして、開拓をのぞむ政府の意向に反し海産の衰退を招きかねない状況にある。

(2) 出港税廃止……物産税の負担に加え出港税を負担している現状では、海産業の繁栄はとても望めぬ。さらに、

北海道には良港がないため、検査未了の間風浪のため退避することがあるほか、検査費がかかるだけでなく脱税は避けられない。

(iv) 北海道収穫税法……北海道の地租は内地に比べ相当低いとはいっても、荒野を開墾するには重いし、収穫量を離れて地租を賦課するのは租税の原則に反す。そこで、五年ごとに収穫価格を調査し、課税できるようすべりである。

(v) 道府経済改正……以上の改廃に伴い官吏の減員、手続の簡素化を行なうとともに一九年度収入の残額の交付を望む。今後は、北海道より収入するものは北海道のために支出し、起業殖産の盛なるに従い北海道に要する費用は北海道より生ずる収入でまかない国家の補給をあおがすにすむような經營を行う。

(6) これらの中申理由をみる限り、物産税と出港税の二種の負担を軽減することに重点があることがわかる。また、それは道府設置の目的にも合致している。

なお、土地収穫税法案は法制局審議の段階で取下げられ、「法規分類大全」には掲載されていない。中申理由から考へるに、それは、地租のように法定地価に賦課するのではなく、五年毎に収穫価格を調査し、それに対して課税しようとするものである。従つて、地租を根本的に改めようというのに等しく、時期尚早で受け入れられるのは難しい状況にあることは事実である。全国的に地租が賃貸価格に基づいて課税されるようになるのは、昭和六年のこと、北海道庁の上申はその先駆けとも言うべきものであつて、法定地価に基づく課税をやめようとするものであつた。もし受け入れられていれば、地租の歩みも変つたものとなつたことであろう。

また、道府経済改正の義は、将来は北海道の収入で北海道の支出を賄おうというものであり、当時の現状を示すと

共に、国の補助金を受けずに北海道を經營していきたいという希望を示している。すでに、北海道諸産物出港税は国税でも地方税でもないという状況下におかれ、「道路堤防修築賦恤貸与等専ラ人民公益ノ費途ニ充ルヲ例トス」とされている。道府經濟改正の義は、そうしたやり方を徹底し、北海道の獨自性、自己完結性を示そうとしたものと考えられる。明治政府が所得税を創設する理由に北海道物産税の減税を掲げていても、北海道府は必ずしも同調していないかのようである。⁽²⁵⁾

(7) 北海道水産税法案⁽²⁶⁾は表9のとおりである。第一条は水産物採取人又は製造業人より税金を徴収するとしている。第四条で水産物採取又は製造の営業を為さんとする者は水産物営業組合に加入することとされている。第五条はその組合の収税委員が郡区長の徴税令書に従い、その組合の水産物採取又は製造営業人より水産税を徴収し、戸長役場に納付すべしとする。そして、第七条は、郡区長は不納者の営業を停止し、公売処分を執行できるとする。これらをみる限り、水産物採取又は製造営業人が納税義務者であると考えているように見うけられる。しかも、「収税委員」という名称は、今日の源泉徴収義務者よりも納税義務者に近いものであることを示唆している。また、これらの規定からは、水産物営業組合員間に連帯納付義務ないし責任を負わせることを考えていないようにな解される。

第二条は、水産税を徴収すべき水産物をかけているが、これが課税物件であるとはつきりした表現ではなく、課税物品の規定にとどまる（物品税法（昭和三七年法律四号）の規定参照）。なお、従来課税されてきた魚油は、絞粕に課することから二重課税にならないよう除外し、また寄鯨は死鯨の漂流物であり課税対象として適当でないから除外したという。

第三条は、水産税額は、明治一五年より一七年までの三ヵ年間の水産物採取高又は製造高を平均し、その三ヵ年の

平均相庭を以て税額とする。そして、一七条で、従来物産税を徵收せず鑑札税を徵收してきたもの、あるいは、鑑札税をも徵收してこなかつた場合には、現取穫高又は製造高により明治一五年から十七年までの三ヵ年平均相場でもつて税額を定むるとする。豊凶の存在を考慮した課税標準の計算規定として理解できる。

四条は、水産物の採取又は製造の営業をなさんとする者に、水産物営業組合に加入し起業以前に組合の収税委員に届出ることを要求し、九条で違反した者に罰金を課し採取製造した水産物を没収するとする。現代の法、たとえば物品税法（昭和三七年法律四八号）等では罰則規定が整備されているし、偽りその他不正の行為により免れ又は免れようとした行為は可罰行為である。しかし、本法案では条文上は対象とされていはず、加入義務および起業届違反のみを处罚対象とするだけである。

そのほか、税法で必らず定めるべき納期について大蔵大臣に委ねている（八条）など、租税法律主義になじまぬ規定もある。この法案には、租税法律主義が完全には定着していないようである。

(二) 大蔵省からの請議

(1) 北海道厅からの上申を受け大蔵省で検討が進められ、明治二十一年二月二十七日、北海道水産税則制定・土地取穫税法制定・出港税則廃止の三件について請議が行われた。^(附)大蔵省は、これらの案が北海道の現状に副うものとして速やかな施行を求めるとともに、法案の条項中不完備と認めるもの等を修正したとする。しかし、法案の名称を「北海道水産税則」と改めたにどどまらず、大幅に変更を行つてある。請議（以下、「大蔵省案」という。）と上申との対比については表9を参照。

(2) 大蔵省案は、北海道水産税を「其營業人組合ニ賦課スルモノトス」としており、營業人組合を納稅義務者と考えて、いるように思われる（營業人は「水產物ノ採取人又は水產物ヲ以テ製造品ト為ス者」で、北海道厅案の「水產物採取又は製造營業人」と、同義と思われる。）。

しかし、十一条本文が「水產税ヲ怠納スル者ハ其營業ヲ停止シ先ツ其現在スル水產物ヲ公賣シ仍ホ營業ニ使用スル器具船舶建物及海產乾場ヲ公賣スルコトヲ得」としていること、また十三条が「此稅則ヲ犯シタル者ハ刑法ノ不論罪及減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヒス」として、いることは、水產物營業人を納稅義務者と扱つて、いるようでもある。また、「未製造ノ水產物ヲ製造品ト為ストキハ其製造品ニ就キ又無稅品ニ製造スルトキハ其未製造品ニ就キテ課稅スヘシ」（九条）の規定も、未製造品と製造品の二段階で課稅することを避けるためとはい、組合が納稅者であれば、意味に乏しい。いざれにしても、納稅義務者と徵收義務者とが、厳密に区別されていない。

(3) 大蔵省案では水產物營業人組合の收稅委員は、重要な役割を負わされており、それに伴つて規定が整備されている。すなわち、第七条で水產物營業人組合中に收稅委員を置き組合に係る收稅事務を担当させること（七条）、および收稅委員が毎年水產物營業人の水產税賦課額に対し各自の負担すべき稅額を評決せしめ郡区長の認可を経て之を定めること（八条）とされている。しかし、この八条において「水產物營業人ノ水產税賦課額ニ對シ各自ノ負担スヘキ稅金」という文言が用いられていることは、誰が納稅義務者であるか区別されていない例でもある。強いて考えれば、「水產物營業人」の次に「⁽²⁸⁾組合」の二字を入れて考へることになろう。なぜならば、徵稅の便宜から組合を結成させようとしているからである。さらに、收稅委員が各營業人に負担させた金額を國（すなわち郡区役所）に納付させる規定が削除されたのは、当然であり規定を残す必要がないと判断したのであろう。

また、大蔵省案では、十六条で「営業者ニシテ其水産物ノ採取又は製造高ヲ偽リ脱税ヲ図リタル者」にも罰則が定められた（附則としてではあり問題の重要性を意識していない。）こと、第五条但書で法制定後課税標準が妥当でなくなるに至った場合の規定が定められたことは当然である。一方、納期等重要な事項を大蔵大臣の定めに委ねていることは、道府案と同じである。

（二）内閣での審議

(1) 北海道水産税則及び出港税廃止の件は、明治二十年三月八日、一部修正のうえ法制局を通過した。⁽²⁰⁾

法制局案では、「北海道水産物営業人ハ此規則ニ依リ水産税ヲ納ムヘシ」を第一条に置き、水産物営業人が納税義務者であることを明言しているかのようである。そして、個々の急納者に対する強制徵収処分の規定も引継いでいる。

しかし、第十条本文「収税委員ハ水産税賦課額ニ対シ営業人ノ組合会ヲ開キ各自ノ負擔スヘキ税金ヲ評決セシメ郡區長ノ認可ヲ輕テ之ヲ定ム」

第三条は「水産税ハ水産物営業人各組合ニ於テ採取又は製造シタル水産物價格百分ノ五ヲ以テ一年ノ定率ト為シ之ヲ組合中ノ各営業人ニ配当シテ徵収スルモノトス」

第一条は「水産税ハ営業人各自其納期ニ従ヒ組合収税委員ニ納ムヘシ収税委員ハ営業人各自ノ税金ヲ徵収シ之ヲ郡區役所ニ納ムヘシ其急納者アリタルトキハ之ヲ郡區長ニ届出ヘシ」

第一六条本文は「從前現品定税ヲ徵収シ又ハ現品税ヲ徵収セス若クハ無税ニシテ明治十五年ヨリ同十七年マテ其採

取高又ハ製造高詳カナラス税額ヲ組合ニ賦課シ難キモノハ当分營業者各自ノ現採取又ハ現製造高ニ依リ税金ヲ徵收スヘシ」とする。

これらを整合的に理解するとすれば、北海道水産税は水産物營業人組合に向つて5%賦課し、三条の規定によつて水産物營業人の組合員に配賦され、水産物營業人の各人が負担するものと考えたようである。そうすると、第一条に転嫁帰着の規定を置くことになる。なお、納期や組合の評決方法等の重要な事項が大藏大臣に委ねられていることは、それまでと同様である。

四 元老院での審議と法制局での再修正

(1) 明治二十年三月十八日内閣より元老院の議定に付された「北海道水産税則」案は、同月二二日審議が始められたが、同月二三日の第三読会において全部付託修正委員が選定された。修正委員の修正報告案（多数の修正箇所がある。）が、翌二四日に開催された第三読会に於て審議され、一部再修正のうえ、上奏された。⁽²⁰⁾

法制局は課税物品を第一類及第二類にわけ、未製造の水産物・製造品、無税品といった用語を使用することを止めたほか、納稅先を郡区役所から他の税と同様に国庫金出納所と改め、その他の条文修正を行ない、三月二十五日に上奏した。それに基づき「北海道水産税則」は、明治二十年三月二八日勅令第六号として公布された。所得税法（勅令五号）に続く法律として公布されたことは、関係者がいかに重要視していた法であるかを示している。なお、元老院は、明治二十年四月五日、検視会を開き公布を承認した。⁽²¹⁾

こうして、北海道物産税が北海道水産税に改められたとともに、北海道諸產物出港税も廃止された。これによつ

て、北海道水産税は金納となり、税率も平均百分の十四弱（岩村北海道長官が内閣總理大臣に上呈した謝辞の中で述べられているもの。）から百分の五に、大幅に引下げられた。

法制局参事官は、元老院において、北海道物産税は年平均五五ヶ五六万円の収入があつたが、明治二十年度の歳計予算では貳拾万円見込んでいたので、北海道人民の負担減は四四ヶ四五万円になるとともに、出港税は年平均一四ヶ一五万円の税額があつたと説明している。⁽²²⁾ また、北海道物産税の収納検査のための官吏の出張旅費は約八万円も要し⁽²³⁾ た（すなわち約一五%の旅費がかかつたことになる。）とも説明しているので、国としては差引実質五二万円の減収となる。

なお、「北海道漁業史」三一七頁によれば、物産税は六割四分強輕減され、水産物出港税も加えると五六万円余が輕減されたことになり、これを本道漁家に配当するときは一戸平均二八円六二銭余も輕減されたことになつたといふ。前述の岩村北海道長官の謝辞が、「人民は從来重劇の負担を免れて斯の望外の恩典に逢ふ。…驩欣喚呼手の舞足の踏む所を知らず。」とするのも無理はない。その後、「北海道水産税則施行細則」が、明治二十年四月十九日、大蔵省令六号として公布された。

(2) 本案制定の理由につき、参事官は、(1)全道の漁業は退縮し明治七、八年に比較すれば殆んど半分にも及ばず、漁業の盛んな東海岸についても休養の策を講じなければ東海岸の地方は終に貧民の巢窟に化してしまふ。(2)物産税は旧幕時代に比して輕減されていないばかりか、實物を以て徵收する方法をとつており、官庁が人民に不便をかけまいとしても、巡回が大変で、点検の際人民は売買の機会を失い甚しきは腐敗せしめることすらあり、一割二割の税率であつても實質上三割ないし四割にあがることも無いとはいえない。さらに、官庁も巨額の旅費を要するだけでなく、税

品を売却のためにも多くの費用をしており、人民に苦痛を与えるだけではなく、官庁にとつても不利益が甚しい。(八) 出港税は、封建時代の遺物であり北海道にのみ残すのは倫理に反するだけでなく、税収も少ない。営業者にとっても、貨物の出港に際し一々官吏の検査を要し不便である、と力説している。⁽²⁵⁾ 北海道庁の上申理由と同様である。

この案に対し、村田保護官は、「⁽²⁶⁾ 海関税以外ニ一割ナイシ二割ノ苛税ヲ徵取セルハ租税ノ原則ニ背戾スル」とし、この案は「頗ル事理ニ適當スル」とし、楫取素彦議官も「今日減税ヨリ生スル一時ノ損失ハ他日永遠ニ税源ヲ増スノ種子」とする。⁽²⁷⁾ 津田真道議官に至っては、少く租税を課して営業者を富ませ以て国庫の収入を増加するという易き道理にかかわらず今日に至るは「初メテ經濟ノ原則ヲ知レリト言ハヘ鳴呼亦晚イ哉ト評センノミ」とした程であり、時期的にも妥当であったと思われる。

(3) 元老院会議で議論されたものとしては、(i)課税物品の適否と範囲（一次品と二次品の関係、产地等）、(ii)営業人に課税するのか、営業人組合に課税するのか、営業人組合の中で営業組合人に適切に負担させられるのか、(iii)自首に對して税金を追徴しその罪を問わずとすべきか、(iv)課税標準算定後に不相応な課税標準となつた場合に課税標準を修正する場合の要件、(v)收税委員の人員・任期、(vi)水産物営業人組合の評決の順序及び総代人選挙の方法などがある。元老院会議及び法制局において、これらを中心に論議がかわされたが、結論が逆転したことは少ない。

(四) 課税物品

(1) 課税物品をどう定めるかは、税法にとって最も重要な事項であるが、大蔵省・内閣においても「実際家ノ意見ニ依リテ北海道府長官ノ提出セシ者ヲ其儘ニ列記」⁽²⁸⁾ したものが通過した。参事官も十分に答えられなかつたし、北海道

水産税則案に対し盛んに発言をした三浦安議官も「(課税の品目の)當否ニ至リテ到底本官等ノ知ル所ニ非ス」(中略)内閣ニ於テ其意見ヲ採リ第四条以外ノ水産物ニ課税セサルノ決意アル以上ハ総令ヒ本院ニ於テ其當否ヲ議スルモ恐クハ從勞ニ屬センノミ因テ第四条ハ結局北海道府長官ノ意見ニ任スルノ外ナシト思考ス」としている。⁽²¹⁾元老院の限界を示している。なお、元老院でのやりとりにおいて、「課税ノ品目」と表現され、「課税物品」という包括した概念は使用されていない。

(2) 課税物品について、(a)もっと多くの產物があるのに課税しない例、(b)同じ品目ではあるが別種がある例、(c)品目によつては数種の製造方法が記されているのに別の品目では一種しか掲げていない等、いくつかの指摘がなされている。產物があるのに課税しないものとして、鰯魚(いわし)、⁽²²⁾水獺(かわうそ)、⁽²³⁾水豹(あらざし)が指摘されたが、非課税であると参事官は回答している。(b)「海馬」について、田中議官は、(i)海馬、(ii)沖縄八重山島にて肉を食い皮よりダンをとるもの、(iii)魚類中の海馬、(iv)カラフトで水象牙をだすところの海馬の四種を指摘する。⁽²²⁾公布文には仮名があるので、オホーツク海等でとれるトドのことであると判明するが、皮も上質ではなく肉も必らずしも美味とは言い難く、課税物品としての適性は高くない。⁽ⁱⁱ⁾⁽ⁱⁱⁱ⁾はタツノオトシゴ、^(iv)セイウチのことであるう。

(3) 仮にカラフトでとったトドはどうなるのか。第六条に「北海道ニ於テ該税品払下ヲ為シタ」とあるので、北海道に於て払下げたトドは対象となるが、漁民が水産物営業人組合に加入していない限り課税できない。おそらく加入させられるであろう。

また、鮪を津軽海峡で北海道の漁民と青森の漁民がとった場合、北海道の漁民がとった場合(組合に加入している)課税され、組合に加入していない青森の漁民には課税されない。こうした点からも、北海道水産税が松前藩に

由來していることが明らかである。

なお、明治十七年五月の「北海道水産物取獲違反者処分方」（北海道水産税則により廢止される。）の中では、「北海道ニ於テ納税スヘキ水産物」という文言が用いられている。⁽²⁴⁾

(3) 田中議官は、(1)魚粕が課税品目となつていてるところから鯵粕鰯粕鰈粕搾粕等を包含せしめるべきなのに鯵鰈粕を列記しているのは何故か、(2)鰯は生鰯以下六種を列記しているのに、昆布は昆布としか記載せず刻昆布、元折昆布、花折昆布を掲げないのは煩簡を異にする、指摘した。⁽²⁵⁾しかし、他の議官の関心をひかず、参事官も北海道府長官の提出せるまであり、鰯は掲記された五つの方法で製造されたもののみが課税されると、回答したにとどまる。⁽²⁶⁾この結果、魚油・寄鯨・鰐・丸乾ニシン、かわうそなどが課税対象から除外された。あわせて、第七条により、生鮪を塩鮪にするときは塩鮪のみに課税され、生鮭を缶詰にするときは生鮭のみに課税されることになった。

他方、鮪や鰯などは製造方法がはつきり区分されて全道で課税されるようになつてている。また、それまで各種の魚種毎に粕の税率が定められていたが、北海道水産税則では魚粕および鯵鰈粕として統一的に課税されることになつている。

課税品目は、「開拓使事業報告（第五篇）」・「開拓使管内海産税則」・「開拓使函館支庁海產物稅則」・「北海道漁業志稿」をみても、地域的にも種々雑多であった。課税物品の変遷の理由を研究した文献も見当らない。⁽²⁷⁾北海道水産税則の課税物品は、少なくとも、明治一三年頃にはどこかの地で課税されている。北海道水産税則制定の際、漁獲高・生産高がある程度あり、北海道経済の発展を阻害しないで課税に適するものが、選ばれているはずである。なかには、生産高、漁獲高が減少したり、新しい製造方法が開発されたものも含まれているはずである。

なお、銀杏草は、「海產稅則」(案)、「開拓使事業報告(第五篇)」をみると、胆振國(室蘭・有珠・虻田郡)でしか課稅されていない。しかし、資料によれば、塗工用や膠着用糊料原藻として使用されており、ほぼ全道で生産されている布海苔と同様に担稅力が認められたわけである。なお、銀杏草は現在では稚内周辺でごく少量採取されているにすぎない。

(iv) 納稅義務者

(1) 論議の結果、「北海道水產物營業人へ此稅則ニ從ヒ水產稅ヲ納」めることになり(第一条)、納める水產稅は「各組合水產物產出高價額百分ノ五ヲ以テ其組合一箇年ノ稅額ト為シ之ヲ各營業人ニ賦課スルモノトス」(三条)とされた。法制局參事官は、三条の「精神ハ水產物營業人ノ組合ニ於テ採取シタル水產物又ハ組合ニ於テ製造シタル水產物ノ價格百分ノ五ヲ以テ稅率ト為シ而シテ其組合ノ區域中ニ在ル各營業人ヨリ稅金ヲ徵收スルト云フニ在リ(中略)單ニ組合ニ賦課スルモノトスト言フトキハ此水產稅ハ全ク組合ノ共同負担即チ一区域内ノ連帶責任ト為リテ遂ニ各營業人ヨリ徵收ス可キ本旨ヲ失フノ虞アリ」と述べている。⁽²²⁾また、同參事官は一六条について、「此稅ノ性質ハ斷然組合稅ナリ但シ一層的切ナル言語ヲ以テ斯レハ配當稅ト言フモ可ナルカ如シ何トナレハ官府ヨリ稅額ヲ組合ニ賦課シ組合ヨリ各營業人ニ配當シテ徵收スル者ナレハナリ此ノ如キ精神ナルヲ以テ第三条ニ配當シテ徵收スト言ヒ又本条ニ組合ニ賦課シ難キモノヲ掲ケタリ」と述べている。また、十条の「收稅委員ハ水產稅賦課額ニ對シ營業人ノ組合ヲ開キ各自ノ負担スヘキ稅金ヲ評決セシメ」云々について、參事官は、「水產物ノ採取高製造高ニ依テ甲ノ稅金幾可乙ノ稅金幾許ナルコトヲ評決セシムルニ止マリ彼ノ府県會議員カ地方稅ノ收支ヲ議スル如キ重大ノ議事ニ非サルナリ然レト

モ從来北海道ノ漁業者間ニハ自ラ一種ノ様式ニ似タル者アリテ他ヨリ新來ノ漁業者ハ必ス其組合ニ入ラシメ且新入ノ者ヨリ多額ノ税ヲ出サシムル等ノ申合規則アリ故ニ收稅委員ヲシテ此等ノ惡弊ヲ除キ新舊營業者ノ間ニ幸不幸ヲ生セサラシメントスルナリ」⁽²³⁾と、回答した。

これを通觀する限り、あくまでも、組合に課せられるもので、個々の營業人は単に負担するにすぎない。そして、一二条の公売に関する規定は、組合において処分ができないので政府に請うて公売処分を行うことを示すものにならざるを得ない。たしかに、收稅委員からの届書には怠納者に係る公売処分方を記載することになつており、收稅委員は國の徵稅機關ではない。要するに、納稅義務者は水產物營業人組合であり、現実の負担者が個々の水產物營業人ということになると思われる。それでは第一条の位置は妥当とは言えず、「北海道水產稅法」（案）のように一条に定めた方がよかつたのではないか。山口尚芳議官の發言⁽²³⁾のように、北海道府案の方が前後矛盾することは少ない。たゞえ、「北海道ハ一種特別ナル地方ナリ特別ナル地方ニ施行スヘキ法律ハ之カ大要眼目ヲ明ニセハ足レリ」（三浦安議官⁽²³⁾）という状況にあつたとしても、必らずしも適當とは言えない。

なお、法制局參事官らは收稅委員を特に権限を持つたものと考えず、機関的なものと考えている。とすれば、收稅委員を漁場持（特に古平場所⁽²³⁾）程度のものと考えていたようである。場所請負時代を卒業しようとして、漁場持方式を採用しようとしたのであろうが、場所請負制に由來する慣習（たとえば、新加入業者に負担を重くする）を北海道水產稅則の制定によって是正できたのかは、疑問が残らざるをえない。

(2) なお、村田保議官は、本案の精神は直ちに營業人に課稅せずして組合に賦課するのであるから、三条の「之ヲ」以下十三文字を「各營業人組合ニ賦課」に代えることを提案した。村田保議官は、内閣委員が本案の不完全なる所以

を明言する以上還上すべきであるが、施行期日まで七～八日しか無いので全部付託調査委員会を開くよう提案したが受入られず、第三読会においても全部付託調査委員を設けるよう提案した。⁽²³³⁾ 村田保議官の提案は、三条について一部受入れられたにとどまる。

三浦安議官は、多くの条文について村田保議官と、原案支持の立場から論争をくり広げたものの、誰が納稅義務者であるべきか、どうすれば首尾一貫した条文となるのかについては、実のある議論がなされていない。いずれにせよ、何人が納稅者であり、義務者であるか、関係者の認識は十分とは言えない。のちに収稅委員が納稅委員とあらためり、納稅人という用語が使用されるようになつて、次第に水產物營業人が納稅者となつていく。

(七) 水產物營業人組合・収稅委員

- (1) 水產物營業人となるんとする者は水產物營業人組合に加入しなければならず（北海道水產稅則（以下、「稅則」という。）八条）、水產物營業人組合は北海道厅長官が決める（稅則二条）。これを受け、明治二十年五月二十日、北海道府令四五号でもつて營業人組合が定められた。⁽²³⁴⁾ 当初は五〇組合が定められたが、分離・統合により最終的には六〇組合となつており、その数は場所請負制末期の場所数にほぼ等しい。また、營業人組合の事務所が設置された地の約四割が、現在稅務署が設置されているか又は過去に設置されたことがある地（表10参照）であり、現在の稅務署の所在地の半数が水產物營業人組合の事務所の所在地である。
- (2) 水產物營業人組合が定められるのに先立つ明治二十年五月二日、北海道府令四七号として水產物營業人組合規則が定められている。また、水產稅の納期及水產稅則施行に関する細則は、明治二十年四月一九日、大藏省令六号「北

「海道水産税則施行細則」（以下、「細則」という。）として定められている。これらの整備により、元老院で指摘された事項⁽²⁰⁾、すなわち、(i) 収稅委員の人員及在職の年限・資格、(ii) 営業人組合会の定数、評決の順序、総代人選舉の方法等が定められるとともに、納期など税にとって重要な事項が定められ、これに従って、水産物営業人組合が運営されいくことになった。今日ならば、法律で定められる事項の多くが、それ以下の段階の法令によって定められているのは、時代のしからしめるところである。

(3) 組合の中心をなす収稅委員は、各営業人の税金を徵収し、徵収した税金を国庫金出納所に納める責務を負い、怠納者が出れば郡区長に届出て強制徵収処分を発動せしめるという重要な責務を負っていた（税則一一条二項・三項）。

参考官は、収稅委員を准判任とし任期は凡そ四・五年にして組合の大小に依り一組合に一人あるいは二・三人を置くことを考へてゐる旨、村田議官に対し答弁してゐる。⁽²¹⁾ また、参考官は、楫取議官の質問に答え、「収稅委員ナル者ハ恰モ今日ノ戸長ノ如ク税金ノ徵収上納ヨリ組合會議ノ議案ヲ編成スルニ至ルマテ悉ク之ヲ一身ニ負擔シテ公正直実ニ事ヲ処理スル者ニ非サレハ能ハス然ルニ納稅額ノ多キ者ハ必シモ漁業ニ精シカラス資産ニ富メル者モ亦未タ必シモ奸人物ニ非」⁽²²⁾ ザ、このため「北海道府長官ヲシテ組合営業人中ヨリ人物・資産・事業ノ三者ヲ兼ヌル者ヲ選択シテ収稅委員ニ任用セシメント欲スルナリ」と答弁してゐる。立法時には、官側が収稅委員を主体的に選任し、官側に近い立場に立つものと、観念している。ただし、細則には収稅委員の定数は規定がないが、「税則資料」の明治三三年二月十八日の決議によれば、収稅委員が納稅委員と改められる當時、「各組合とも二名以上」との定めがあつた。

選ばれた収稅委員は、郡区長より徵稅令書を受けたときは、一人別納稅元帳により各納稅者に徵稅伝令書を交付し税金を取りまとめなければならない（細則八条）。そして、取りまとめた税金は細則九条但書の場合を除き翌日まで

に国庫金出納所に納付しなければならなかつた（細則九条本文）。収税委員が戸長に委託して納めようとするときは、徵稅令書を受領する際に郡区長に届出ておかねばならない（細則一二条）ので、収税委員は當時相当苦労したことと想像される。さらに、収税委員は、毎年水産物毎の種類の產出が終つたときに產出の水産物の總高並びに価額を調査し產出の季節を限らないものは四月及び九月に前月までの總高を調べ、それぞれ戸長を經由して郡区長に報告することとが要求された。それまで現品定稅を徵收し又は現品稅を徵收せず若くは無稅にして、明治一五年より同一七年までの三箇年間の產出高が詳かでない水産物營業人からは、一定期間毎に產出した水産物を一種類毎に取調べ報告する義務を負つて、いた（細則三～五条）。さらに、私事旅行は勿論、公務旅行でも郡区長の認可が必要であった。⁽²⁸⁾

(3) もともと、収税委員は、官吏ではなく組合を代表するものでもなかつたので、会計法（明治二二年二月法律四号）による徵收責任者として適當とは言えず、会計法上の「出納官吏」（政府ニ属スル現金若ハ物品ノ出納ヲ掌ル所ノ官吏）ともまぎらわしかつた。おりしも國稅滯納處分法（明治二二年十二月法律三二号）が制定されたのを機会に、明治二三年二月法律八号をもつて北海道水產稅則が改正された⁽²⁹⁾。この改正により、「収税委員」が「納稅委員」と改められて組合に係る納稅の義務を掌ることとなり、組合会において互選された若干名が北海道長官より指定され、三年間の任期をつとめることとなる。ここに納稅委員の人数について「若干名」という表現ではあるが成文化されるとともに、水產物營業人組合側の意思もくまれることとなつた。組合会の会員数は、五名以上一五名以下が原則である。

もつとも、「稅則資料」に収められた明治二三年二月二八日の決議は、現今の収税委員の定数は各組合とも二名以上であるが實際は定員以内で事務が行われるほか、減員の申立もあり、事故あるときは臨時代理で為さしむるものも差

支えないとし、各組合の納稅委員の数を表10のとおり概定している。從前も各組合の収稅委員の定数があつたことになる。また、多くの組合の委員数は一人であり、二人のところは生産・収獲量の多い組合か、將來に組合の分割が行われる組合である。

(4) また、明治二三年一月法律第四号「北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收ノ件」⁽²⁴⁵⁾と内容が重複する税則の一部が削除されている。こうして、水產物營業人組合に対し徵稅令書を郡区長より水產物營業人組合に発し、水產物營業人組合は其組合中の水產稅をとりまとめ金庫に納付する等の手続が整えられた。しかし、前述の明治二三年法律四号の第五条は、「各納稅人ハ稅金ヲ戸長又ハ水產物營業人組合納稅委員ニ払込み其領收証ヲ受クヘシ」とする。各組合員が領收証を受け取るのは当然で、「納稅人」という表現は組合課稅を脱却しようというネライが込められている。

「税則資料」には、明治三十年現在の水產物營業人組合の規則が収められている。それによれば、納稅委員は水產物營業人からの各種の届を受け付けるとともに、郡区長から納稅委員に対して各種の報告がなされる。水產物營業人組合の会頭は納稅委員を以てあてられる。納稅委員に関する費用の予算・徵收方法を納稅委員が決めて組合会の同意が必要である。納稅委員の事務扱所が營業人組合の納稅事務所となるが、支所の設置は組合会の議決と郡区長の認可が必要である。これらは、納稅委員が組合の重要な意思決定機関ではあるものの、場所請負人とは異なり、納稅委員の意思だけで何事も決められなくなつてきていていることを示している。

(5) 組合会は、北海道水產稅則十条により、「組合ノ稅額ニ對シ各自ノ負担スヘキ稅額ヲ評決セシメ」⁽²⁴⁶⁾ことが本来の職務で、納稅委員に充てられる者を互選する(規則十一條)。組合会の議案は、組合の納稅委員が発する(規則一

七条)。

組合会の会員は、組合水産物営業人の投票を以て選挙によつて選ばれるが、選挙されないときは郡区長は北海道府長官の指揮をあおぐことになっている(規則一三条)。その任期は三年であるが、再任も認められている(規則五条)。組合員全員が組合会員とはならない。⁽²⁵⁾

組合会は、毎年一月ないし五月の間に開き、その日限は五日以内であるが、会員の出席が過半数に充たないときは開会できない(規則八条・一八条・一九条)。土地の状況により会期を繰り上げることは可能であるが、郡区長の認可が必要である。いずれにせよ、組合の開会期日は戸長を経由して郡区長に届ける必要がある(規則八条)。明治二十年は年の途中でもあり、本年に限り組合会を六月中に開会することができるときとされている(明治二十年北海道府令四九号)。しかし、(イ)組合会員が招集に応じないため評議を開けなかつた場合、(ロ)評決すべき議案を評決しなかつた場合、(ハ)開会日限内に評決を了しなかつた場合は、納稅委員は戸長を経由して郡区長に届出なければならない(規則二二条)。その場合、郡区長は北海道府長官の指揮を求めることになるが、評決が不適当と判断したときも同様である(規則二三条)。

組合会の審議は常に順調に推移したわけではない。たとえば、明治二十九年三月一日、檜山ほか五郡の郡長は、檜山水産物営業人組合納稅委員に関する費用予算額について、評決に至らず且つ漁期も迫り臨時会も開催する余裕もないでの、前年度予算額を以て執行したい旨上申している。これに対し、同年三月二八日、前年度予算額を襲用するが、必要の場合に於ては臨時水産物営業人組合会の評議を経て増減変更できる旨、北海道府長官は指示している。⁽²⁶⁾

(八) 課税標準・納期

(1) 北海道水産税の課税標準は、各組合の水産物產出高価額（税則三条）であり、產出物そのものではない。税則六条本文は、「水産税ハ明治十五年ヨリ同十七年マテ三箇年間ノ水産物產出高ヲ平均シ其三箇年間北海道ニ於テ該税品拂下ヲ為シタル代価ヲ平均シテ価額ヲ定メ」その組合の税額を算出するものとする。同条但書は、「明治二十年以後三箇年以上ヲ経過シ大藏大臣ニ於テ北海道ノ全部又ハ其幾分ニ就キ水産物既定ノ価額ハ不相当ナリト認ムルトキハ更ニ既往三箇年間ノ產出高並其売買相場ヲ平均シテ之ヲ改正スヘシ」とし、大藏大臣に課税標準の計算方法の改正について委任している。この規定は、豊凶があること、及當業人の担税力に対する影響とを考えた規定である。六条但書は、明治二三年十月大藏省令第二五号をもつて明治二十年四月以後三ヶ年間の平均產出高と改正された。明治二十四年三月大藏省令第四号を以て明治二一年一月より同二三年一二月までの三ヵ年間水産物の平均產出高並に売買相場により算出価額が算定されることに改められる。その後、奥尻組合については不漁が引続いていることを理由に、明治二九年一月大藏省令第一号により、明治二五年一月より同二七年一二月までの三ヵ年間に於ける水産物の平均產出高並に売買価格により算定することに改められた。他の地方においても漁の増減の差が甚しくなったところから、明治二九年九月大藏省令十一号を以て、明治二六年一月より同二八年一二月まで三ヵ年間における水産物の產出高並に売買相場の平均によることになつた。⁽²⁴⁾

このように、北海道水産税の課税標準は、三年間の產出高並に売買相場の平均によつており、その変更は大藏省令に包括的に委任されているのが特色である。この点について、税則六条但書に於て大藏大臣に委任する区域は広汎に

すぎるのでないかとの指摘が元老院でもなされている。^(脚)

(2) 金納である以上、納期が重要となってくるが、北海道水産税則は納期を直接定めず、施行細則に委ねた。細則一 条は表11のとおり納期及び納額割合を定める。組合会の評決を以て毎納期の納額割合を繰上げ増加することができる が、郡区長を経由して北海道庁長官の認可が必要である。

これによれば、渡島国（箱館区および亀田郡を除く。）石狩国（石狩郡を除く）、後志国・天塩国・北見国を含む地 域と、それ以外の区域とに分れ、それぞれ五期にわけてある。前者の地域がほぼ西蝦夷地に相当し、前二期分で八割 を納めるのに対し、後者（すなわち東蝦夷地にほぼ相当する地域）は一期分がごく少なく二期分から五期分にかけて ほぼ均等に納付するシステムとなっている。水産物の収獲時期が違うためと考えられる。

なお、渡島国（函館区・亀田郡を除く。）石狩国（石狩郡を除く。）・後志国・天塩国・北見国については、各地 方漁業の期節により北海道庁長官が必要ありと認めるときは、第一期について納期を七月末までくり下げるなどを認 めている。「税則資料」によれば、礼文・奥尻組合（いずれも二七年）・枝幸組合（三十年度以降）について適用され ている。

(3) 北海道水産税は組合に対し課税され、水産物営業人から徴収し金庫に送付される建前になつている税である。そ して、個々の水産物営業人が納めているときの強制徴収処分については税則一二条の規定があるが、現実はどうであ ろうか。年貢は連帶納付義務^(註)であるといわれる。北海道水産税は、他藩の正租に等しい運上金に源を発し、水産物営 業人組合に対し課せられるものである以上、連帶納付義務を負わせているか検討する必要がある。しかし、連帶納付 義務は近代においては特別の規定がない以上、負わせられないはずである。すなわち、租税徴収の確保の観点から認

められる一種の納税義務の拡張が連帶納税義務である。⁽²²⁾また、租税は多数の納税者に対し法律の規定に基づいて課される無報償の課徴金であるので、その特殊性から特に連帶納税義務の制度が設けられたと解されている。

連帶納税（連帶納付）義務があると解されれば、滞納が発生したとしても、⁽²³⁾ごく稀であるはずである。しかし、たとえば、オホーツク沿岸のある税務署においては、水産税主管當時、多くの滞納者があり、しかも赤貧の者が多く、大量の事務を要していたが、今回主管を離れた結果、赤貧の滞納者が大幅に減少した事実がある。⁽²⁴⁾私もかつて明治時代に漁業者の滞納が、同地域で多かつた旨伝聞したことがある。

元老院審議の際、法制局参事官が「単に『組合に賦課する』とすれば連帶責任となり各営業人より徵収すべき本旨が失われる虞れあり」と回答していることを考えあわせると、連帶納税義務はなかつたと解さざるをえない。その意味でも、漁業者を納税者とする方向に進んでいる。

(九) 北海道水産税の地方税移管

(1) 明治二十年に北海道水産税則が制定されて以来、北海道水産税は当初四年間は二十万円台の収入をあげ、北海道の租税収入の過半数を占めていた。その後も毎年三十万円台の収入をあげ、北海道の重要な財源となり、開拓に貢献していた。

日清戦争後の軍備拡張や新領土の経営のため、明治二十九年に営業税が新設されるとともに、同年一〇月酒税の増税が実施された。さらに北清事変の勃発があり、明治三一年から三三年にかけ、法人に対する第一種所得税の賦課、地租の増徴、関税の増税、煙草専売収入の増加、砂糖消費税・麦酒税の新設等が行われた。⁽²⁵⁾これら一連の税制改正によ

り間接税の比重が著しく高まつた。すなわち、内地では間接税が地租収入を上回り、北海道においても間接税が北海道水産税を上回り、相対的に北海道水産税の重要さが低下した。

北海道水産税の比重の低下の背景には、北海道水産業の発展が農業の発展を下回っていたことがあげられる。農業は、官の支援もあり、農業戸数は、明治二九年の約七万一千戸、三四四年の約九万八千戸、四四年には一五万六千戸と増加した。耕地も、明治二四年の五万二千町歩から四四年の五八万町歩に増加した。しかし、中小漁業家には、函館・松前等の商人から資本を借り、漁獲物をその商人に独占的に販売してもらう慣行（換言すれば、二八取りの変形）が広がつていた。

(2) 一方、明治二六年十月、本州各府県では収税署が設けられ、国税関係の事務を統合したり、府県の直税署・間税署を統合して収税部とするなどの改革が行われていた。北海道では北海道厅設置以来、道厅財務部長が主任収入官吏、郡区戸長が分任収入官吏となつて、徵稅事務が運営されてきた。

これら一連の税制改革の中で、収税の地方機関を府県から切り離し大蔵省の直轄機関とする機運が熟した。地方機関を監督指導すべき機会が多くなつたこと、統一的指導を十分にし納税者間の公平のくずれを防ぐ必要があつたことによる。⁽²⁵⁾そこで、明治二九年十月全国に東京外十九の税務管理局が設けられ、その下部組織として五〇四の税務署が設置された。北海道には明治三〇年四月、札幌・函館・根室の三税務管理局が設置され⁽²⁶⁾、税務署としては、明治三十一年四月に札幌・函館・檜山・寿都・小樽・空知・増毛・宗谷・室蘭・浦河・釧路・根室・網走・松前・岩内・紗那の一六署が設置された。明治三三年には上川・河西の二署が設置された。これら税務署が設置された地の大半が水産物営業人組合の所在地である。税務管理局時代の租税体制は表12参照。

さらに明治三五年十月には勅令二四一号をもって、税務管理局が税務監督局に改められ、全国に十七の税務監督局が設置された。北海道においては、札幌に税務監督局がおかれ、函館・根室の二局が統合された。税務監督局への改正の理由としては、国内経済の進展に伴い民間企業が近代化し急激に伸長しているのに対し、税務機構は府県の收稅部（北海道厅財務部）以来のままで、運営が時代に合わなくなつてきていることに要因の一つがあるとされる。⁽²³⁾

- (3) 税務機構が整備されるのと期を同じくして、明治二十年以降北海道にも自治制論が高まつてきた。ようやく明治三十一年五月勅令一五八〇一六〇号をもつて、北海道区制・北海道一級町村制⁽²⁴⁾・二級町村制⁽²⁵⁾が公布された。区制は明治三十二年十月実施され札幌・函館・小樽に施行された。⁽²⁶⁾北海道一級町村制は、明治三三年七月、龜田郡大野村ほか五カ村、松前郡福山町ほか九カ町に施行した。北海道区制による区を、明治三三年三月勅令四七号は国税徵収法中市町村に関する条項を適用すべき公共団体と指定し、同年六月勅令二六〇号は北海道一級町村制による町村も右の公共団体とした。⁽²⁷⁾一級町村以上では若干の公民権はあるが、二級町村では住民に公民権は無かつた。さうに二級町村制もしかれず、従来の戸長役場管轄のままの地域も多数あり、戸長役場がすべて無くなるのは大正一二年（一九二三）である。北海道の市町村の自治が他府県並になるのは、さらに後日のことである。こうした制度の整備により、税務署の下で收稅に関与する機関は、水産物営業人組合の外に区及一級町村とその他の町村との二種類が併存することになり、複雑な関係を解決する必要に迫られたことになった。
- (4) 帝国議会への参政が明治二三年に決つたあと、自治への強い住民の要望を受け、北海道会法が明治三四年三月二十七日法律第二号として、成立する。⁽²⁸⁾北海道会は、法律勅令に別段の規定あるもののほか北海道地方費の歳出入予算及地方税の課目課率を議決することが任務（第十条）であり、他府県会にくらべて権限は強いものではなかつた。

北海道会法を成立させた第一五議会は、同日、園田安賢道府長官の企画した一〇年計画のうち、当年度分及び北海道道路橋梁排水費の継続費負担を議決した。⁽²⁶⁾ これは、形式上は追加予算であるが、同日付であり当初予算と一体となつていて、それによれば、歳出経常部追加六二万二千七百円余（内北海道本府六拾万千七百円余）、歳出臨時部追加一九三万六千四百円余（内、北海道地方費補給五二万円、北海道拓殖費一二五万三千五百円余）、北海道道路橋梁排水費一九四万六千九百円余（＝明治三四年度から四三年度までの継続費総額）となつていて、「北海道十年計画の大要」によれば、三三四一万円余の計画であったが、毎年、予算として承認を得る必要のあるものが多かつた。

また、明治三四年の予算を明治三三年度の予算⁽²⁶⁾（表17）と比較すると、「北海道事業費」の項が「北海道地方費補給」および「北海道拓殖費」として款となり、金額も増やされている。この計画（北海道十年計画）は、日露戦争に際会し経費が縮少されたものの、北海道拓殖費を国費として拓殖事業を遂行しようとして地方費と国費を区別しようとしたものである。当時移民が急増してきており、開拓を効率的に進めるべく迫られていた時期でもあつたのである。

このほか、明治二四年十二月渡辺千秋長官は、長官の権限を拡張し北海道開拓条例を制定して事業費を増し継続費を定め十年を以て一期と為し成功を奏すべき旨、松方正義總理に上陳している。⁽²⁶⁾ さらに、明治二六年三月、北垣国道長官も、北海道拓殖上最も緊要な鐵道工事・港湾修築・排水運河・道路開鑿の諸事業を、十二ヶ年一千四百余万円を以て完成せんとする計画をたて、井上内務大臣に具申している。⁽²⁶⁾

そして、北海道会法・明治三十四年度予算（歳出追加）と一体をなすものとして、それらと同日の明治三四四年三月二七日、法律三号「北海道地方費法」⁽²⁷⁾が制定された。まさに、明治三十四年度歳出予算追加の趣旨通り、地方費と國

費が区別され、北海道地方費は、北海道地方税その他地方費に属する収入をもって支弁することとなつた。

こうして、北海道水産税は、国税から北海道地方税に移管された。「明治財政史」六巻七七二頁は、北海道水産税の移管について、「北海道經營ノ必要上地方費ニ関スル從来ノ制度ヲ改正スル必要アルヲ以テ明治三十四年三月法律第三号ヲ以テ北海道地方費法ヲ制定シ北海道地方費ハ北海道地方税其他地方費ニ属スル収入ヲ以テ之ヲ支弁スルコトシタルヲ以テ從来国税ニ属セル北海道水産税ヲ廢シテ之ヲ同道地方税ノ財源ニ移スルコトトシ」と簡記する。実は、そこには、北海道水産税の国税における地位の低下と国税側における種々の税制改革、北海道側における水産業の地位の低下と、開拓の再編成と費用負担のあり方が、複雑にからみあつていていた。

(+) まとめ

明治二十年前後は、所得税法が制定されたほか、登記法制定の準備、地券失效の準備など租税国家を確固たるものにつくりあげるため一連の改革が行われており、雑税廃止の綱をようやくぐりぬけた北海道物産税も、近代的な租税に脱皮せざるをえなくなつていて。日本国家としても、明治一八年（一八八五）の内閣制度の発足、明治二二年（一八八九）の大日本帝国憲法発布、明治二七年（一八九四）の領事裁判権の廃止など、多くの大事業が盛んに進められていた。このときに、北海道開拓をより効率的に進めるべく、明治一九年一月、三県一局の制が廃止され、北海道庁が設置された。

北海道庁設定当時、全道の中心産業は漁業であり、漁業の面目一新が必要不可欠であった。漁業者にとって北海道物産税及び北海道諸産物出港税の負担が重く、かつ二重の負担であるとの意見が、漁業家に強かつた。いすれも松前

藩時代に由来するもので、古い形態を残していた。とりわけ、北海道水産税は、請負人からの上納金と請負人の所得とを併せたものに由来していた。しかも、各地の税率、課税物品・納付時期が一律でなく、しかも現品給付が原則であるため、官民とともに不便不都合であった。漁民、北海道庁双方の事情が明治二十年ようやく受け入れられ、北海道水産税として改められた。すでに、開拓使としても、いろいろ調査を進め、検討を重ねていた。それを受けた明治二十年二月北海道庁からの上申は、大蔵省・法制局・元老院での熱心な議論の末、北海道水産税則の制定、北海道水産税の廃止、北海道諸産物出港税則ならびに各港船改所規則の廃止という形で結実し、北海道住民から大歓迎された。北海道水産税則は、一定品目の水産物を課税物品とし、水産物営業人組合毎の産高の5%をその組合の一ヵ年の税額とし、これを各水産物営業人に賦課するものとし、北海道の水産物に対する課税は全道で一定のものとなり、かゝる金納とされた。北海道水産税の金納が認められるほどに北海道の経済が発達していた。

北海道水産税則の審議の過程で最も論議をよんだのは、水産物営業人組合の税額と定められ、各水産物営業人に賦課され、水産物営業人が水産税を納めるという仕組みであった。この仕組みが、組合税を意味するかどうかとともに、税則の各条文で首尾一貫しているかどうかであった。結局、整理されないまま成立したわけであるが、現代の租税法からみると、古い形態の税である。

収税委員（まもなく「納稅委員」と改称。）の地位及び水産物営業人組合の所在地を考えあわせると、「場所持」を近代化した制度が、水産物営業人組合であり水産税区であると評価できる。国税徵收関係法制の整備の中で、収税委員が納稅委員となり、水産物営業人が納稅人となつたのも当然といえる。

北海道水産税は、北海道の重要な収入であったが、所得税の発展、間接税の増税、地租制度の変革等が実施される

中で、その地位が低下した。明治三四年、すなわち日清・日露戦役の間で、各種の制度が変革され、また北海道開拓の新段階を迎えた。開拓のあり方の見直しがなされる。道民の自治意識の向上もあり、北海道水産税は地方費を賄うための税と性格づけられて、地方税に移管された。明治三三年及び三四年度（当初）予算のうち、北海道関係予算の支出は、実質的に増加している（表17）。したがって、継続費等の債務負担が増加しない限り、国の財政状態によつて開拓が左右される点はかわりないものの、地方費と国費を区別することにより、国からの支出を増加させ開拓を進めようとしたネライは、ある程度達せられた。

〔注三〕

(187) 「大金」雑税「六八八頁。

(188) 開拓使は、「開拓使一〇年計画」を、明治四年八月樹立した。この計画は、明治五年からのもので、定額金一年間一〇万円が一〇年間一〇〇〇万円に増額され、従来の定額米一万四千石を五～六年の二年間は支給すること、ほかに道内で徵収する諸税の処置、開拓使証券の発行も認められた。のちには、屯田殖民費や幌内炭田起業費も認められている。この計画は、明治三年十月の黒田清隆（開拓次官）の建議が土台となっているが、具体的な拓地植民計画ではなく、予算上の大綱ともいえるものである。この満期を受け、開拓使存廃問題が発生した。「歴史II」、二〇〇三～一〇五頁。

(189) 北海道庁の初代長官。

なお、水産税則案の審議の際、北海道元幹部の調所廣丈・東久世通禧が議官の一員となつてゐるが、あまり発言していない。

(190) 「新撰北海道史」第六卷五六〇～五八九頁。

(191) 「新撰北海道史」第六卷六〇八頁。

(192) 「歴史I」、一五一頁。「歴史II」、一二五一页。

(193) 「新撰北海道史」第六卷二九一～六四四頁。

- (194) 「新撰北海道史」第六卷六「五～六三〇頁。
- (195) 金子宏編集代表「稅務百科大辭典」きょううせい刊、第一卷三〇三～三〇五頁「關稅」は、關稅の歴史を手數料時代、内國稅時代、國境關稅時代にわけていて、さらに現在、多角的交渉によつて、關稅の障壁が下げられようとしている。これから考えても、内國關稅は廢止されるべき必然性をうかがうことができる。
- (196) 「明治官制辭典」五九一～五九二頁、九七一～一〇一頁。
- (197) 「歴史I」の近代・現代の部。「歴史II」、第四章。
- (198) 「新撰北海道史」第六卷六四七～六六〇頁。
- (199) 「根室郷土史」(一九五一)岩崎書店、五八一～五八五頁。
- (200) 汐見三郎「各國所得稅制論」有斐閣(昭和九年)一四七頁。ただし、ルードルフの収入稅法律案については、存在について若干疑問がある。井上一郎「抜本的稅制改革と所得稅(下)」稅務弘報三六卷十二号八九頁以下。
- (201) 藤村通監修「松方正義関係文書」第三卷一七頁。「明治前期財政經濟史料集成」第一卷四〇九頁。
- (202) 「大全」雜稅一、「一〇九頁。
- (203) 「七十年のあゆみ」二〇七頁。及び「明治財政史」第六編第一章第二款。
- (204) 「開拓使事業報告」第五篇六五七頁。「布令類聚」下巻七〇八頁。
- (205) 元老院における法制局參事官の説明によれば、北海道諸産物出港稅の廢止を除き、約三万円の減收見込となつてゐる。明治十九年度の收入が、全国では約六四三九万円、北海道だけでは約八九万円であるので、それに占める減收の割合は、全国では〇・三%と、影響が少ないが、北海道では一五・八%と影響度が高い。北海道物產稅の減稅を、所得稅の導入の原因の一つとするのは過大評価である。
- (206) 「大全」雜稅二、「六八五頁。
- (207) 「大全」雜稅一、「六八五頁。
- (208) 「元老院會議筆記」後期第六卷(以下、「筆記」といふ。)二〇八頁。參事官は質問に對し、「組合ヲ設ケタル理由ハ徵稅ノ勞ヲ省クト收稅費ヲ減スルトノ一点ニ外ナラス」と、答えてゐる。

- (209) 「大全」雜稅一、六九〇頁。「筆記」二九六～二九八頁。
- (210) 「大全」六九一頁。「筆記」二九五～三五五頁。
- (211) 「筆記」二七卷三一～三四頁。
- (212) 「筆記」二六卷(以下同じ。)二九九～三〇〇頁。
- (213) 「筆記」一九九頁。
- (214) 「北海道漁業史」三一七～三一八頁。
- (215) 「筆記」二九八～三〇〇頁。
- (216) 「筆記」三〇〇～三〇一頁。
- (217) 「筆記」三〇四～三〇五頁。
- (218) 「筆記」三〇五～三〇六頁。
- (219) 「筆記」三一〇頁。
- (220) 「筆記」三一二頁。
- (221) 「筆記」三一九頁、三五〇頁。
- (222) 「筆記」三五〇頁。
- (223) 「角川漢和中辞典」(昭和三五年) 参照。なお、「明治前期財政經濟史料集成」第一卷三六頁には、明治六年頃の北海道物産税の収納額及び海馬獵稅が掲載されている。その中には、鹿皮・炭などが含まれているが、セイウチ・アザラシ・タツノオトシゴは含まれていない。
- (224) 「大全」六八〇頁。
- (225) 「筆記」三〇九～三一〇頁及び三五〇頁。「開拓使事業報告」第五篇四六四～四六六頁によれば、函館支庁管内でこれら昆布製品に課稅されている。
- (226) 参事官は、植村正直議官の質問に対し、本案に於ては単に魚粕のみを有税品と為し魚油には課稅しない精神であると、答えている。

(27)

「開拓使事業報告（第五篇）に収められた明治二年頃の物産税と、北海道水産税則とを対比したのが表5である。なお、「開拓使事業報告」及「開拓使管内海產税則」において乾鮑が乾腹とは別に掲記されている。

(28)

「北海道大百科辞典」五四一頁。

(29)

「筆記」三〇〇頁。

(30)

「筆記」三三三頁。

(31)

「筆記」三一九頁。

(32)

「筆記」三三〇頁。

(33)

「筆記」三三〇頁の村田議官の発言。

(34)

「筆記」三一七頁。

(35)

「筆記」三一一页の三浦議官の発言。

(36)

「新北海道史」第三巻通説一五二一頁。

(37)

「筆記」三一四頁。

(38)

「筆記」三三一頁。

(39)

「筆記」三三七頁。

(40)

「大全」雜稅「六九一頁」「稅則資料」。

(41)

「筆記」三〇四～三〇五頁、三〇一～三〇一頁。

(42)

「筆記」三〇一頁。

(43)

「筆記」三〇五頁。

(44)

「稅則資料」。明治一〇年七月北海道府訓令九四号。

(45)

「大全」第二編卷一二、四五三頁。大蔵省からの請議文も付いている。

(46)

「明治前期國稅徵收沿革（参考法令編）」（租稅資料室）一二九頁。

「筆記」三〇一頁。村田保議官は、「百人ノ組合ハ百人悉ク會議ニ列席シ」以て各自の負担すべき税金を評決せしむるの意かと、質問したが、参事官は、北海道府長官をして定めしめると述べたのみであった。

(247) 「税則資料」。

(248) 「税則資料」。指令番号は財八九一八号。

(249) 「明治財政史」第六篇七六九一七二頁。「税則資料」。

(250) 「筆記」三三五頁（山口尚芳議官）。

(251) 佐藤進「税制史こぼれ話②」旬刊国税解説速報平成元年五月八日・一八日号四四頁。

(252) 「行政百科大辞典」第五卷（ぎょうせい刊）三七八頁。「税則資料」。

(253) 志場喜徳郎・荒井勇・山下元利・茂串俊共編「国税徵収法精解」（昭和五三年）一七八頁。

(254) 租税資料室所蔵資料（明治三四年五月）

(255) 武田昌輔「近代税制の沿革——所得税と法人税を中心にして」（ぎょうせい（昭和六十年）第二章・第三章）一七八頁。

(256) 「七十年の歩み」八一頁。

(257) その後、明治三一年八月には横浜・神戸にも税務管理局が設置されている。

(258) 「七十年の歩み」一一四頁。

(259) 「明治官制辞典」五八九一五九〇頁。大正元年には四一に達した。

町村住民およびその権利義務はほぼ町村制と同じく、町村公民は帝国臣民にして、公権を有する独立の男子、三年以来町住民となり、町村内にて地租年額四〇錢以上を納め、または直接国税・北海道水産税、もしくは直接国税と北海道水産税とを合して、年額二円以上を納め、耕地三町歩以上を所有する者に限られた。ここでは、北海道水産税は直接国税と同様のものとして扱われている。

(260) 「明治官制辞典」五九六一五七九頁。

北海道二級町村制は北海道特有の行政組織で、未だ一級町村制を施行しない地方に対するものである。明治三五年四月札幌郡札幌村ほか六一ヵ町村に施行され、大正元年には一四六となつた。町村内居住者は町村住民として権利義務は一級町村制と等しいが、公民の制は設けられていない。一級町村制においては町村長・助役は、町村委会が選挙し長官が認可したのに對し、二級町村の町村長は長官が任免した。町村委会選舉資格は帝国臣民にして、公権を有する独立の男子であつて、一

年以来町村内に住居し、町村内にて地租年額一〇錢以上を納め、または直接国税・北海道水産税および両者の合計において年額五〇錢以上を納めまたは耕地一町歩、もしくは宅地百坪以上を所有し、または総納税人の町村税平均額以上の町村税を納める者に限られた。

(261) 「明治官制辞典」五九一頁。大正一一年に市制を実施した。

なお、区公民は帝國臣民にして、公権を有する独立の男子、三年以来区住民となり、区の負担を分任し、区内にして地租年額五〇錢以上、または直接国税一円五〇錢以上を納め、もしくは、耕地宅地三町歩以上を所有する者と定められた。住民の権利義務は市制とほぼ同一である。

(262) 内閣官報局編「明治年間法令全書」(以下「法令全書」という。)明治三十三年、第3分冊勅令五九頁及三〇九頁。

(263) 「法令全書」明治三十四年一2、法律二頁。

(264) 「法令全書」明治三十四年一2、予算一四七頁。「新撰北海道史」第六卷六八一頁「歴史Ⅱ」、一一八二三頁。

(265) 「新撰北海道史」第六卷六八二一六九四頁。

(266) 「法令全書」明治三十三年一2、予算一頁。

(267) 「歴史Ⅰ」一八八頁は、特殊なものとしてアイヌ救恤費・効農費があるとするが、明治三四年歳出追加によれば、それらの科目は科目上却つて消えており、科目が整理統合されているのではないかと考えられる。

(268) 「松方正義関係文書」第十一卷、大東文化大学東洋研究所刊、六〇一六六頁。平成二年。

(269) 「新撰北海道史」第六卷六八二一六九四頁。

(270) 「法令全書」明治三十四年一2、法律六頁。

第四章 地方税時代の水産税

(一) 地方移管後の水産税

(1) 北海道地方費法第十二条及び第二条により、北海道水産税は地方税に移管され、北海道地方税の水産税に変つた。納稅者につき、当初は「水產稅ハ水產物ノ採取又ハ製造ヲ營業ト為ス者ニ之ヲ賦課ス」（四条）とされていたが、明治四十年三月法律第三号により「水產物の採取に関する漁業權を享有する者」も納稅者となつた。⁽¹⁾ 後の漁業權の萌芽である。

また、北海道地方費法により、勅令を以て別段の規定が設けられた場合を除き、水產税の賦課徵収に関する事項に付ては府県税に関する規定が準用される（ただし、府県參事會の職務は、北海道會には參事會の規定を欠いていることから、北海道府長官が行うこととされている）（同法七条）。そして、「水產稅ノ課率」は北海道會が議決できるものの、北海道地方費令（明治三四年三月勅令一八号）⁽²⁾一八条により、内務大臣及大藏大臣の許可が必要であるとされた。

同じ明治三四年三月には、勅令二一号「北海道水產稅區令」⁽³⁾が出された。同令一条は「北海道廳長官ハ稅區ヲ設ケ其ノ區内ニ於ケル水產稅賦課ノ細目ヲ議決セシムルカ為稅區會ヲ設クルコトヲ得」とし、水產稅賦課の細目を稅區の決定に委ねた。稅區會議員は名譽職で、任期は三年であり、管理者及附屬員の職務関係や懲戒処分は区町村吏員の例による（三条・六条）。

この水産税区は、水産物営業人組合を財産区のような組織にかえて活用しようとしたものである。当時、各地にいろいろの組合がつくられ、漁業の組織化が図られている。⁽²⁵⁾ たとえば、釧路・網走地方には、水産組合（水産業の改良発達及水産動植物の繁殖を目的とする）、漁業組合（漁業における発達・共同利益を目的とする）などが多數あり、期限内一般納税を目的とする納税組合も存在している。⁽²⁶⁾ それらと別の水産税徵収のための機構としようとしたものと考えられる。

(2) この時期の水産税については、移行当日の明治三四年四月一日付で「北海道地方税賦課規則」（道庁令四三号）及「明治三十四年度北海道地方税水産税賦課規則」（道庁令四四号）⁽²⁷⁾ が出された。それによれば、「別ニ定ムル所ノ區域内ニ於ケル水産物產出高價額千分ノ五十五ヲ以テ其區域内ノ稅額ト為シ之ヲ各営業人ニ賦課」される。課稅物品は北海道水產税と同じである（表20）。水產物產出高價額は、「明治二十六年一月ヨリ同二十八年十二月マテ三箇年間水產物產出高並ニ売買相場ノ平均ニ依ル」（第四条）。北海道水產税則とほぼ同様である。第一類の水產物を第二類の水產物についてのみ課稅するのも北海道水產税則と同様である。納期や納額割合も北海道水產税則と同様である。「區域内負担總額ニ依リ適宜標準ヲ設ケ各自ノ賦課額ヲ定メルモノトス」（北海道地方税水産税賦課規則六条）のも、基本的には、北海道水產税則における水產物営業人組合の場合と同様である。

こうして比較すると、この時期の水産税は、基本的には北海道水產税が看板を書替えたものといつても過言ではない。ただし、明治三四年の税率は五・五%で、一割高くなっている。

(3) 明治三四年の「北海道地方税賦課規則」が、「水産税の賦課方法ハ別ニ之ヲ定ム」としているのを受け、明治三十四年度北海道地方税水產税賦課規則が定められた。そして、明治三十五年二月北海道庁令一四号「北海道地方税賦

「課規則」では、水産税につき二ヶ条を置いている。この中で、年度内の新規開業者および休業者廃業者には賦課しないことができるとしている。

(4) 明治三四年十月の第一回道会において、水産税を軽減し農業者と漁業者との間の負担の公平を強力に主張するグループと、これに反対するグループとが、対立した。なかなか決着がつかず、園田安賢長官の裁定により、水産税が一割減税された。⁽²⁴⁾ 明治三五年二月二七日に前年四月の北海道地方税賦課規則が廃止され、同名の規則が公布（明治三五年度より施行）され、あわせて多くの道府令が出されたのは、その表われであろう。⁽²⁵⁾ 税率が一割下げられると、結果的に北海道水産税時代の税率に戻ったことになる。なお、この際の改正では、課税物品に変更はなかった。

(二) 大正十一年北海道府令三十号以後

(1) 大正一一年法律第五八号をもって、北海道地方費法が改正された。⁽²⁶⁾ そこでは、水産税および段別割に関する四条が削除され、かわりに大正十一年北海道府令三十号をもって水産税が規定されることになった。「新北海道史」九巻一〇四六頁「北海道地方費歳入決算」には大正一一年以降、水産税は特掲されていないが、雑種税が急増していることから、雑種税に含まれていると考えられる。北海道地方費法において、水産税が計上されなくなったためである。それまでの水産税収入は、表13参照。

大正十一年北海道府令三十号における水産税の内容は次のとおりである（表20）。

- (1) 第一種 免許漁業及旋網漁業（ただし、地先水面専用漁業を除く。）
- ……免許漁業割・旋網漁業割

(四) 第二種 許可漁業、自由漁業及地先水面専用漁業（ただし、旋網漁業を除く。）

……漁船割・漁具割・漁獲割

(八) 第三種 他人の採取した原料を買入れ水産物を製造するもの

……製品割（製造価格の〇・六%）

免許漁業割及旋網漁業割は、漁業毎に一統又は一漁場単位で、各々地域別に平均年税が定められている。漁船割及漁具割は、網の種類・船長（漁業割を除く。）・地域毎に、一放又は一統あたりで年税が定められている。漁獲割は捕鯨一頭あたりで定められている。

この定め方を、北海道水産税則と比較すると、課税標準の算定方法が、三種にわけられる一方で、第一類・第二類の区別が行なわれていない。しかも、漁業毎・網毎に地域毎と、複雑に課税標準の計算方法が定められている。製造高・漁獲高を調査する必要が少なくなり、払下価額を調べる必要もない。製品割対象の製造価格の調査が手間を要するかもしれないが、統数・船数・放数・捕鯨頭数の調査は、それほど手間がかからないはずである。外形課税の採用そのものである。

さらに、物産税から北海道水産税に変化する際に非課税となつたものも課税されるようになつた。これらを通じてみると、地方税になつた場合の課税の変化が、明らかに認められる。

(2) 戦前、地方税に関する基本法は、明治四一年法律三七号「²³³地方税制限ニ関スル法律」、大正一五年三月法律二四号「地方税ニ関スル法律」、昭和一五年の地方税法である。水産税が北海道地方費法に明文の根拠がなくなつたときは、これらの法律に別の根拠がなければ存続しえなくなる。

「地方税制限ニ関スル法律」によれば、雜種税の中に「漁業採藻の類」が含まれている。そして、大正一五年「地方税ニ関スル法律」においては、雜種税は一五種に限定されたが、漁業税は残った。もつとも、内務・大蔵両大臣の許可を得れば、それ以外の課税は可能であった。

(3) 第二期拓殖計画がスタートした昭和二年四月七日北海道庁令四三二号でもって、新しい漁業税が定められる。⁽²⁴⁾ この漁業税（表21）は、漁場割が漁業権者に課せられ、漁船割・漁具割・漁獲割・従業者割が漁業を営む者に課されるという二種類の計算方法をとっている。そして、税目の並べ方も地方税の最後にあるということは、それだけ漁業税の地位が低下したことを示している。

昭和二年の漁業税は、大正十一年の水産税とある程度類似した内容である。たとえば、漁場割は、大正十一年の漁業割にほぼ相当し、漁船割及び漁具割は、対象とする漁業が入り組んではいるが、あわせるとほぼ従前と似てくる。漁獲割は、いざれも捕鯨にかかる。異なるのは、大正十一年では製品割があるが、昭和二年ではそれがなくなり、かわって、従業者割が出てきたことである。また、漁場割は、漁場の賃貸価格によることとされ、地租における賃貸価格の導入（大正一五年から昭和二年にかけて土地賃貸価格調査が行われ、昭和六年になつて地租の課税標準に賃貸価格が採用された。表8）を先どりしたものとなつている。しかし、税率その他の課税標準は別の定めにゆだねられてゐる。このことは、租税法律主義に必らずしもそぐわないようと思われる。

(4) 昭和七年三月「北海道地方税条例」（北海道条例第三号）が定められ、この中で、漁業税も改正がなされた。⁽²⁵⁾ (表22)。

昭和二年の漁業税に比較すると、漁場割・漁船割・従業者割・漁具割・漁獲割の構成は同じであるが、定め方が細

かくなつておひり、むしろ、大正十一年の水産税に似た詳しい定め方となつてゐる。ただし、漁場割は、すべて漁場賃貸価格を課税標準とし、漁業を定置・区画・特別の三種に分類しているが、税率が漁場賃貸価格の7%となり、漁船割の分類も簡略化されている。

(5) 漁業税は、全国的には昭和一五年の税制改革によつて廃止され、漁業権の取得に對して賦課される漁業権税にかわつた。

これにあわせて、昭和十五年十月、北海道においても北海道条例第八号で「北海道地方税条例」⁽²⁸⁾が大改正され、これに伴い、漁業税が漁業権税にかわつた。漁業税の漁場割・漁船割・漁具割・漁獲割・従業者割の区分がなくなつた(表23)。定置漁業・区画漁業・特別漁業については、一漁業権毎に漁場賃貸価格の7%が漁場割として課税されたものが、それが全ての漁業権者に拡大され、第一種漁業権税として漁場賃貸価格の6%が課されるよう改められた。さらに、第二種の漁業権税として、漁業権の取得に対し漁場価格の一・二%が課されている。これも、漁場割の時代でも、着業者のうち、漁場賃貸価格の三百円以上の場合には漁場賃貸価格の3%が更に課税されている。全ての漁業取得者に拡大され、他方で率が引下げられたことになる。漁業権の所有及び取得に対する課税として純化されたわけである。もつとも、第一種と第二種との間で課税標準たる価格が異なるので、単純には比較できない。また、第一種と第二種との間で、課税標準たる価格を何故使いわけたのか、その理由も不明である。

(6) 漁業権税は、昭和二十七年度の税制改正によつて廃止された。廃止の理由としては、税額も少なく普遍的でないこと等があげられている。⁽²⁹⁾漁業権税の廃止後、それにかわる税は制定されなかつた。

水産税は比較的安定した財源ではあっても、伸長性のある財源でなかつたことは、大正十年までの計数で明らかで

ある。大正十一年以後、次第に減少していった。それゆえ、「新北海道史」も、水産税の特掲をやめたのかもしれない。水産税が地方税となってから以後、北海道水産業も近代化しつゝ、全国に占めるその地位は低下する傾向があり、水産業従事者も減少傾向をたどっていた。⁽²²⁸⁾

(三) その後の拓殖計画

(1) 北海道水産税則の制定及び廃止に開拓のあり方がからんでいることは前述の通りである。そこで、その後の拓殖計画を考察する。

北海道水産税則廃止時の北海道庁長官の園田安賢が企画した北海道十年計画⁽²²⁹⁾は、日露戦争に際会し、縮少に追い込まれた。後任の河島醇長官は、十年計画を一年早く打ち切り、七〇〇〇万円を予算とする拓殖十五年計画を企画し、拓殖上重要な事業を国費をもつて施行しようとした。この計画は、後に第一期拓殖計画（第一拓計）とよばれ、明治四十三年スタートした。支出を行政費と事業費に、事業費を森林費と拓殖費にわけ、森林費では森林の整理及び経営に関する計画を遂行し、拓殖費では将来約十五箇年以内において拓殖上必ずしも施行することを要すと認める事業を確実に実行しようとした。また、明治四十三年度より向う十五ヶ年間に、毎年二五〇万円の定額、及び北海道に於ける政府の歳入増加額を支出し、一ヶ年度の支出額をあわせて五〇〇万円以内とし、総額約七千万円を支出し、拓殖上緊要なる事業を国費を以て施行しようとした。⁽²³⁰⁾ この当時、道内の国税収入は既に道の歳出を上回るようになつており、⁽²³¹⁾ 拓殖の進歩により生ずる国庫の利益を直ちに拓殖事業に利用しようとしたものと思われる。

(2) の計画は、明治四十三年三月二十五日、議会を通過した。北海道港湾費・北海道道路橋梁費の継続費計一千六百万円

余が計上されている（表18参照）。この計画は、大正六年（一九一七）に改訂され、年限が一年延長された。

この第一拓計の後半期には、その重点が土木施設から産業施設に移り、移民は大正九年から減少はじめ、離道が増え、土地処分面積も減少した。耕地も大正十年から五年間に、約七万町歩減少したが、室蘭市と十勝・釧路・根室地方では増加した。⁽²³⁾こうした開拓の転機に際し、北海道地方費法が改正され、大正十一年道厅令三十号の施行となつたわけである。

(2) 第一期拓殖計画は、大正一五年度でもって大体終了した。大正一五年の頃には、将来の拓殖計画のあり方について、多くの関心が持たれるようになつた。

まず、大正十五年度総予算の編成方針において、次の項目がたてられた。⁽²⁴⁾

「北海道拓殖計画は大正十六年度に於て同年度以降の計画を樹立することとし、本年度に於ては差向き相当の追加を為すこと。」

さらに、大正十五年度総予算に対し、五十一回帝国議会に北海道第二期拓殖計画調査会を含む追加予算が提出され、可決された。この際、衆議院で次の附帯決議がなされた。⁽²⁵⁾

「北海道第一期拓殖計画調査会委員には、民間の知識経験ある者をも之に加えて公平なる調査を遂げ、以て、適切なる計画を立てられんことを望む。」

(3) 昭和二年一月十八日、第五十二回帝国議会において、片岡直温蔵相による財政演説が行われた。⁽²⁶⁾その中で、前年同様緊縮を旨とし、以て財界の整理を促進し、その回復を速かならしむる必要があるほか、海軍補助艦艇製造費の追加、北海道第一期拓殖計画の樹立、第二次税制整理等の懸案があり、この際その解決を要するものが少くない。故

に、昭和二年度予算の編成に当りましては、懸案の解決、社会政策的施設ならびに産業の振興に要する経費等緊急やむを得ざるもの以外は新規要求を認めない。そして、北海道拓殖事業について第二期計画を樹てる必要があるが、既往の実績に鑑み攻究を要するものがあると認め、昨年設けた委員会の慎重な研究報告に基づき、昭和二年度以降二年間に亘る第二期計画を定めた。この計画に基づき、大体毎年度北海道に於ける収入より、拓殖費以外の支出を差し引いた額を標準として、翌年度の拓殖費を定めることとした旨、説明されている。

昭和二年度予算は、昭和二年三月二九日可決された。⁽²⁷⁾ それによれば、北海道拓殖費等一千五百万円余、既定費を含む継続費総額一億八千六百万円余が含まれている（表18参照）。

第二期北海道拓殖計画⁽²⁸⁾は、北海道拓殖費総額を九億六千万円とし、歐州大戦による財界および經濟界の変動に対応し時勢の要求する拓殖事業をめざし、国有、又は公私有未開地若は海田の開発、人口の移植に必要な交通、産業並に土本事業の全般に亘って拓殖促進の基調となるべき各般の施設を行わんとしている。そこでは、農耕適地一五八万町歩の開発、牛馬百万頭への増加による農業經營の多角化、移民の招募による全道人口の六百万人への増加をめざしていった。

この計画に対し計画性の確実性が高められてはいたものの、既に国庫剩余金は減少傾向にあり国庫の余裕が少なくなつていていたのに加え、日中事変以降の社会や時勢の大変動により、第二期拓殖計画は未完に終つた。

この第二期拓殖計画が始まる昭和二年に漁業税の大改革があり、昭和七年に一部改正された。そして、昭和一五年の國および地方を通ずる大税制改革の中で、漁業税が漁業権税にかわった。その点でも、漁業税は北海道の歴史と深くからみあつてゐると言えよう。

(4) その後、昭和二五年六月北海道開発庁が発足し、開発事業の実施は従前どおり北海道があたることになった。翌昭和二六年七月、北海道開発局が発足し、同年十月、北海道開発審議会は、北海道総合開発計画を答申した。⁽³⁰⁾ ちょうど、日本の戦後社会のかわり目の一時期であり、日本全国で種々の改革がなされていた。漁業権税の廃止も多くの改革の一つであった。

〔注四〕

(271) 「明治大正財政史」第七巻一一〇一頁。「法令全書」明治四十年—2、法律三頁。

これに伴ない、明治四十年四月一九日、北海道府令第六十一号は、誰に水産税を賦課するかを決めていた明治三十五年二月北海道府令第十四号北海道地方税賦課規則第三十条を削除している。

(272) 「法令全書」明治三四年—3、勅令三九頁。

(273) 「法令全書」明治三四年—3、勅令三九頁。

(274) 北海道水産税区令は、大正元年十月二六日勅令三八号で廃止の旨発せられ、大正二年四月一日より施行された。大正元年十月二八日付官報参照。

なお、「道稅三十年史」(昭和五三年、北海道総務部總務課)一九四頁は、明治四四年に水産税区令が廃止されたとする。

この資料は、北海道水産税則の制定年月日や北海道地方費法に関する記述にも、必らずしも正確とは言い難い部分を含んでいる。

(275) 「歴史II」一九〇—一九一頁。

(276) 租稅資料室所蔵資料。

(277) 「明治三四年分『北海道府公文』」(北海道朝日新聞社)一九頁。

(278) 「現行布令便覽」明治三六年—第一分冊五七頁。

(279) 今里静山「北海道会史」第十章、及第十一章「歴史II」二八九頁。

(280) 明治三十五年三月七日の北海道厅令第十八号は、水產物產出価額及稅額を改定している。明治三十四年北海道厅令第八十号で定められた水產物產出価額及稅額とこれを比較すると、たとえば函館水產稅区の稅額の場合、約一五%輕減されている。水產稅区会が、稅区の水產稅納稅總額に依り適宜の標準を以て各個の賦課額を定められることは、明治三十四年北海道厅令第四十四号第六条及明治三十五年北海道厅令第十四号第三十二条第一項とも同旨であることから、この稅額改定により実質的に輕減されていると考えられる。道立文書館所蔵の「北海道廳現行布令便覽」明治三六年及び「明治三十四年令『北海道廳公文』」による。

- (281) 「法令全書」(大正一一年)第四号) 八八頁。
- (282) 「北海道厅公報」五〇四号(大正一一年四月)六六〇頁。
- (283) 丸山高滿「日本地方稅制史」ぎょうせい刊。
- (284) 北海學会編「加除自在現行北海道廳令規全集」(昭和四年九月三十日發行)(国会図書館蔵)三三九~三五一頁。
- (285) 「北海道厅公報」第二百五号九九頁。
- (286) 昭和一五年四月二十三日付「北海道廳公報」一一七〇号。
- (287) (288) (289) (290) (291)
- (283) 「歴史Ⅱ」三三〇~三三一頁。
- (289) 「新撰北海道史」第六卷六八一~七六四頁。
- (290) 「新撰北海道史」第六卷七六五~八八〇頁。
- (291) 「明治大正財政史」第三卷五六〇~五六九頁の明治四十三年度決算額予算額対照表によれば、北海道には、五八〇、九七六円支出されているが、明治四三年度の北海道の所得稅収入だけで一〇六万円余に達している。營業稅が八〇万円余ある。日本帝国第三回統計年鑑八一九~八一五頁参照。
- なお、明治四三年度では、このほか、北海道拓殖費一、三五三、一三五円。北海森林費(一七一、一四六円)が支出されている。これらを合わせると、北海道には三三〇万円余支出されたことになる。
- (292) 「明治四十三年三月二十五日付官報号外」(国会図書館蔵)一頁以下。

(293)

「歴史Ⅱ」、二八一～一八六頁。

(294)

「明治大正財政史」第四卷六七六～六七七頁。『新撰北海道史』第六卷七六五～八八〇頁。

(295)

「明治大正財政史」第四卷七三〇～七三五頁。

(296)

「昭和財政史」第一卷（昭和四十年）東洋経済新報社、三四六～三五三頁。特に三四六頁および三四九頁。

なお、同第三巻（昭和三十年）六一～一〇頁も、昭和二年度予算の編成とその実行を扱っているが、国庫状況の厳しさが明らかにされている。

(297)

「昭和二年三月二十九日付『官報』号外」（国会図書館蔵）一〇頁以下。

なお、昭和一年～二十一年の北海道拓殖費年度別費額割合（確定予算）については、「歴史Ⅰ」一一一頁に転載されてい

る。

(298)

「新撰北海道史」第六卷八七九～九六五頁。

(299)

「新撰北海道史」第六卷の解題による。

(300)

「昭和財政史」第一卷八頁。

(301)

「新北海道史年表」北海道出版企画センター（一九八九年）

第五章 北海道諸産物出港税・船税

(1) 北海道諸産物出港税は、前述のとおり、松前藩時代の沖ノ口口銭に由来する。松前藩は北海道来航の船舶はすべて箱館・福山・江差に入港せしめ、塔載貨物の売買は問屋を定めて紹介せしめ、沖ノ口番所を置き、出入港の貨物に税を課し、石役・面役等の類を問屋として徴収せしめた。幕府支配のときも同様であり、箱館奉行所の重要財源でもあつた。内国関税と海産物からの運上金が財政の中心である時代が長く続いたわけである。

寛永七年（一六三〇）に沖ノ口番所が置かれ徴収が始まつたとも、享保二十年（一七三五）に沖口入御役が新たに設けられたとも言われ、起源は定かではない。「北海道志」および「法規分類大全」⁽³⁴⁾に収められた文政元年（一七八）九月のものによれば、次のものがあげられている。鰐役・小役銭・判銭・昆布役・諸船面役・諸船穀役・口銭・合船役・諸船乗石数・諸役銭（旅人役・諸職人役銭・場所稼方役などを含む。）等、実に雑多であり、種々の性格の税が含まれている。沖ノ口口銭の変遷については表24、その税額については表14を参照。

(2) 明治二年九月、松前港における蝦夷地船運上の取立が廃止され、かわって、箱館・幌泉・寿都・手宮の四カ所において軍艦を除き運上が取り立てられることになった。⁽³⁵⁾ついで、明治二年一二月開拓使布達「函館幌泉寿都手宮海關所規則」⁽³⁶⁾は、輸入諸品はその時の相場元代高より一分五厘の税を取り立て、また、北海道出産の品は場所を上中下に分け三箇年平均相場元代高より税六分を見込み出入りに半高づつ取立てるとし、そのほかにも、諸種の税の取立てを定めている。さらに、従来、荷物代金高の二分とされていた問屋口銭は、商人相対をもつて口銭は勝手に受けてよいとされ、保証されなくなった。具体的には、「税員定則」⁽³⁷⁾が明らかにされている。「税員定則」では、輸出税・材木津

出役・石役・面役・常燈料・帆形役・鮓取船役・合船并修覆船役・職人役・滯在役・輸入税に分けている。輸出税は、鹿皮・蚕種紙・硫黃などを含む多くの掲名された物品と、その他の物品にわけ課せられることになつており、海產税（物產税）と重複する部分を含んでいる。掲名された物品に対する輸出税は、卯辰巳三箇年（＝明治元年～三年）の平均原価の六分で、入港・出港の都度半額づつ收めるのに対し、掲名されない産物を輸出するときは時価の六分の半額を出入港の都度収税した。掲名された物品の課税標準の計算方法は、北海道水產税の場合と同様であるが、掲名されない物品にその方法が適用されない理由は不明である。なお、輸入税の場合は、諸品入港の時に原価の一分五厘が収税されるが、海關所において毎月三度物品の時価が査定されることになっているので、「査定された時価」に基づいて課税されることになる。

(3) 明治三年一二月「函館寿都手宮幌泉海關所規則」⁽³⁰⁸⁾が改正された。ちょうど、明治三年正月、松前港に開かれた海關所は、同年十二月、「館藩管内ニ係リ候輸出入ノ諸物品並商船ノ諸税等自今同藩ニ於テ可取建」こととなつた。⁽³⁰⁹⁾といつても、明治四年三月には、松前・江差両港の税金を開拓使に通納すること⁽³¹⁰⁾になるので、松前領内に設けられた海關所に、この規則は当分の間適用されないことになる。松前・江差両海關所に海關所規則が適用されるのは、明治五年二月の「海關所規則」後、館県が開拓使に復帰してからである。⁽³¹¹⁾明治四年一二月二七日には、海關所規則の標題の導入にとどまらず、三年間外國貿易のほか海關輸出入品を免税とする旨の布告が出された際、福山・江差両海關所には、別途明治五年に輸出入を免ずる旨の指令⁽³¹²⁾が出されている。

明治三年十二月改正の「函館寿都手宮幌泉海關所規則」では、向地よりの輸入につき船積荷の四割を用捨てて残の分を其時相場代金高より一分五厘（＝船積高の〇・九%）、納稅のうえ米鹽以外の品を向地に輸出する際に一分、北

海道出産の品は船積高の四割を用捨てて残余の其時の相場代金高より四分（＝船積高の二・四%）が収税されることになった。また、石役・帆形役・面役が港役に統合されるとともに、職人役・滯在役が廃止されたが、開拓を促そうという意図が感じられる。

また、問屋口銭として、輸出品は売付相場高の一分五厘、輸入品について同一分、かつ輸出入品とも歩金として相場元代価の五厘を、荷主から相対をもつて受用致すべきことが再び認められた。問屋側からの振り戻しと言つてよい。

しかし、明治五年二月「海関所規則」⁽³¹³⁾により、輸出入物品税の収税が三年間免除となることが打出され、鮮取船役が廃止されるとともに、問屋口銭も姿を消した。もつとも、港役・常燈料は従前の通り収税されている。

(4) 明治七年六月、開拓使本庁達六ノ三号「港内取締規則」⁽³¹⁴⁾が定められた。これにより港役が廃止され、かわって港湾碇泊税が課されることとなつた。また、常燈料（棒杭料）が一艘あたり五十文が五銭に変更されるとともに、問屋口銭に対する保障が無くなつた。

この港湾碇泊税は、そもそも各藩が境界の海陸において物品の輸出入に対し口銭又は口税を取り立てていたことに源を発する。松前藩の場合は、この比重が高く内容も複雑であつただけである。まず、明治五年二月太政官達第四五号により陸口の分が廃止され、ついで明治六年一月太政官布告第八号「港内取締規則」⁽³¹⁵⁾でもつて全く口銭・口税を廃止し、入港船舶に対し碇泊税を賦課することになつた。この船の積載石数（トン数による船は一トンにつき六石七斗二升で石数に換算）の段階に応じて納付するものであった。明治七年の開拓使本庁達は、一年余遅れて施行するものであるが、「積石五十石以下ノ商船及漁船等各港ニ於テ相當ノ規則可相定」としており、差がみられる。

まもなく、明治七年十一月布告一三二号(31)でもって「国内廻漕規則」⁽³²⁾が定められ、「港内取締規則」が廃止された。ただし、函館支庁において国内廻漕規則が実施されたのは明治八年四月(33)で少し遅いが、船の石数の三段階に応じて一銭から五厘を納めることは同様である。

碇泊税は、明治八年十一月八日布告一六三号(34)により廃止され、これに伴つて常燈料も廃止された。なお、開拓使本庁は、明治八年十二月一九日、出港税に関する廉は追て何分相違候まで、これまで通り取り扱うこととしている。
(5) 明治八年二月四日布告一四号をもつて、「北海道諸産物出港税則並各港船改所規則」⁽³⁵⁾が定められ、沖ノ口口銭に関する規定が整備された。明治七年六月、港役が港湾碇泊税として分離した後、外国貿易を除き海關輸出入に際し課税されていなかつたが、ここにおいて、「鉱屬及穀類麻卵紙生糸器具ヲ除」⁽³⁶⁾く北海道諸産物は、各府県管下に向け出港する際に船改所へ原価の百分の四を納めることとなつた。輸入品が除かれたが、課税物品が掲名されず一般的に規定されているため、海產税あるいは物産が重複して課税されるケースが復活した。出港税は、いずれかの船改所において手続をし、納税して出帆免状を受けるのが原則であった。なお、明治八年十一月まで港湾碇泊税が併存しているのも北海道の特色といえる。

出港税を制定したいとの開拓使の伺は、明治七年一二月一日に出された。⁽³⁷⁾それによれば、(1)人民は漁業を本業とし負担は二割にすぎず、他府県と比較して重くないこと、(2)他地方において民費で支出されている分も官金をもつて支給しているものが多くあること、(3)収入した税金は、当使の定額に算入せず、別に方法を設け、専ら人民産業の資本に充て兼てその数目を公告し、道路を修め堤防を築き又は賑貸給与等すべて人民の益利を興す費用に充てたいとする。大蔵省は、内地に比し稍過当ではないかとの懸念を示したもの、しばらく免税し物産も繁殖し人民も潤沢とな

つてゐるし、開拓使において可然としているとして、許容した。これを受け、明治八年二月布告一四号は、冒頭に次の文言を掲げるとともに、同日付で同趣旨の達が開拓使に出された。⁽³²⁾ 他方、北海道における海關税は開拓使から大蔵省に収入先がかかる。

「北海道ノ儀ハ開拓草創ノ際ニテ一般ノ税則モ難行場合ニ付官金ヲ以民費ヲ補フ者多多有之因テ今般全道堤防道路ノ修築又は賑給等専ラ人民興益ノ用ニ充ツヘキタメ」

ところで、明治一三年一月の大蔵省達乙七号は租税科目の中に北海道諸産物出港税を掲げていない。⁽³³⁾ また、明治十八年三月「開拓使收支統計」⁽³⁴⁾ は、租税統計と地方税統計との間に出港税統計の款を設けるとともに、出港税支弁に係る諸費統計の款を設けている。

「開拓使收支統計」は、明治二年十月から一五年一月までをまとめている。租税科目には北海道物産税のはか海関税・船税・港湾碇泊税などが含まれ、出港税は別統計となる。⁽³⁵⁾ 出港税計一三五万円余のうち、土木費が五六万円余（四一・五%）がトップで、警察費（七・八%）、学校費（四・九%）、病院費（四・二%）、營繕費（四・一%）と続き、これだけで、六割を超える。これらの使い方や科目を考えると、譲与税に近いと思われる。なお、別途、地方費に一六万四千七百万円が補給されている。

(6) 北海道諸産物出港税は、その後、明治十年八月布告第五六号でもって、改正がなされ、酒類及び陸海軍用品が非課税となつた。その後、船改所および船改派出所に関する規定が変更されたほか、明治一〇年九月「開拓使出港税則等取締手続」⁽³⁶⁾ の制定、及明治十一年三月「西洋形汽船出港税徵收方」⁽³⁷⁾ の制定、明治十一年七月「開拓使貨物積卸検査手續」⁽³⁸⁾ の制定がある。そして、明治二十年、北海道水產税則の制定とさしかえに、北海道諸産物出港税は廃止され

た。その間、物産税とともに北海道諸産物出港税は、北海道の重要な財源であった。

(7) 出港税の徵收機関は、函館・手宮・寿都・幌泉の四港に設けられた海官所に始まる。同三年正月、館藩所轄（＝館藩がそれまで沖ノ口役錢を徵收していた。）松前・江差両港の運上所を開拓使の管属とし海關所を置いたが、同年十二月江差・松前海關所は前述のとおり館藩の所屬となった。そして、明治五年には各海關の新設統合・改称が行なわれた。明治八年二月には各海關所が船改所となり、函館・江差・室蘭・小樽・寿都・厚岸の七港に船改所が置かれた。そして、徵收の便宜のため明治十年八月、船改派出所が十カ所（千島の振別を含む。）に設置されるなど、その船改所や派出所の増設が行われた。⁽³³⁾ 歴史的経緯からして、これらの施設の所在地は、北海道物産税の所在地と重なることが多いことは当然である。これらの徵收機関が北海道諸産物出港税の廢止に伴って漸次廢止になつたことも当然である。

運上所の実務は、さしあたつては、従来通り、地方の府県（函館の場合は「開拓使」）に委ねられていたので、「開拓使収支統計」の「租稅」に、函館運上所の収稅額が含まれている。その後、明治八年八月には、それまで開拓使直轄であった函館税關が、租稅寮直轄となつたため、「開拓使収支統計」からは海關稅收入は消えている。⁽³⁴⁾

(8) 北海道諸産物出港税と密接な関係のある税として、船税がある。徳川時代、船年貢、船運上又は川船役と称する税が各地で課されていた。これが船税とよばれるもので、松前藩時代の沖ノ口口錢中の諸船穀役と類似のものである。

明治二年十二月布達「船税々率制定ノ件」⁽³⁵⁾で全国一般の税率が定められた後、明治四年八月布告「船税規則」により、在來の日本船・蒸氣船・風帆に対して船税が年税として課されることになった。毎年四月までに納付することと

し、積石五十石未満のもの及び漁船等は対象外であった。

これに対し、明治三年閏十月の開拓使達「開拓使船税徵取方」⁽³³⁾は、西洋形を除き北海道闊境の地船は百石に付き一両、百石積以下の分は積石に応じ、その割を以て毎年十一月十五日限り最寄海關所に上納させている。さらに、明治五年二月の開拓使達「海關所規則」の第六項⁽³³⁾は、

「北海道闊境ノ地船在来形商船百石積以上積石百石ニ付稅金一両ツツ歳歲取立候事但商船規則ニ不拘十一月限り収束テ其役場ヨリ適宜五港ノ海關所へ可相納事」

と、船税規則の第一則に準じた定めとなつており、船税を開拓使は受け入れる方向にあることを示している。ただし、明治六年一月、船税を開拓使が収入することが認められた。沖ノ口番所以來の経緯を配慮したものと考えられる。「北海道志」が

「海關所規則ニ掲タル商船稅ヲ改メ四年八月公布船稅規則ニ準シ六年始テ商船稅ノ目ヲ起ス」

とするのは、これらの動きを表わすものである。

開拓使が積石五十石以上の商船稅を毎年四月から取り立てことになつたのは、明治八年十月の開拓使達⁽³³⁾によつてある。この達は、

「管下人民所有船積石百石以上之船稅舊海關所規則ニ據リ年年十一月收稅シ來候處同規則ハ本年四月ヨリ諸產物出港稅則船改所規則ニ改正相成候ニ付テハ辛未八月公布船稅規則ニ照准積石五十石以上ノ商船稅來九年分ヨリ年年四月中ニ取立」としている。

漁船ならびに海川小廻船に関する稅則については、明治七年二月布告第二号で定められた。⁽³³⁾これは各地方で有

税無税があつたのを統一したものであるが、開拓使は延期を願い出、施行されたのは明治九年七月開拓使達第六号によつてであつた。⁽³⁰⁾

船税規則及び漁船並びに海川小廻船等船税規則といふ二本立の税則は、明治一六年四月布告一三号「船税規則」⁽³¹⁾で統一されたが明治二九年、當業税の制定に伴い船税も廢止され、地方の財源に移る。北海道などの地方にとつてみれば、本来の姿にもどつたとも言つてよい。沖ノ口口銭および運上金の相当部分が捕つて北海道の独自財源となる日が近づいたのである。

(9) 最後に、「開拓使収支統計」における北海道の租税収入の変遷をみると(表16)。ここでは、「租税計」「出港税計」「地方税計」にわけられ、北海道諸産物出港税が、租税でもなく、地方税でもないという中間的存在として把握されている。北海道諸産物出港税は北海道物産税につぐ第二位の収入であり、北海道物産税をあわせると、全税収の九割強ともなる。この比重は松前藩時代の運上金及び沖ノ口口銭の比重に近い。結局、所得税が基幹税となるまで、北海道の税金は松前藩からの流れの延長線上にある。

なお、地方税は、従来「雜税」として「租税」の一部分であつたが、雜税廢止の中で開拓使限り徵收することが明治九年三月裁可され、その後、府県税にあたる部分を出港税と同様に興益の用にあて、開拓使限り適宜処分することが明治九年十月認められたものであると説明されている。⁽³²⁾そこで、表14では、興益の用に充てるものを別集計したが、後期には全税収の四分の一前後を占めている。北海道諸産物出港税が譲与税的なものであることを傍証するとともに、北海道物産税の減税及び北海道諸産物出港税の廢止が国に与えた影響が軽かつたことを示している。

〔注五〕

(302) 「開拓使事業報告」第五篇四八一頁。

(303) 「歴史Ⅱ」。『海保』一八九〇—一九四頁は、この税に対する町民の反応を扱う。

(304) 「大全」雜稅「四一五頁以下。」『北海道志』卷之十一、一丁。

(305) 「大全」雜稅「四二五頁。

(306) 「大全」雜稅「四三八頁。

(307) 「大全」雜稅「四四四頁。

(308) 「大全」雜稅「四四九頁。

(309) 「大全」雜稅「四四八頁。伺は、沖ノ口役錢が、館藩にとって不可欠の財源であり、幕府が蝦夷地を支配した時も他藩の禄高と同様の扱いを受けていたと、強調している。

(310) 「大全」雜稅「四五四頁。

(311) 「大全」雜稅「四五六頁。

(312) なお、明治五年九月二〇日旧館管轄地が青森県より離れて、開拓使に管轄換え、函館支庁直隸となり、六年一月土地人民を請けとった。『明治官制辞典』三八一頁。したがつて、開拓使に管轄換えて際して何らかの布告や達が發せられたはずであるが、現段階では確認できない。

(313) 「大全」雜稅「四五九頁。なお、これはこの際、青森県より、北海道の他の地域と同じように扱つてほしいとの伺が出されたのを、受けて出されたものである。

(314) 「大全」雜稅「四五六頁。

(315) 「大全」回漕及出入「三六一頁及雜稅「四六一頁。

なお、開拓使は、港内取締規則も実施して差し支えないかどうか、小樽室蘭の海關所に問合せている。「大全」廻送及出入「三六〇頁。

- (316) 「大全」廻送及出入一、三六三頁。
- (317) 「大全」廻送及出入一、三八二頁。開拓使函館支庁布達元第三八号。
- (318) 「大全」廻送及出入一、三九九頁。
- (319) 「大全」廻送及出入一、四〇二頁。
- (320) 「大全」雜稅一、四六二頁。
- (321) 「大全」雜稅一、四六九頁。同年一二月一二日にも至急の沙汰を伺つてゐる。
- (322) 「大全」雜稅一、四六九頁。
- (323) 「大全」帳簿一、一頁。
- (324) 「大全」決算五、四五二頁以下。
- (325) 「大全」決算五、六三八頁。
- (326) 「大全」雜稅一、五〇五頁。
- (327) 「大全」雜稅一、五一三頁。
- (328) 「大全」雜稅一、五一七頁。
- (329) 「大全」雜稅一、五一七頁。
- (330) 「明治財政史」第一卷三八八～三八九頁、三九三～三九四頁、四一五頁。
- (331) 大藏省關稅局編「稅關百年史上卷」日本關稅協會、昭和四七年一三七～一三八頁、一四一頁、一四三頁。
- (332) 大藏省主稅局「内國稅の稅率及び納期に關する沿革摘要」昭和一四年一月調、七一四～七二五頁。
- (333) 「大全」雜稅一、六五六頁。

(334) 「大全」雜稅一、七〇一頁。
 (335) 「大全」雜稅二、四五六頁。
 (336) 「大全」雜稅一、七〇〇頁。
 (337) 「北海道志」卷二十一、二二丁。北海道諸產物出港稅の記事の中に含まれている。

(338) 「大全」雜稅一、七〇一頁。
 (339) 「大全」雜稅一、六六五頁。
 (340) 「大全」雜稅一、七〇一頁および七〇三～七〇七頁。
 (341) 「大全」雜稅一、六七八頁。

(342) 「大全」決算五、四九三頁。

おわりに

(1) 明治時代は、租税國家が発展していく時代である。旧税が整理・廢止され、新税が創設され、新しい機構・制度が創設された。

一方、蝦夷地は、幕藩体制に属していたが、本州各地の藩とは別の過程を経て立藩した松前藩の統治下にあった。松前藩は、蝦夷地との交易権を占有し、立藩の基盤とした。松前藩及び菜邑を与えられた藩士は、当初こそ自ら交易を行つたが、次第に商人に対し運上金の納付を条件に一定場所での独占的活動を認めるようになつた（場所請負制）。この運上金が基幹税であり、本州各地からの全船舶を福山・江差両港に入港させたうえ、そこにおける問屋と貨物の売買を行なわせた上で、沖の口口錢を問屋をして徵収させた。これらの租税制度は、年貢を中心とする本州各地の租税制度とまったく異なつてゐる。その後、松前藩の本領及び蝦夷地は、幕領及び分領→開拓使→三県一局制→北海道

と変化していくが、運上金及び沖ノロ口銭の取扱いが、常に重要問題となっていた。

(2) 租税は、社会経済情勢を反映していると、言われる。北海道において水産業が基幹産業であったことから、水産物に対する課税と沖ノロ口銭が基幹税となり、その課税物品も当時の状況を反映したものであった。

また、税務機構が未整備であつたけれども、場所請負人という名の徴税請負人が場所を事実上支配することを嫌つた政府は、請負人制度を廃止し場所請負制度を解体しようと努力するが、スマースには進行しなかつた。結局、請負人の特権を剥奪し機関化する場所持制に移行した後、請負人は明治九年に最終的に廃止された。この場所持制は、明治前期に本州各地の基幹税であった地租について委託徴収制が採用されたように、当時の租税機構の現状をみれば止むを得なかつた。そして、北海道水産税下の水産物営業人組合に事実上引きつがれている。

請負人制度が廃止される時期は、沖ノロ口銭のうち、(1)石役・面役等が港湾碇泊税を経て明治九年に廃止され、(2)内国輸出入にかかる税が明治八年に北海道諸産物出港税となり、(3)船役等について明治六年から九年にかけ各種の船税に關する規則が制定される時期であった。また、本州各地において地租改正作業が鋭意進められ、北海道において「地租創定」事業が開始されようとする時期でもあり、北海道租税史における重要な節目であった。

場所請負制が廃止されたことに伴ない、漁業家や漁民に物産税が課されることになるが、金納は実情に適さず物納制が採用される。課税物品や税率も地域により異なつていたため、官民双方にとって不都合であった。

(3) 物産税の統一の試みは難航した。ようやく明治二十年、所得税を中心とする税制改革や登記制度など諸制度の整備が進められる時期になり、金納に適した状況にまで経済は発展した。水産業が産業の中心であったにもかかわらず、漁業家の負担は重かつた。漁業家の負担長らく開拓の障害となつていた漁業家の負担を軽減するため、北海道水

産税則が制定され、物産税及北海道諸産物出港税が廃止された。この改革は漁業家から大歓迎を受けた。なお、場所請負制による運上金を補充した沖ノ口口銭は、結局、その一部が船税として明治二九年まで残ることになる。

北海道水産税は、金納となり、課税物品も統一された。しかし、水産物営業人組合に課税され、水産物営業人から収税委員から徴収すること、水産物営業人に対する徴収処分が行われるが連帶責任ではない等、理解しにくい構成をとっている。また、税法にとって不可欠な納期の定めを大蔵大臣に委ねたことは現代からは理解しにくいことである。

水産物営業人組合は、北海道水産税の実施上において重要な役割を果したが、機能（特に、収税委員が納稅委員と改称された後の機能）は、場所持人の機能に類似している。また、水産物営業人組合の所在地が昔の場所の位置と大半が重複し、かつ、水産税区や税務署の所在地と重複することが多いことは、偶然とは言えない。

(4) 所得税の発展、間接税の増税、地租制度の変革等の一連の税制改革が進められる一方、開拓政策も転機を迎えた明治三四年、北海道水産税は地方税としての水産税にかわる。さらに、大正十一年北海道府令三十号により、水産税は形式基準による課税となる。地方税としての水産税は、昭和中期まで続き、戦後の地方税制改革の中で姿を消した。

(5) 松前藩時代と同じく明治中期まで、北海道水産税と北海道諸産物出港税が北海道の基幹税であった。このことは、北海道に於て水産業が基幹産業であったことの反映である。

その後、北海道の開拓が進み、鉱工業や商業が発展した結果、水産業の比重が低下し、所得税の比重が高まつた。折から間接税の発展があり、水産税の低下に拍車がかかったといつても過言ではない（租税收入の推移については表15・表16参照）。

北海道に近代的な租税国家を樹立するために北海道水産税が果した役割は大きく、しかも一連の税制改革の都度、

衣を更えたのは、興味深い事実である。しかし、北海道物産税の減税が、所得税の創設の原因の一つという説明は、過大評価である。むしろ、物産税および北海道水産税が、開拓政策の重要な鍵を握っており、その改革がたまたま所得税創設の時期に相遇したと考えるのが、適当であろう。

(6) 最後に、地租がどのように発展してきたか述べることにする。箱館周辺のごく限られた地域には存在していたが、大部分の地域には地租がなく明治以降になって創定された。それらの地域では、物産税・北海道水産税・(北海道諸産物出港税も)が、他藩の正租の役目を果した。海産干場に対する課税は、本州各地では雑種地の一部で比重が小さいのに、北海道では比重が高いのに加えて、物産税(北海道水産税)・北海道諸産物出港税とが二重負担の結果となっていた。なお、公的資格において、地租と北海道水産税が同等の扱いを受けていたことを、無視することはできない。

北海道に地租改正条例が本州各地より遅れて施行され、税率は低かった。北海道の地租の内容・税率が、本州各地と同様になるのは、はるか後日のことである。

地租改正についての文献は多いが、正史である「地租改正報告書」(大蔵省、明治一五年)では北海道が除かれ、北海道の地租創定事業の文献は少ない。北海道の地租創定及びその後の地租の変遷については興味深い点が多いが次稿に委ねる。

(平成二年五月 同一二月二八日補正)

参考文献

南鉄藏「改訂 北海道総合経済史」国書刊行会(昭和五一年)

〔 〕は略号
〔南・総合〕

鈴江英一編「海産干場地租創定閑係文書」『松前町史』史料編第五卷抜刷（昭和五十五年）

国税庁税務大学校租税資料室編「明治前期国税徵收沿革」租税資料叢書第二卷（昭和六十一年）

国税庁税務大学校租税資料室「明治前期国税徵收沿革（参考法令編）」租税資料叢書第三卷（昭和六十三年）

明治期法制経済史研究所編「元老院会議筆記」後期第一十六卷（昭和五十七年）第二十七卷（昭和五十八年）

札幌国税局「国税北海道七十年の歩み」（昭和四十二年）（租税資料至藏）

森田右一「わが国における財政制度の近代化」(1)～(4) 関東学園大学大学院紀要第3号～第6号

〔七十年の歩み〕
〔筆記〕

大蔵省「地租改正報告書」（大正拾五年）（租税資料室蔵）

「北海道漁業志稿」北大協会編（昭和六三年）

「国史大辞典」第9巻吉川弘文館（昭和六三年）

日本経済史研究所編「日本経済史辞典」日本評論社版（昭和一七年）

条約局第三課「外地法令制度の概要」昭和三〇年～六月

「大蔵省年報」復刻版（日本図書センターによる）

「北前船の時代——近世以後の日本海運史」牧野信隆、教育社歴史新書（一九八六年）

榎本守恵・君尹彦「北海道の歴史（県史シリーズ）」山川出版社（昭和六一年）

榎本守恵「北海道の歴史」北海道新聞社（平成元年）

「新撰北海道史」第六巻第七巻北海道厅（昭和十一年）

〔歴史I〕
〔歴史II〕

「松方正義関係文書」第一巻～第三巻、大東文化大学東洋研究所刊。

「明治前期財政経済史料集成」

森田右一「わが国財政制度の近代化——財務官僚の研究——」霞ヶ関出版（平成二年）